

令和 7 年 3 月定例会
(2 0 2 5 年)

議案書②

2 月 2 1 日提出

【条例】

市議案第 18 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

初任給調整手当の支給限度額を改正するとともに、任期付常勤講師及び非常勤講師の給与を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年豊中市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（初任給調整手当） 第 15 条の 4 第 7 条第 1 項第 3 号アに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から 35 年以内の期間、月額 <u>251,700 円</u> を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2・3 （省 略） （法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の給与） 第 31 条 （省 略） 2 （省 略） 3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額 320,100 円、日額 19,000 円又は時間額 <u>2,920 円</u> の範囲内で他の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。 4～7 （省 略）	（初任給調整手当） 第 15 条の 4 第 7 条第 1 項第 3 号アに規定する医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から 35 年以内の期間、月額 <u>252,400 円</u> を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定める期間を経過した日から 1 年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給調整手当として支給する。 2・3 （省 略） （法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の給与） 第 31 条 （省 略） 2 （省 略） 3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額 320,100 円、日額 19,000 円又は時間額 <u>3,010 円</u> の範囲内で他の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。 4～7 （省 略）

別表第 8 を次のように改める。

別表第8

任 期 付 常 勤 講 師 給 料 表

号給	給 料 月 額
	円
1	2 0 2, 4 0 0
2	2 0 3, 9 0 0
3	2 0 5, 4 0 0
4	2 0 6, 9 0 0
5	2 0 8, 8 0 0
6	2 1 0, 7 0 0
7	2 1 2, 6 0 0
8	2 1 4, 5 0 0
9	2 1 6, 4 0 0
1 0	2 1 8, 5 0 0
1 1	2 2 0, 5 0 0
1 2	2 2 2, 4 0 0
1 3	2 2 4, 2 0 0
1 4	2 2 6, 7 0 0
1 5	2 2 9, 1 0 0
1 6	2 3 1, 6 0 0
1 7	2 3 4, 1 0 0
1 8	2 3 6, 7 0 0
1 9	2 3 9, 1 0 0
2 0	2 4 1, 5 0 0
2 1	2 4 3, 9 0 0
2 2	2 4 5, 5 0 0
2 3	2 4 7, 1 0 0
2 4	2 4 8, 7 0 0
2 5	2 5 0, 1 0 0
2 6	2 5 0, 4 0 0
2 7	2 5 0, 8 0 0
2 8	2 5 1, 2 0 0
2 9	2 5 1, 6 0 0
3 0	2 5 2, 4 0 0
3 1	2 5 3, 2 0 0
3 2	2 5 4, 0 0 0
3 3	2 5 4, 8 0 0
3 4	2 5 5, 9 0 0
3 5	2 5 6, 9 0 0
3 6	2 5 7, 9 0 0

3 7	2 5 8, 4 0 0
3 8	2 5 9, 9 0 0
3 9	2 6 1, 4 0 0
4 0	2 6 2, 9 0 0
4 1	2 6 4, 4 0 0
4 2	2 6 5, 3 0 0
4 3	2 6 6, 2 0 0
4 4	2 6 7, 0 0 0
4 5	2 6 7, 6 0 0
4 6	2 6 8, 6 0 0
4 7	2 6 9, 6 0 0
4 8	2 7 0, 5 0 0
4 9	2 7 1, 4 0 0
5 0	2 7 2, 2 0 0
5 1	2 7 3, 0 0 0
5 2	2 7 3, 8 0 0
5 3	2 7 4, 5 0 0
5 4	2 7 5, 3 0 0
5 5	2 7 6, 0 0 0
5 6	2 7 6, 7 0 0
5 7	2 7 7, 4 0 0
5 8	2 7 8, 1 0 0
5 9	2 7 8, 7 0 0
6 0	2 7 9, 3 0 0
6 1	2 8 0, 0 0 0
6 2	2 8 0, 9 0 0
6 3	2 8 1, 8 0 0
6 4	2 8 2, 7 0 0
6 5	2 8 3, 4 0 0
6 6	2 8 4, 3 0 0
6 7	2 8 5, 2 0 0
6 8	2 8 6, 1 0 0
6 9	2 8 7, 0 0 0
7 0	2 8 7, 9 0 0
7 1	2 8 8, 8 0 0
7 2	2 8 9, 7 0 0
7 3	2 9 0, 4 0 0
7 4	2 9 1, 2 0 0
7 5	2 9 2, 0 0 0
7 6	2 9 2, 8 0 0

7 7	2 9 3, 6 0 0
7 8	2 9 4, 4 0 0
7 9	2 9 5, 2 0 0
8 0	2 9 6, 0 0 0
8 1	2 9 6, 8 0 0
8 2	2 9 7, 7 0 0
8 3	2 9 8, 5 0 0
8 4	2 9 9, 3 0 0
8 5	3 0 0, 1 0 0
8 6	3 0 0, 8 0 0
8 7	3 0 1, 5 0 0
8 8	3 0 2, 1 0 0
8 9	3 0 2, 7 0 0
9 0	3 0 3, 3 0 0
9 1	3 0 3, 9 0 0
9 2	3 0 4, 4 0 0
9 3	3 0 4, 8 0 0
9 4	3 0 5, 3 0 0
9 5	3 0 5, 8 0 0
9 6	3 0 6, 3 0 0
9 7	3 0 6, 9 0 0
9 8	3 0 7, 5 0 0
9 9	3 0 8, 1 0 0
1 0 0	3 0 8, 7 0 0
1 0 1	3 0 9, 3 0 0
1 0 2	3 0 9, 5 0 0
1 0 3	3 0 9, 7 0 0
1 0 4	3 0 9, 9 0 0
1 0 5	3 1 0, 2 0 0
1 0 6	3 1 0, 4 0 0
1 0 7	3 1 0, 6 0 0
1 0 8	3 1 0, 8 0 0
1 0 9	3 1 1, 0 0 0
1 1 0	3 1 1, 2 0 0
1 1 1	3 1 1, 4 0 0
1 1 2	3 1 1, 6 0 0

1 1 3	3 1 1, 8 0 0
1 1 4	3 1 2, 1 0 0
1 1 5	3 1 2, 4 0 0
1 1 6	3 1 2, 7 0 0
1 1 7	3 1 2, 9 0 0
1 1 8	3 1 3, 2 0 0
1 1 9	3 1 3, 5 0 0
1 2 0	3 1 3, 7 0 0
1 2 1	3 1 3, 9 0 0
1 2 2	3 1 4, 1 0 0
1 2 3	3 1 4, 3 0 0
1 2 4	3 1 4, 5 0 0
1 2 5	3 1 4, 7 0 0
1 2 6	3 1 4, 9 0 0
1 2 7	3 1 5, 1 0 0
1 2 8	3 1 5, 3 0 0
1 2 9	3 1 5, 5 0 0
1 3 0	3 1 5, 7 0 0
1 3 1	3 1 5, 9 0 0
1 3 2	3 1 6, 1 0 0
1 3 3	3 1 6, 3 0 0
1 3 4	3 1 6, 5 0 0
1 3 5	3 1 6, 7 0 0
1 3 6	3 1 6, 9 0 0
1 3 7	3 1 7, 1 0 0
1 3 8	3 1 7, 3 0 0
1 3 9	3 1 7, 5 0 0
1 4 0	3 1 7, 7 0 0
1 4 1	3 1 7, 9 0 0
1 4 2	3 1 8, 1 0 0
1 4 3	3 1 8, 3 0 0
1 4 4	3 1 8, 5 0 0
1 4 5	3 1 8, 7 0 0
1 4 6	3 1 8, 9 0 0
1 4 7	3 1 9, 1 0 0
1 4 8	3 1 9, 3 0 0
1 4 9	3 1 9, 5 0 0
1 5 0	3 1 9, 7 0 0

1 5 1	3 1 9, 9 0 0
1 5 2	3 2 0, 1 0 0
1 5 3	3 2 0, 3 0 0
1 5 4	3 2 0, 5 0 0
1 5 5	3 2 0, 7 0 0
1 5 6	3 2 0, 9 0 0
1 5 7	3 2 1, 1 0 0

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日に関職する職員については、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

市議案第 19 号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

市長部局，教育委員会，選挙管理委員会及び消防職員の定数を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年豊中市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 8 9 4</u> 人 （2） （省 略） （3） 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 9 3 人</u> （4） 選挙管理委員会の職員 <u>8 人</u> （5） （省 略） （6） 消防職員 <u>4 1 2 人</u>	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1） 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1, 9 5 5</u> 人 （2） （省 略） （3） 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>2 7 9 人</u> （4） 選挙管理委員会の職員 <u>9 人</u> （5） （省 略） （6） 消防職員 <u>4 1 3 人</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 2 0 号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する

条例の設定について

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

ボランティア休暇の対象となる活動を拡大するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

勤務時間及び休暇に関する条例（昭和 2 8 年豊中市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（ボランティア休暇） 第 2 0 条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに、年度を通じて 5 日の範囲内において与えることができる。 （1）～（3） （省 略）	（ボランティア休暇） 第 2 0 条 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときに、年度を通じて 5 日の範囲内において与えることができる。 （1）～（3） （省 略） <u>（4） 前 3 号に掲げる活動のほか、地方公共団体その他公共団体、地縁による団体その他公共的団体等が行う地域における活動であって、市長が定めるもの</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第 2 1 号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する

条例の設定について

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

公平委員会の委員長及び委員の報酬の額を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。 （1）～（3） （省 略） （4） 公平委員会 委員長 月額 <u>51,900円</u> 委員 月額 <u>42,400円</u> （5）～（81） （省 略） 2 （省 略）	第2条 委員等に対しては、次の区分により報酬を支給する。 （1）～（3） （省 略） （4） 公平委員会 委員長 月額 <u>86,000円</u> 委員 月額 <u>70,000円</u> （5）～（81） （省 略） 2 （省 略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 22 号

豊中市職員旅費支給条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市職員旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ，宿泊料の上
限額を改正するとともに，鉄道賃の急行料金の距離規定の廃止
その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市職員旅費支給条例の一部を改正する条例

豊中市職員旅費支給条例（昭和23年豊中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（旅費の種類） 第5条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料</u>とし、順路に従ってこれを支給する。ただし、公務の都合によって順路により難い場合は、実際に通過した順路による。 （旅費の額） 第6条 鉄道及び軌道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、陸路旅行には<u>車賃</u>を支給する。ただし、鉄道、軌道、水路又は航空によらない旅行は、これを陸路旅行とする。 2 鉄道賃は、<u>次の区分により旅客運賃、急行料金及び座席指定料金により計算する。</u> （1）<u>別表第1の各等級の該当者には旅客運賃</u> （2）<u>片道50キロメートル以上普通急行列車に乗車した場合においては、普通急行料金及び座席指定料金</u> （3）<u>片道100キロメートル以上特別急行列車に乗車した場合においては、特別急行料金</u> （4）<u>特別の必要により普通急行列車又は特別急行列車に乗車した場合においては、前2号の規定によらないでその乗車に要する急行料金</u> 3・4 （省 略）	（旅費の種類） 第5条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、食卓料、転居費、着後滞在費及び家族移転費</u>とし、順路に従ってこれを支給する。ただし、公務の都合によって順路により難い場合は、実際に通過した順路による。 （旅費の額） 第6条 鉄道及び軌道旅行には鉄道賃、水路旅行には船賃、航空旅行には航空賃、陸路旅行には<u>その他の交通費</u>を支給する。ただし、鉄道、軌道、水路又は航空によらない旅行は、これを陸路旅行とする。 2 鉄道賃は、<u>旅客運賃、急行料金及び座席指定料金の合計額を支給する。</u> 3・4 （省 略）

(現 行)	(改 正 後)
5 <u>車賃</u>は、実費額を支給する。 6 <u>宿泊料</u>は、現に支払った<u>宿泊料</u>の額（当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあつては、当該額に別表第1に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。以下同じ。）を支給する。ただし、別表第1に定める<u>宿泊料</u>の限度額を超えることができない。 7 水路旅行及び航空旅行には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由により上陸又は着陸して宿泊した場合のほかは、<u>宿泊料</u>を支給しない。ただし、船賃又は航空賃の外に食卓料を要する場合においては、夜数に応じて別表第1に定める額の食卓料を支給する。 8 別表第1の<u>2等以下の該当者</u>が別表第1の1等該当者に随行して旅行する場合は、別表第1の規定にかかわらず、当該別表第1の<u>2等以下の該当者</u>を別表第1の1等該当者とみなして、第6項の規定による<u>宿泊料</u>及び前項ただし書の規定による食卓料を支給することができる。 9 <u>移転料</u>は、赴任（市長が定めるものに限る。以下同じ。）に伴う職員及び<u>扶養親族</u>（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u>をいう。以下同じ。）の住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について、実費額により支給する。ただし、	5 <u>その他の交通費</u>は、実費額を支給する。 6 <u>宿泊費</u>は、現に支払った<u>宿泊費</u>の額（当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあつては、当該額に別表第1に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。以下同じ。）を支給する。ただし、別表第1に定める<u>宿泊費</u>の限度額を超えることができない。 7 <u>包括宿泊費</u>は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、現に支払った<u>包括宿泊費</u>の額（当該額に朝食及び夕食の料金が含まれない場合にあつては、当該額に別表第1に定める食卓料に相当する額を加算した額とする。）を支給する。ただし、当該移動に係る第2項から第5項までの規定による<u>旅費の額及び当該宿泊に係る別表第1に定める宿泊費の限度額の合計額</u>を超えることができない。 8 水路旅行及び航空旅行には、公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由により上陸又は着陸して宿泊した場合のほかは、<u>宿泊費</u>を支給しない。ただし、船賃又は航空賃の外に食卓料を要する場合においては、夜数に応じて別表第1に定める額の食卓料を支給する。 9 別表第1の<u>2等該当者</u>が別表第1の1等該当者に随行して旅行する場合は、別表第1の規定にかかわらず、当該別表第1の<u>2等該当者</u>を別表第1の1等該当者とみなして、第6項の規定による<u>宿泊費</u>、第7項の規定による<u>包括宿泊費</u>及び前項ただし書の規定による食卓料を支給することができる。 10 <u>転居費</u>は、赴任（市長が定めるものに限る。以下同じ。）に伴う職員及び<u>家族</u>（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で<u>職員と生計を一にするもの</u>をいう。以下同じ。）の住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について、実費額により支給する。ただし、社会通念上相当と市長が認める

(現 行)				(改 正 後)			
社会通念上相当と市長が認める額を超えることができない。 10 <u>着後手当</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について、赴任の目的地に到着後直ちに職員宿舍（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）第15条の3第1項第1号に規定する職員宿舍をいう。）等に入居できない場合であって、市長が必要と認めるときに、現に支払った<u>宿泊料</u>の額を支給する。ただし、別表第1に定める<u>宿泊料</u>の限度額を超えることができない。 11 <u>扶養親族移転料</u>は、赴任に伴う<u>扶養親族</u>の移転（市長が定めるものに限る。）について、赴任を命ぜられた日における<u>扶養親族</u>（同日において胎児であった子を含む。）1人ごとに、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>宿泊料</u>、食卓料及び<u>着後手当</u>に相当するものとして、その移転の際における年齢等を勘案し、社会通念上相当と市長が認める額の合計額を支給する。 （退職者等の旅費） 第7条 （省 略） 2～4 （省 略） 5 赴任をした職員が死亡した場合において、当該職員と同居していた当該職員が死亡した日における<u>扶養親族</u>が市長が定める期間内にその居住地を出発して帰住（生活の根拠地となる地に旅行することをいう。）をしたときは、当該<u>扶養親族</u>に対して、<u>前条第11項</u>の規定に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>及び食卓料を支給する。 別表第1 旅費額				額を超えることができない。 11 <u>着後滞在費</u>は、赴任に伴う住所又は居所の移転（市長が定めるものに限る。）について、赴任の目的地に到着後直ちに職員宿舍（一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）第15条の3第1項第1号に規定する職員宿舍をいう。）等に入居できない場合であって、市長が必要と認めるときに、現に支払った<u>宿泊費</u>の額を支給する。ただし、別表第1に定める<u>宿泊費</u>の限度額を超えることができない。 12 <u>家族移転費</u>は、赴任に伴う<u>家族</u>の移転（市長が定めるものに限る。）について、赴任を命ぜられた日における<u>家族</u>（同日において胎児であった子を含む。）1人ごとに、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費</u>、<u>宿泊費</u>、食卓料及び<u>着後滞在費</u>に相当するものとして、その移転の際における年齢等を勘案し、社会通念上相当と市長が認める額の合計額を支給する。 （退職者等の旅費） 第7条 （省 略） 2～4 （省 略） 5 赴任をした職員が死亡した場合において、当該職員と同居していた当該職員が死亡した日における<u>家族</u>が市長が定める期間内にその居住地を出発して帰住（生活の根拠地となる地に旅行することをいう。）をしたときは、当該<u>家族</u>に対して、<u>前条第12項</u>の規定に準じて計算した鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費</u>及び食卓料を支給する。 別表第1 旅費額			
等級	区分	<u>宿泊料</u> の限	食卓料(1夜	等級	区分	<u>宿泊費</u> の限	食卓料(1夜

(現 行)				(改 正 後)			
		度額(1夜につき)				度額(1夜につき)	
1等	市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者，教育長，常勤の監査委員， <u>固定資産評価員</u>	円 (省 略) 17,000		1等	市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者，教育長，常勤の監査委員， <u>固定資産評価員 (以下「市長等」という。)</u>	円 (省 略) 27,000	
2等	1等級及び2等級並びにこれらに相当する職務にある者	15,000	2,500	2等	市長等以外の者	19,000	2,500
3等	特3等級，3等級及び4等級並びにこれらに相当する職務にある者						
4等	5等級及び6等級並びにこれらに相当する職務にある者						
別表第2				別表第2			
区分		旅費額		区分		旅費額	
別表第1の1等の者		内閣総理大臣等のうちその他の者の旅費額		別表第1の1等の者		指定職職員等の旅費額	
同 2等の者		7級以上の職務にある者の旅費額		別表第1の2等の者		職務の級が10級以下の者の旅費額	
同 3等の者		6級以下3級以上の職務にある者の旅費額					
同 4等の者		2級以下の職務にある者の旅費額					

附 則

- この条例は，令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市職員旅費支給条例の規定は，この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用する。

市議案第 23 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

職員給与等を改正するとともに，看護休暇の取得要件その他
所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(昇給) 第10条 (省 略) 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する人事評価の結果及び勤務の状況が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級及び2等級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員並びに任期付短時間勤務職員にあっては、3号給)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 3～5 (省 略) (扶養手当) 第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族</u>(以下「<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の<u>級</u>が1等級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の<u>級</u>が1等級であるもの <u>(以下「行政職1等級</u>	(昇給) 第10条 (省 略) 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する人事評価の結果及び勤務の状況が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(<u>医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の等級が特1等級及び1等級であるもの並びに任期付短時間勤務職員にあっては3号給、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級及び特2等級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員にあっては1号給</u>)とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。 3～5 (省 略) (扶養手当) 第14条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>(以下「<u>扶養親族たる父母等</u>」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の<u>等級</u>が1等級であるもの及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の<u>等級</u>が1等級であるものに対しては、支給しない。

(現 行)	(改 正 後)
<u>職員等」という。)</u> に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであって、任命権者の承認したものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(6) (省 略)</u> 3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円(消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の<u>級</u>が1等級であるもの及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の<u>級</u>が特1等級であるもの(以下「<u>消防職1等級職員等</u>」という。))<u>にあつては</u>、3,500円)、<u>前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u><u>については1人につき10,000円とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下「特定期間」という。)</u><u>にある子がいる場合における扶養手当の月額</u>は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>(扶養手当の支給方法)</u> <u>第15条 新たに職員となった者に扶養親族(行政職1等級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)</u><u>がある場合、行政職1等級職員等から行政職</u>	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであって、任命権者の承認したものを扶養親族とする。 <u>(1)～(5) (省 略)</u> 3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u><u>については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等</u><u>については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が特2等級であるもの、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級であるもの及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の等級が特1等級であるものにあつては、3,500円)とする。</u> 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u> <u>第15条 削除</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>1 等級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政職 1 等級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u> <u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職 1 等級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職 1 等級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政職 1 等級職員等から行政職 1 等級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 1 等級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政職 1 等級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職 1 等級職員等以外の職員から行政職 1 等級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合にお</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>いてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職 1 等級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 1 等級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職 1 等級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政職 1 等級職員等が行政職 1 等級職員等以外の職員となった場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものが</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>ある消防職 1 等級職員等が行政職 1 等級職員等及び消防職 1 等級職員等以外の職員となった場合</u> <u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 1 等級職員等以外のものが行政職 1 等級職員等となった場合</u> <u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政職 1 等級職員等及び消防職 1 等級職員等以外のものが消防職 1 等級職員等となった場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (地域手当) 第 15 条の 2 (省 略) 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 12 (一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号) <u>第 11 条の 3 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる地域手当の級地に在勤する職員にあっては、当該各号に定める割合</u>) を乗じて得た額とする。 3・4 (省 略) (住居手当) 第 15 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (省 略) (2) 第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして</u>	(地域手当) 第 15 条の 2 (省 略) 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に 100 分の 12 (一般職の職員の給与に関する法律 (昭和 25 年法律第 95 号) <u>第 11 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員にあっては、当該各号に定める割合</u>) を乗じて得た額とする。 3・4 (省 略) (住居手当) 第 15 条の 3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (省 略) (2) 第 16 条の 2 第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> が居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っ

(現 行)	(改 正 後)
市規則で定めるもの 2・3 (省 略) (通勤手当) 第16条 (省 略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては6箇月を超えない範囲内で月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に係る第2号に定める額については、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）<u>（その額を支給対象期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額）</u> (2) (省 略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に当該職員の支給対象期間の月	ているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの 2・3 (省 略) (通勤手当) 第16条 (省 略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては6箇月を超えない範囲内で月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に係る第2号に定める額については、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） (2) (省 略) (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額に当該職員の支給対象期間の月

(現 行)	(改 正 後)
数を乗じて得た額の合計額 <u>(その額を支給対象期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額	数を乗じて得た額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)</u> <u>その他市規則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、支給対象期間につき、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当</u> <u>市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)</u> (2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> <u>前項の規定による額</u> 4 <u>運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>3</u> (省 略) <u>4</u> <u>前3項</u>に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。 (給与からの控除) 第18条の2 職員の給与からの控除は、法律により特に認められたものを除くほか、<u>次の各号に掲げるものについて行うものとする。</u> <u>(1) 社団法人大阪府市町村職員互助会に対して会員又は会員であった者が納付すべき貸付金の償還金に相当する金額</u> <u>(2)・(3)</u> (省 略) <u>(4) 幼保連携型認定こども園、一時保護施設及び障害者施設(市規則で定めるものに限る。)</u>における職員給食の実費に対する負担金に相当する金額 <u>(5) 豊中市職員安全衛生管理規則(平成6年豊中市規則第46号)に基づき実施する肺がん検診、胃がん検診及び乳がん検診に要する費用に対する職員の負担金に相当する金額</u> <u>(6)</u> (省 略) (管理職員特別勤務手当) 第26条の2 管理職手当を支給される職員(以下この条において「管理監督職員」という。)が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間及び休暇に関する条例第2条の2第1項、第2条の3及び第2条の4の規定に基づく週休日又は第20条第1項に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当	<u>150,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>5</u> (省 略) <u>6</u> <u>前各項</u>に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。 (給与からの控除) 第18条の2 職員の給与からの控除は、法律により特に認められたものを除くほか、<u>次に掲げるものについて行うものとする。</u> <u>(1)・(2)</u> (省 略) <u>(3) 幼保連携型認定こども園及び一時保護施設における職員給食の実費に対する負担金に相当する金額</u> <u>(4)</u> (省 略) (管理職員特別勤務手当) 第26条の2 管理職手当を支給される職員(以下この条において「管理監督職員」という。)が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間及び休暇に関する条例第2条の2第1項、第2条の3及び第2条の4の規定に基づく週休日又は第20条第1項に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手

(現 行)	(改 正 後)
を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める<u>額</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において市規則で定める<u>額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした管理監督職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額)</u> (2) (省 略) 4 (省 略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第28条の4 第9条、第10条、第14条、<u>第15条、第15条の3、第15条の4及び第28条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (特定任期付職員についての適用除外) 第28条の5 第10条、第13条から<u>第15条まで</u>、第15条の3、第15条の4、第19条から第22条まで及び第28条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。	当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める<u>額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした管理監督職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において市規則で定める額 (2) (省 略) 4 (省 略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第28条の4 第9条、第10条、第14条<u>及び</u>第15条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (特定任期付職員についての適用除外) 第28条の5 第10条、第13条、<u>第14条</u>、第15条の3、第15条の4、第19条から第22条まで及び第28条の2の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(現 行)	(改 正 後)
(任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第 2 8 条の 7 第 1 0 条第 3 項, 第 1 4 条, <u>第 1 5 条</u>, 第 1 5 条の 3, 第 1 5 条の 4 及び第 2 8 条の 2 の規定は, 任期付短時間勤務職員には適用しない。	(任期付短時間勤務職員についての適用除外) 第 2 8 条の 7 第 1 0 条第 3 項, 第 1 4 条, 第 1 5 条の 3, 第 1 5 条の 4 及び第 2 8 条の 2 の規定は, 任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員の区分	職務の等級 号給	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	510,200	458,300	408,300	355,200	298,800	265,300	226,700	183,500
	2	517,100	463,800	410,200	356,900	300,300	266,300	227,800	184,600
	3	522,300	468,800	412,100	358,500	301,800	267,300	228,900	185,800
	4	526,600	473,500	413,900	360,100	303,200	268,300	230,000	186,900
	5	530,100	477,500	415,700	361,700	304,600	269,300	231,500	188,000
	6	533,400	481,000	417,500	363,500	305,700	270,300	233,000	189,700
	7	536,400	484,000	419,300	365,000	306,700	271,300	234,500	191,300
	8	538,900	486,500	421,100	366,600	307,900	272,300	236,000	192,900
	9	540,900	488,500	422,700	368,000	309,100	273,300	237,500	194,500
	10			424,200	369,600	310,700	274,300	239,000	196,200
	11			425,700	371,200	312,300	275,300	240,500	197,800
	12			427,200	372,700	313,900	276,400	242,000	199,400
	13			428,700	374,600	315,400	277,400	243,400	201,000
	14			430,000	376,500	317,000	278,700	244,800	202,700
	15			431,300	378,400	318,600	280,000	246,200	204,400
	16			432,500	380,200	320,200	281,200	247,400	206,100
	17			433,700	381,700	321,700	282,500	248,600	207,400
	18			435,000	383,500	323,400	283,800	249,800	209,000
	19			436,300	385,200	325,000	285,000	251,000	210,600
	20			437,500	386,800	326,600	286,200	252,100	212,100
	21			438,700	388,500	328,000	287,300	253,200	213,600
	22			439,500	389,900	329,700	288,500	254,300	215,200
	23			440,300	391,300	331,400	289,800	255,400	216,800
	24			441,100	392,700	333,000	291,100	256,400	218,400
	25			441,700	394,100	334,200	292,400	257,400	220,000
	26			442,300	395,300	336,100	293,400	258,400	221,700
	27			442,900	396,500	337,800	294,400	259,400	223,000
	28			443,500	397,500	339,400	295,500	260,400	224,300
	29			444,200	398,600	340,900	296,600	261,300	225,600
	30			445,000	399,800	342,500	297,800	262,200	226,700
	31			445,400	400,900	344,100	298,900	263,100	227,800
	32			446,100	402,000	345,700	300,100	263,900	228,900
	33			446,600	402,700	347,400	301,300	264,700	230,000
	34			447,000	403,400	349,200	302,600	265,500	231,100
	35			447,400	404,100	351,000	303,900	266,300	232,200
	36			447,800	404,800	352,800	305,200	267,000	233,300
	37			448,200	405,400	354,300	306,500	267,800	234,400

38	448, 600	406, 000	355, 700	307, 800	268, 600	235, 400
39	449, 000	406, 500	357, 100	309, 100	269, 300	236, 400
40	449, 300	406, 900	358, 500	310, 400	270, 000	237, 300
41	449, 600	407, 300	360, 000	311, 700	270, 800	238, 200
42	450, 000	407, 500	360, 800	313, 000	271, 600	239, 100
43	450, 300	407, 800	361, 800	314, 300	272, 300	239, 900
44	450, 600	408, 100	362, 800	315, 400	273, 000	240, 700
45	450, 900	408, 400	363, 700	316, 300	273, 800	241, 400
46	451, 300	408, 700	364, 800	317, 600	274, 600	242, 000
47	451, 600	409, 000	365, 700	318, 900	275, 300	242, 600
48	451, 900	409, 300	366, 700	320, 200	276, 000	243, 200
49	452, 200	409, 500	367, 600	321, 400	276, 700	243, 800
50	452, 600	409, 800	368, 300	322, 700	277, 400	244, 400
51	452, 900	410, 100	369, 000	323, 900	278, 100	245, 000
52	453, 200	410, 400	369, 600	325, 100	278, 800	245, 500
53	453, 500	410, 600	370, 000	326, 400	279, 500	246, 000
54	453, 900	410, 900	370, 600	327, 500	280, 200	246, 400
55	454, 200	411, 200	371, 300	328, 600	280, 900	246, 700
56	454, 500	411, 500	372, 000	329, 700	281, 500	247, 000
57	454, 800	411, 700	372, 300	330, 400	282, 200	247, 300
58		412, 000	373, 000	331, 300	282, 800	247, 600
59		412, 300	373, 700	332, 000	283, 500	247, 900
60		412, 500	374, 300	332, 800	284, 100	248, 200
61		412, 700	374, 600	333, 600	284, 800	248, 500
62		413, 000	375, 100	334, 000	285, 400	248, 800
63		413, 300	375, 700	334, 600	286, 100	249, 100
64		413, 500	376, 300	335, 300	286, 700	249, 400
65		413, 700	376, 600	336, 100	287, 400	249, 700
66		414, 000	377, 200	336, 800	288, 000	250, 000
67		414, 300	377, 900	337, 500	288, 500	250, 300
68		414, 500	378, 500	338, 100	289, 000	250, 600
69		414, 700	378, 900	338, 600	289, 600	250, 900
70		415, 000	379, 400	339, 200	290, 100	251, 200
71		415, 300	380, 000	339, 700	290, 700	251, 500
72		415, 500	380, 500	340, 300	291, 200	251, 800
73		415, 700	381, 000	340, 600	291, 700	252, 100
74		416, 000	381, 600	341, 100	292, 300	252, 400
75		416, 300	382, 100	341, 500	292, 900	252, 700
76		416, 500	382, 400	341, 900	293, 400	253, 000
77		416, 700	382, 800	342, 300	293, 900	253, 300
78		417, 000	383, 300	342, 800	294, 300	253, 600
79		417, 300	383, 700	343, 300	294, 600	253, 900
80		417, 500	384, 100	343, 800	294, 800	254, 200
81		417, 700	384, 500	344, 100	295, 100	254, 500
82			385, 000	344, 500	295, 300	254, 800
83			385, 400	344, 900	295, 600	255, 100
84			385, 800	345, 300	295, 800	255, 400
85			386, 100	345, 600	296, 000	255, 700

86					386,600	346,000	296,300	256,000
87					387,000	346,400	296,500	256,300
88					387,400	346,800	296,800	256,600
89					387,700	347,000	297,100	256,900
90					388,200	347,400	297,400	257,200
91					388,600	347,800	297,700	257,500
92					389,000	348,200	298,000	257,800
93					389,300	348,400	298,300	258,100
94					389,800	348,800	298,600	
95					390,200	349,200	299,000	
96					390,600	349,500	299,200	
97					390,900	349,800	299,400	
98					391,400	350,200	299,700	
99					391,800	350,600	300,100	
100					392,200	351,000	300,300	
101					392,500	351,500	300,600	
102					393,000	351,900	301,000	
103					393,400	352,300	301,400	
104					393,800	352,700	301,600	
105						353,200	301,900	
106						353,600	302,200	
107						353,900	302,500	
108						354,200	302,700	
109						354,700	303,000	
110							303,300	
111							303,600	
112							303,800	
113							304,200	
114							304,600	
115							304,900	
116							305,100	
117							305,300	
118							305,600	
119							306,000	
120							306,200	
121							306,400	
122							306,700	
123							307,000	
124							307,400	
125							307,600	
126							307,900	
127							308,200	
128							308,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		4 4 8 , 0 0 0	3 9 6 , 2 0 0	3 6 2 , 7 0 0	3 2 0 , 6 0 0	2 7 9 , 7 0 0	2 6 0 , 0 0 0	2 1 9 , 5 0 0	1 9 2 , 0 0 0
---------------------------------------	--	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていない全ての職員に適用する。

別表第2

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の等級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	4 6 6, 0 0 0	4 2 0, 3 0 0	3 8 4, 1 0 0	3 3 1, 9 0 0	2 9 5, 4 0 0	2 5 5, 5 0 0	2 3 0, 7 0 0
	2	4 7 2, 2 0 0	4 2 1, 9 0 0	3 8 5, 8 0 0	3 3 3, 4 0 0	2 9 6, 4 0 0	2 5 7, 5 0 0	2 3 2, 6 0 0
	3	4 7 7, 2 0 0	4 2 3, 5 0 0	3 8 7, 5 0 0	3 3 4, 9 0 0	2 9 7, 4 0 0	2 5 9, 7 0 0	2 3 4, 8 0 0
	4	4 8 1, 5 0 0	4 2 5, 0 0 0	3 8 9, 2 0 0	3 3 6, 4 0 0	2 9 8, 3 0 0	2 6 1, 9 0 0	2 3 7, 0 0 0
	5	4 8 5, 5 0 0	4 2 6, 5 0 0	3 9 0, 7 0 0	3 3 7, 9 0 0	2 9 8, 9 0 0	2 6 4, 0 0 0	2 3 9, 2 0 0
	6	4 8 9, 0 0 0	4 2 8, 1 0 0	3 9 2, 3 0 0	3 3 9, 3 0 0	2 9 9, 6 0 0	2 6 5, 3 0 0	2 4 1, 4 0 0
	7	4 9 2, 0 0 0	4 2 9, 5 0 0	3 9 3, 9 0 0	3 4 0, 6 0 0	3 0 0, 3 0 0	2 6 6, 6 0 0	2 4 3, 4 0 0
	8	4 9 4, 5 0 0	4 3 0, 9 0 0	3 9 5, 5 0 0	3 4 1, 9 0 0	3 0 1, 0 0 0	2 6 7, 9 0 0	2 4 5, 4 0 0
	9	4 9 6, 7 0 0	4 3 2, 0 0 0	3 9 7, 1 0 0	3 4 3, 2 0 0	3 0 1, 7 0 0	2 6 9, 2 0 0	2 4 7, 2 0 0
	1 0		4 3 3, 4 0 0	3 9 8, 7 0 0	3 4 4, 8 0 0	3 0 2, 4 0 0	2 7 0, 5 0 0	2 4 9, 0 0 0
	1 1		4 3 4, 9 0 0	4 0 0, 3 0 0	3 4 6, 4 0 0	3 0 3, 1 0 0	2 7 1, 8 0 0	2 5 0, 7 0 0
	1 2		4 3 6, 4 0 0	4 0 1, 9 0 0	3 4 8, 0 0 0	3 0 3, 7 0 0	2 7 3, 1 0 0	2 5 2, 4 0 0
	1 3		4 3 7, 7 0 0	4 0 3, 4 0 0	3 4 9, 5 0 0	3 0 4, 4 0 0	2 7 4, 4 0 0	2 5 3, 8 0 0
	1 4		4 3 9, 4 0 0	4 0 5, 4 0 0	3 5 1, 1 0 0	3 0 5, 2 0 0	2 7 5, 6 0 0	2 5 5, 2 0 0
	1 5		4 4 1, 0 0 0	4 0 7, 4 0 0	3 5 2, 7 0 0	3 0 5, 9 0 0	2 7 6, 7 0 0	2 5 7, 0 0 0
	1 6		4 4 2, 6 0 0	4 0 9, 4 0 0	3 5 4, 2 0 0	3 0 6, 7 0 0	2 7 8, 2 0 0	2 5 8, 4 0 0
	1 7		4 4 4, 0 0 0	4 1 0, 9 0 0	3 5 5, 7 0 0	3 0 7, 4 0 0	2 7 9, 5 0 0	2 5 9, 9 0 0
	1 8		4 4 5, 7 0 0	4 1 2, 6 0 0	3 5 7, 3 0 0	3 0 8, 2 0 0	2 8 0, 8 0 0	2 6 1, 4 0 0
	1 9		4 4 7, 4 0 0	4 1 4, 2 0 0	3 5 8, 9 0 0	3 0 9, 2 0 0	2 8 2, 1 0 0	2 6 2, 6 0 0
	2 0		4 4 9, 0 0 0	4 1 5, 9 0 0	3 6 0, 4 0 0	3 1 0, 1 0 0	2 8 3, 3 0 0	2 6 3, 8 0 0
	2 1		4 5 0, 4 0 0	4 1 7, 5 0 0	3 6 1, 9 0 0	3 1 1, 0 0 0	2 8 4, 5 0 0	2 6 4, 9 0 0
	2 2		4 5 1, 1 0 0	4 1 9, 0 0 0	3 6 3, 5 0 0	3 1 2, 3 0 0	2 8 5, 1 0 0	2 6 6, 2 0 0
	2 3		4 5 1, 8 0 0	4 2 0, 5 0 0	3 6 5, 1 0 0	3 1 3, 6 0 0	2 8 5, 7 0 0	2 6 7, 4 0 0
	2 4		4 5 2, 5 0 0	4 2 1, 9 0 0	3 6 6, 7 0 0	3 1 4, 9 0 0	2 8 6, 3 0 0	2 6 8, 7 0 0
	2 5		4 5 2, 9 0 0	4 2 3, 1 0 0	3 6 8, 1 0 0	3 1 6, 2 0 0	2 8 6, 8 0 0	2 7 0, 0 0 0
	2 6		4 5 3, 4 0 0	4 2 4, 6 0 0	3 6 9, 8 0 0	3 1 7, 7 0 0	2 8 7, 4 0 0	2 7 1, 4 0 0
	2 7		4 5 4, 0 0 0	4 2 6, 1 0 0	3 7 1, 5 0 0	3 1 9, 0 0 0	2 8 8, 0 0 0	2 7 2, 8 0 0
	2 8		4 5 4, 6 0 0	4 2 7, 5 0 0	3 7 3, 1 0 0	3 2 0, 1 0 0	2 8 8, 5 0 0	2 7 4, 1 0 0
	2 9		4 5 5, 2 0 0	4 2 9, 0 0 0	3 7 4, 7 0 0	3 2 1, 1 0 0	2 8 9, 0 0 0	2 7 5, 4 0 0
	3 0		4 5 5, 9 0 0	4 3 0, 3 0 0	3 7 6, 3 0 0	3 2 2, 3 0 0	2 8 9, 6 0 0	2 7 6, 4 0 0
	3 1		4 5 6, 4 0 0	4 3 1, 5 0 0	3 7 7, 9 0 0	3 2 3, 5 0 0	2 9 0, 1 0 0	2 7 7, 7 0 0
	3 2		4 5 6, 9 0 0	4 3 2, 7 0 0	3 7 9, 6 0 0	3 2 4, 6 0 0	2 9 0, 6 0 0	2 7 9, 0 0 0

33	457, 400	433, 700	381, 300	325, 700	291, 100	280, 200
34	457, 700	434, 400	383, 300	326, 900	291, 700	281, 400
35	458, 000	435, 200	385, 300	328, 100	292, 200	282, 000
36	458, 400	435, 900	387, 300	329, 200	292, 700	282, 600
37	458, 800	436, 400	389, 000	330, 300	293, 200	283, 200
38	459, 000	436, 800	390, 700	331, 500	293, 800	283, 700
39	459, 300	437, 200	392, 200	332, 700	294, 400	284, 300
40	459, 500	437, 500	393, 700	333, 900	295, 000	284, 900
41	459, 900	437, 800	394, 900	335, 100	295, 700	285, 500
42	460, 100	438, 100	395, 900	336, 300	296, 400	286, 000
43	460, 300	438, 400	396, 900	337, 500	297, 100	286, 600
44	460, 500	438, 700	397, 900	338, 700	297, 800	287, 200
45	460, 900	438, 900	399, 000	339, 900	298, 400	287, 700
46		439, 200	400, 100	341, 200	299, 300	288, 200
47		439, 500	401, 200	342, 400	300, 100	288, 700
48		439, 800	402, 300	343, 600	300, 900	289, 200
49		440, 100	403, 600	344, 800	301, 700	289, 700
50		440, 400	404, 400	346, 200	302, 800	290, 300
51		440, 700	405, 200	347, 500	303, 900	290, 800
52		441, 000	405, 800	348, 800	304, 900	291, 400
53		441, 200	406, 300	349, 700	305, 900	292, 000
54		441, 500	407, 000	351, 000	307, 000	292, 600
55		441, 800	407, 700	352, 200	308, 000	293, 300
56		442, 100	408, 400	353, 400	309, 100	294, 000
57		442, 300	408, 700	354, 600	310, 100	294, 700
58		442, 600	409, 400	356, 000	311, 200	295, 300
59		442, 900	410, 100	357, 400	312, 300	296, 200
60		443, 100	410, 600	358, 800	313, 400	297, 000
61		443, 300	411, 000	360, 100	314, 400	297, 800
62		443, 600	411, 400	361, 600	315, 500	298, 600
63		443, 900	411, 900	363, 100	316, 600	299, 500
64		444, 200	412, 400	364, 500	317, 700	300, 400
65		444, 400	412, 900	365, 700	318, 700	301, 300
66		444, 700	413, 300	367, 100	319, 800	302, 100
67		445, 000	413, 800	368, 400	320, 900	303, 000
68		445, 300	414, 300	369, 800	322, 000	303, 800
69		445, 500	414, 800	370, 900	323, 000	304, 600
70		445, 800	415, 300	372, 100	324, 200	305, 500
71		446, 100	415, 900	373, 300	325, 400	306, 400
72		446, 400	416, 400	374, 500	326, 600	307, 300
73		446, 600	416, 800	375, 800	327, 300	308, 200
74			417, 400	377, 000	328, 600	309, 000

7 5	4 1 7, 9 0 0	3 7 8, 2 0 0	3 2 9, 9 0 0	3 0 9, 9 0 0
7 6	4 1 8, 1 0 0	3 7 9, 3 0 0	3 3 1, 2 0 0	3 1 0, 8 0 0
7 7	4 1 8, 4 0 0	3 8 0, 4 0 0	3 3 2, 5 0 0	3 1 1, 6 0 0
7 8	4 1 8, 9 0 0	3 8 1, 6 0 0	3 3 3, 9 0 0	3 1 2, 3 0 0
7 9	4 1 9, 2 0 0	3 8 2, 7 0 0	3 3 5, 3 0 0	3 1 3, 2 0 0
8 0	4 1 9, 5 0 0	3 8 3, 9 0 0	3 3 6, 7 0 0	3 1 4, 1 0 0
8 1	4 1 9, 8 0 0	3 8 5, 0 0 0	3 3 8, 0 0 0	3 1 5, 1 0 0
8 2	4 2 0, 2 0 0	3 8 5, 6 0 0	3 3 9, 6 0 0	3 1 6, 0 0 0
8 3	4 2 0, 6 0 0	3 8 6, 1 0 0	3 4 1, 1 0 0	3 1 7, 1 0 0
8 4	4 2 1, 0 0 0	3 8 6, 6 0 0	3 4 2, 6 0 0	3 1 8, 1 0 0
8 5	4 2 1, 3 0 0	3 8 7, 2 0 0	3 4 4, 0 0 0	3 1 9, 1 0 0
8 6	4 2 1, 7 0 0	3 8 7, 8 0 0	3 4 5, 5 0 0	3 2 0, 0 0 0
8 7	4 2 2, 1 0 0	3 8 8, 4 0 0	3 4 7, 0 0 0	3 2 1, 0 0 0
8 8	4 2 2, 5 0 0	3 8 9, 0 0 0	3 4 8, 4 0 0	3 2 2, 0 0 0
8 9	4 2 2, 8 0 0	3 8 9, 3 0 0	3 4 9, 7 0 0	3 2 3, 0 0 0
9 0	4 2 3, 2 0 0	3 8 9, 8 0 0	3 5 0, 9 0 0	3 2 4, 0 0 0
9 1	4 2 3, 6 0 0	3 9 0, 3 0 0	3 5 2, 1 0 0	3 2 5, 3 0 0
9 2	4 2 4, 0 0 0	3 9 0, 8 0 0	3 5 3, 4 0 0	3 2 6, 5 0 0
9 3	4 2 4, 3 0 0	3 9 1, 2 0 0	3 5 4, 7 0 0	3 2 7, 7 0 0
9 4	4 2 4, 7 0 0	3 9 1, 6 0 0	3 5 6, 2 0 0	3 2 8, 9 0 0
9 5	4 2 5, 1 0 0	3 9 2, 1 0 0	3 5 7, 7 0 0	3 3 0, 2 0 0
9 6	4 2 5, 5 0 0	3 9 2, 6 0 0	3 5 9, 1 0 0	3 3 1, 4 0 0
9 7	4 2 5, 8 0 0	3 9 3, 0 0 0	3 6 0, 4 0 0	3 3 2, 6 0 0
9 8	4 2 6, 2 0 0	3 9 3, 5 0 0	3 6 1, 6 0 0	3 3 3, 8 0 0
9 9	4 2 6, 6 0 0	3 9 4, 0 0 0	3 6 2, 7 0 0	3 3 5, 1 0 0
1 0 0	4 2 7, 0 0 0	3 9 4, 5 0 0	3 6 3, 9 0 0	3 3 6, 3 0 0
1 0 1	4 2 7, 3 0 0	3 9 4, 8 0 0	3 6 5, 0 0 0	3 3 7, 5 0 0
1 0 2		3 9 5, 2 0 0	3 6 6, 1 0 0	3 3 8, 9 0 0
1 0 3		3 9 5, 7 0 0	3 6 7, 2 0 0	3 3 9, 8 0 0
1 0 4		3 9 6, 0 0 0	3 6 8, 3 0 0	3 4 0, 8 0 0
1 0 5		3 9 6, 3 0 0	3 6 9, 5 0 0	3 4 1, 9 0 0
1 0 6		3 9 6, 8 0 0	3 7 0, 0 0 0	3 4 3, 0 0 0
1 0 7		3 9 7, 3 0 0	3 7 0, 6 0 0	3 4 4, 1 0 0
1 0 8		3 9 7, 8 0 0	3 7 1, 2 0 0	3 4 5, 1 0 0
1 0 9		3 9 8, 1 0 0	3 7 1, 8 0 0	3 4 6, 1 0 0
1 1 0		3 9 8, 6 0 0	3 7 2, 3 0 0	3 4 7, 3 0 0
1 1 1		3 9 9, 1 0 0	3 7 2, 7 0 0	3 4 8, 3 0 0
1 1 2		3 9 9, 6 0 0	3 7 3, 2 0 0	3 4 9, 3 0 0
1 1 3		3 9 9, 9 0 0	3 7 3, 6 0 0	3 5 0, 2 0 0
1 1 4		4 0 0, 4 0 0	3 7 4, 0 0 0	3 5 1, 1 0 0
1 1 5		4 0 0, 9 0 0	3 7 4, 5 0 0	3 5 2, 0 0 0
1 1 6		4 0 1, 4 0 0	3 7 5, 0 0 0	3 5 3, 0 0 0

	1 1 7					4 0 1, 8 0 0	3 7 5, 4 0 0	3 5 4, 0 0 0
	1 1 8					4 0 2, 3 0 0	3 7 5, 9 0 0	3 5 5, 0 0 0
	1 1 9					4 0 2, 7 0 0	3 7 6, 5 0 0	3 5 5, 4 0 0
	1 2 0					4 0 3, 2 0 0	3 7 7, 0 0 0	3 5 6, 0 0 0
	1 2 1					4 0 3, 6 0 0	3 7 7, 2 0 0	3 5 6, 6 0 0
	1 2 2						3 7 7, 7 0 0	3 5 6, 9 0 0
	1 2 3						3 7 8, 2 0 0	3 5 7, 3 0 0
	1 2 4						3 7 8, 6 0 0	3 5 7, 7 0 0
	1 2 5						3 7 9, 1 0 0	3 5 8, 1 0 0
	1 2 6						3 7 9, 6 0 0	3 5 8, 5 0 0
	1 2 7						3 8 0, 1 0 0	3 5 8, 9 0 0
	1 2 8						3 8 0, 6 0 0	3 5 9, 3 0 0
	1 2 9						3 8 0, 9 0 0	3 5 9, 7 0 0
	1 3 0						3 8 1, 4 0 0	3 6 0, 1 0 0
	1 3 1						3 8 1, 9 0 0	3 6 0, 5 0 0
	1 3 2						3 8 2, 4 0 0	3 6 0, 9 0 0
	1 3 3						3 8 2, 7 0 0	3 6 1, 3 0 0
	1 3 4						3 8 3, 2 0 0	3 6 1, 5 0 0
	1 3 5						3 8 3, 6 0 0	3 6 2, 0 0 0
	1 3 6						3 8 4, 0 0 0	3 6 2, 4 0 0
	1 3 7						3 8 4, 3 0 0	3 6 2, 7 0 0
	1 3 8						3 8 4, 8 0 0	3 6 3, 0 0 0
	1 3 9						3 8 5, 3 0 0	3 6 3, 4 0 0
	1 4 0						3 8 5, 8 0 0	3 6 3, 9 0 0
	1 4 1						3 8 6, 1 0 0	3 6 4, 4 0 0
	1 4 2							3 6 4, 7 0 0
	1 4 3							3 6 5, 2 0 0
	1 4 4							3 6 5, 7 0 0
	1 4 5							3 6 6, 2 0 0
	1 4 6							3 6 6, 5 0 0
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		4 1 6, 2 0 0	3 8 4, 2 0 0	3 4 8, 6 0 0	3 1 0, 6 0 0	2 9 3, 8 0 0	2 6 2, 2 0 0	2 5 8, 0 0 0

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円
	1	549,800	455,100	357,800
	2	555,900	457,100	360,800
	3	561,200	459,000	363,700
	4	566,100	460,900	366,800
	5	570,500	462,300	370,000
	6	574,800	464,100	372,600
	7	578,400	465,900	375,100
	8	581,400	467,700	377,600
	9	583,900	469,500	380,100
	10	586,200	471,300	382,800
	11		473,100	385,500
	12		474,900	388,100
	13		476,700	390,200
	14		478,500	392,700
	15		480,300	395,200
	16		482,100	397,700
	17		483,900	400,300
	18		485,800	403,000
	19		487,700	405,600
	20		489,600	408,100
	21		491,500	410,500
	22		493,200	412,700
	23		495,000	414,800
	24		496,800	416,900
	25		498,400	419,000
	26		500,200	420,500
	27		502,000	422,000
	28		503,600	423,500
	29		505,000	424,900
	30		506,700	426,400
	31		508,500	427,900
	32		510,200	429,300

3 3	5 1 1, 7 0 0	4 3 0, 7 0 0
3 4	5 1 3, 0 0 0	4 3 2, 2 0 0
3 5	5 1 4, 3 0 0	4 3 3, 7 0 0
3 6	5 1 5, 6 0 0	4 3 5, 1 0 0
3 7	5 1 6, 6 0 0	4 3 6, 5 0 0
3 8	5 1 7, 9 0 0	4 3 8, 0 0 0
3 9	5 1 9, 2 0 0	4 3 9, 5 0 0
4 0	5 2 0, 5 0 0	4 4 0, 9 0 0
4 1	5 2 1, 5 0 0	4 4 2, 3 0 0
4 2	5 2 2, 3 0 0	4 4 3, 7 0 0
4 3	5 2 3, 1 0 0	4 4 5, 1 0 0
4 4	5 2 3, 9 0 0	4 4 6, 5 0 0
4 5	5 2 4, 8 0 0	4 4 7, 9 0 0
4 6	5 2 5, 6 0 0	4 4 9, 3 0 0
4 7	5 2 6, 4 0 0	4 5 0, 7 0 0
4 8	5 2 7, 1 0 0	4 5 2, 1 0 0
4 9	5 2 7, 9 0 0	4 5 3, 5 0 0
5 0	5 2 8, 7 0 0	4 5 4, 9 0 0
5 1	5 2 9, 4 0 0	4 5 6, 3 0 0
5 2	5 3 0, 3 0 0	4 5 7, 7 0 0
5 3	5 3 1, 2 0 0	4 5 9, 1 0 0
5 4	5 3 2, 0 0 0	4 6 0, 8 0 0
5 5	5 3 2, 9 0 0	4 6 2, 4 0 0
5 6	5 3 3, 8 0 0	4 6 4, 0 0 0
5 7	5 3 4, 6 0 0	4 6 5, 6 0 0
5 8	5 3 5, 5 0 0	4 6 6, 8 0 0
5 9	5 3 6, 4 0 0	4 6 8, 0 0 0
6 0	5 3 7, 1 0 0	4 6 9, 1 0 0
6 1	5 3 7, 9 0 0	4 7 0, 1 0 0
6 2	5 3 8, 8 0 0	4 7 1, 1 0 0
6 3	5 3 9, 7 0 0	4 7 2, 0 0 0
6 4	5 4 0, 6 0 0	4 7 2, 8 0 0
6 5	5 4 1, 4 0 0	4 7 3, 5 0 0
6 6	5 4 2, 3 0 0	4 7 4, 2 0 0
6 7	5 4 3, 2 0 0	4 7 4, 9 0 0
6 8	5 4 4, 1 0 0	4 7 5, 5 0 0
6 9	5 4 4, 9 0 0	4 7 6, 2 0 0
7 0	5 4 5, 8 0 0	4 7 6, 9 0 0
7 1	5 4 6, 7 0 0	4 7 7, 5 0 0
7 2	5 4 7, 6 0 0	4 7 8, 1 0 0
7 3	5 4 8, 4 0 0	4 7 8, 4 0 0
7 4		4 7 9, 0 0 0

	7 5			4 7 9, 7 0 0
	7 6			4 8 0, 4 0 0
	7 7			4 8 0, 8 0 0
	7 8			4 8 1, 4 0 0
	7 9			4 8 2, 1 0 0
	8 0			4 8 2, 8 0 0
	8 1			4 8 3, 2 0 0
	8 2			4 8 3, 8 0 0
	8 3			4 8 4, 4 0 0
	8 4			4 8 4, 9 0 0
	8 5			4 8 5, 4 0 0
	8 6			4 8 5, 9 0 0
	8 7			4 8 6, 4 0 0
	8 8			4 8 6, 9 0 0
	8 9			4 8 7, 3 0 0
	9 0			4 8 7, 8 0 0
	9 1			4 8 8, 2 0 0
	9 2			4 8 8, 7 0 0
	9 3			4 8 9, 2 0 0
	9 4			4 8 9, 8 0 0
	9 5			4 9 0, 4 0 0
	9 6			4 9 0, 8 0 0
	9 7			4 9 1, 3 0 0
	9 8			4 9 1, 9 0 0
	9 9			4 9 2, 5 0 0
	1 0 0			4 9 3, 0 0 0
	1 0 1			4 9 3, 5 0 0
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		4 7 3, 3 0 0	3 9 9, 5 0 0	3 4 4, 4 0 0

備考 この表は、医療に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務の 等級	特 1 等 級	1 等 級	特 2 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	479,100	415,000	360,700	315,000	281,800	246,100	227,400
	2	480,400	416,900	362,400	316,400	282,600	247,700	228,700
	3	481,700	418,800	364,000	317,800	283,400	249,300	230,000
	4	483,000	420,600	365,600	319,200	284,100	250,900	231,300
	5	484,200	422,400	367,200	320,600	284,800	252,300	232,500
	6	485,600	424,000	368,800	322,200	285,500	253,900	233,600
	7	487,000	425,600	370,400	323,700	286,200	255,500	234,600
	8	488,200	427,100	372,000	325,200	287,000	257,100	235,600
	9	489,600	428,600	373,600	326,700	287,800	258,500	236,700
	10	490,900	429,900	375,600	328,300	288,600	259,700	237,900
	11	492,300	431,200	377,600	329,800	289,400	260,800	239,200
	12	493,700	432,500	379,600	331,300	290,100	261,900	240,500
	13	495,100	433,800	381,000	332,800	290,800	263,000	241,800
	14	496,200	435,000	382,700	334,400	291,900	263,800	243,100
	15	497,300	436,200	384,400	335,900	293,000	264,600	244,400
	16	498,400	437,300	386,100	337,400	294,200	265,400	245,600
	17	499,500	438,500	387,800	338,900	295,400	266,200	246,800
	18	500,400	439,600	389,300	340,500	296,600	267,000	248,000
	19	501,300	440,800	390,800	342,100	297,800	267,800	249,200
	20	502,200	442,000	392,300	343,600	299,000	268,600	250,400
	21	503,200	443,100	393,600	344,900	300,200	269,400	251,500
	22	504,100	443,900	394,900	346,400	301,400	270,200	252,400
	23	505,000	444,300	396,200	347,900	302,600	271,000	253,200
	24	505,900	445,000	397,300	349,400	303,800	271,800	254,000
	25	506,900	445,500	398,400	350,900	305,000	272,600	254,800
	26		445,900	399,500	352,400	306,200	273,400	255,600
	27		446,300	400,600	353,900	307,300	274,200	256,400
	28		446,700	401,700	355,300	308,500	275,000	257,200
	29		447,100	402,500	356,700	309,800	275,800	258,000
	30		447,500	403,300	358,300	311,000	276,600	258,800
	31		447,900	404,100	359,800	312,200	277,400	259,600
	32		448,200	404,900	361,300	313,400	278,200	260,400

33	448, 500	405, 300	362, 500	314, 600	279, 000	261, 200
34	448, 900	405, 900	363, 600	315, 700	279, 900	262, 000
35	449, 200	406, 400	364, 800	316, 900	280, 800	262, 700
36	449, 500	406, 800	365, 900	318, 100	281, 600	263, 500
37	449, 800	407, 200	366, 900	319, 300	282, 400	264, 400
38		407, 400	367, 700	320, 600	283, 300	265, 200
39		407, 700	368, 700	321, 900	284, 200	266, 000
40		408, 000	369, 800	323, 100	285, 000	266, 800
41		408, 300	370, 800	324, 000	285, 800	267, 600
42		408, 600	371, 800	325, 200	286, 900	268, 400
43		408, 900	372, 800	326, 400	287, 900	269, 200
44		409, 200	373, 700	327, 600	288, 900	270, 000
45		409, 400	374, 500	328, 700	289, 900	270, 700
46		409, 700	375, 300	329, 700	291, 000	271, 500
47		410, 000	376, 200	330, 700	292, 000	272, 300
48		410, 300	377, 000	331, 600	293, 000	273, 100
49		410, 500	377, 500	332, 500	294, 000	273, 800
50		410, 800	378, 300	333, 500	295, 000	274, 600
51		411, 100	379, 100	334, 500	296, 000	275, 300
52		411, 400	379, 900	335, 400	297, 000	276, 000
53		411, 600	380, 300	335, 900	298, 000	276, 700
54		411, 900	381, 000	336, 800	299, 200	277, 400
55		412, 200	381, 700	337, 500	300, 300	278, 100
56		412, 500	382, 300	338, 400	301, 400	278, 800
57		412, 700	382, 700	339, 100	302, 500	279, 500
58			383, 200	339, 400	303, 600	280, 200
59			383, 800	339, 900	304, 700	280, 900
60			384, 400	340, 500	305, 800	281, 500
61			384, 800	341, 100	306, 900	282, 100
62			385, 300	341, 800	308, 000	282, 800
63			385, 800	342, 500	309, 100	283, 500
64			386, 300	343, 100	310, 200	284, 100
65			386, 900	343, 800	311, 200	284, 700
66			387, 400	344, 300	312, 200	285, 400
67			388, 000	344, 900	313, 200	286, 100
68			388, 600	345, 500	314, 200	286, 700
69			389, 100	345, 800	315, 200	287, 300
70			389, 600	346, 400	316, 200	288, 000
71			390, 100	346, 900	317, 200	288, 700
72			390, 600	347, 400	318, 100	289, 300
73			390, 900	347, 900	319, 000	289, 900
74			391, 400	348, 400	319, 800	290, 400

7 5	3 9 1, 8 0 0	3 4 8, 9 0 0	3 2 0, 5 0 0	2 9 0, 8 0 0
7 6	3 9 2, 2 0 0	3 4 9, 3 0 0	3 2 1, 2 0 0	2 9 1, 2 0 0
7 7	3 9 2, 6 0 0	3 4 9, 6 0 0	3 2 1, 8 0 0	2 9 1, 6 0 0
7 8	3 9 3, 1 0 0	3 4 9, 9 0 0	3 2 2, 5 0 0	2 9 1, 9 0 0
7 9	3 9 3, 5 0 0	3 5 0, 1 0 0	3 2 3, 1 0 0	2 9 2, 2 0 0
8 0	3 9 3, 9 0 0	3 5 0, 4 0 0	3 2 3, 7 0 0	2 9 2, 5 0 0
8 1	3 9 4, 3 0 0	3 5 0, 9 0 0	3 2 4, 3 0 0	2 9 2, 8 0 0
8 2	3 9 4, 8 0 0	3 5 1, 2 0 0	3 2 4, 5 0 0	2 9 3, 1 0 0
8 3	3 9 5, 2 0 0	3 5 1, 5 0 0	3 2 5, 0 0 0	2 9 3, 4 0 0
8 4	3 9 5, 6 0 0	3 5 1, 8 0 0	3 2 5, 5 0 0	2 9 3, 7 0 0
8 5	3 9 6, 0 0 0	3 5 2, 2 0 0	3 2 6, 1 0 0	2 9 3, 9 0 0
8 6	3 9 6, 5 0 0	3 5 2, 5 0 0	3 2 6, 6 0 0	2 9 4, 1 0 0
8 7	3 9 6, 9 0 0	3 5 2, 8 0 0	3 2 7, 1 0 0	2 9 4, 3 0 0
8 8	3 9 7, 3 0 0	3 5 3, 1 0 0	3 2 7, 5 0 0	2 9 4, 5 0 0
8 9	3 9 7, 7 0 0	3 5 3, 5 0 0	3 2 8, 1 0 0	2 9 4, 9 0 0
9 0	3 9 8, 2 0 0	3 5 3, 8 0 0	3 2 8, 6 0 0	2 9 5, 1 0 0
9 1	3 9 8, 6 0 0	3 5 4, 1 0 0	3 2 9, 0 0 0	2 9 5, 3 0 0
9 2	3 9 9, 0 0 0	3 5 4, 4 0 0	3 2 9, 5 0 0	2 9 5, 5 0 0
9 3	3 9 9, 4 0 0	3 5 4, 7 0 0	3 3 0, 0 0 0	2 9 5, 9 0 0
9 4	3 9 9, 9 0 0	3 5 5, 1 0 0	3 3 0, 4 0 0	2 9 6, 1 0 0
9 5	4 0 0, 3 0 0	3 5 5, 5 0 0	3 3 0, 6 0 0	2 9 6, 3 0 0
9 6	4 0 0, 7 0 0	3 5 5, 9 0 0	3 3 0, 9 0 0	2 9 6, 6 0 0
9 7	4 0 1, 1 0 0	3 5 6, 4 0 0	3 3 1, 3 0 0	2 9 6, 9 0 0
9 8		3 5 6, 8 0 0	3 3 1, 7 0 0	2 9 7, 1 0 0
9 9		3 5 7, 2 0 0	3 3 2, 0 0 0	2 9 7, 3 0 0
1 0 0		3 5 7, 6 0 0	3 3 2, 3 0 0	2 9 7, 6 0 0
1 0 1		3 5 8, 1 0 0	3 3 2, 6 0 0	2 9 7, 9 0 0
1 0 2			3 3 2, 8 0 0	2 9 8, 1 0 0
1 0 3			3 3 3, 2 0 0	2 9 8, 3 0 0
1 0 4			3 3 3, 5 0 0	2 9 8, 6 0 0
1 0 5			3 3 3, 7 0 0	2 9 8, 9 0 0
1 0 6			3 3 4, 0 0 0	
1 0 7			3 3 4, 3 0 0	
1 0 8			3 3 4, 6 0 0	
1 0 9			3 3 4, 8 0 0	
1 1 0			3 3 5, 1 0 0	
1 1 1			3 3 5, 4 0 0	
1 1 2			3 3 5, 6 0 0	
1 1 3			3 3 5, 8 0 0	
1 1 4			3 3 6, 0 0 0	
1 1 5			3 3 6, 4 0 0	
1 1 6			3 3 6, 6 0 0	

	1 1 7 1 1 8 1 1 9 1 2 0 1 2 1						3 3 6, 8 0 0 3 3 7, 2 0 0 3 3 7, 6 0 0 3 3 8, 0 0 0 3 3 8, 2 0 0	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		4 3 3, 4 0 0	3 7 1, 0 0 0	3 2 8, 4 0 0	2 8 7, 3 0 0	2 6 1, 7 0 0	2 4 8, 1 0 0	2 1 9, 6 0 0

備考 この表は、調剤に従事する薬剤師，栄養管理に従事する管理栄養士その他の医療技術職員で，市規則で定めるものに適用する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
別表第４ 行政職等級別基準職務表		別表第４ 行政職等級別基準職務表	
職務の等級	基準となるべき職務	職務の等級	基準となるべき職務
	(省 略)		(省 略)
2 等級	1 次長，参事，課長，センター長，特任主幹及び主幹の職務 2 選挙管理委員会，監査委員及び農業委員会の事務局長の職務	特 2 等級	1 次長及び参事の職務 2 選挙管理委員会及び監査委員の事務局長の職務
特 3 等級	1 課長補佐，センター長補佐及び副主幹の職務 2・3 (省 略)	2 等級	1 課長，特任主幹及び主幹の職務 2 農業委員会の事務局長の職務
	(省 略)	特 3 等級	1 課長補佐及び副主幹の職務 2・3 (省 略)
			(省 略)

（勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正）

第２条 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和２８年豊中市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
（特別休暇）		（特別休暇）	
第１２条 特別休暇は、療養休暇、生理休暇、不妊治療休暇、出産休暇、通院休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、服喪休暇、結婚休暇、夏季休暇、長期在職休暇、 <u>看護休暇</u> 、短期介護休暇及び臨時休暇とする。		第１２条 特別休暇は、療養休暇、生理休暇、不妊治療休暇、出産休暇、通院休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、服喪休暇、結婚休暇、夏季休暇、長期在職休暇、 <u>看護等休暇</u> 、短期介護休暇及び臨時休暇とする。	
<u>（看護休暇）</u>		<u>（看護等休暇）</u>	
第２４条の２ <u>看護休暇</u> は、職員の子（同居の配偶者等の子を含み、満１２歳		第２４条の２ <u>看護等休暇</u> は、職員の子（同居の配偶者等の子を含み、満１２	

(現 行)	(改 正 後)
に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に限る。以下この条において同じ。)が負傷し、若しくは疾病にかかった <u>場合又は職員の子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話を行う場合</u> において、職員が当該子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるときに、年度を通じて５日（職員の子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内において与えることができる。	歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子に限る。以下この条において同じ。)が負傷し、若しくは疾病にかかった <u>場合、職員の子の疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話を行う場合若しくは学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２０条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴う職員の子の世話を行う場合又は職員の子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする場合</u> において、職員が当該子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるときに、年度を通じて５日（職員の子が２人以上の場合にあっては、１０日）の範囲内において与えることができる。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第３条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年豊中市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
附 則 １～３１ （省 略） ３２ 新給与条例第９条、第１０条、第１４条、<u>第１５条、第１５条の３、第１５条の４及び第２８条の２</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ３３ 第１０条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条、<u>第４条の３、第４条の４、第６条の２</u>及び第１３条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ３４～３６ （省 略） ３７ 第１３条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める	附 則 １～３１ （省 略） ３２ 新給与条例第９条、第１０条、第１４条<u>及び</u>第１５条の４の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ３３ 第１０条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準を定める条例第４条、第４条の４及び第１３条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 ３４～３６ （省 略） ３７ 第１３条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める

(現 行)	(改 正 後)
条例第4条、<u>第4条の3</u>、第4条の4、<u>第6条の2</u>及び第11条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 38・39 (省 略)	条例第4条、第4条の4及び第11条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 38・39 (省 略)

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の等級が附則別表に掲げられている職務の等級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
- 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が1等級及び特2等級であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれらに相当するものとして市規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害のある者」とあるのは「
(5) 心身に著しい障害のある者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 切替日から令和10年3月31日までの間における改正後の条例第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項第1号及び第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員にあっては、当該各号に定める」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第7条第1項前段に規定する割合が100分の12を超える地域手当の級地に在勤する職員にあっては、同項後段に規定する地域手当の級地に応じ、同項前段に規定する」とする。
- 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

- 6 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 3 1 年豊中市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条第 3 項中「 5 5, 0 0 0 円」を「 1 5 0, 0 0 0 円」に改める。
- 7 市長等の給与に関する条例（昭和 2 8 年豊中市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項中「, 第 1 5 条」を削る。
- 8 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 9 年豊中市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 1 5 条の 3 中「, 第 4 条の 3」及び「, 第 6 条の 2」を削る。
- 9 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 2 8 年豊中市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。
第 9 条の 2 第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。
第 1 4 条中「, 第 4 条の 3」及び「, 第 6 条の 2」を削る。

附則別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
1 0	1	1	1	2	6
1 1	1	1	1	3	7
1 2	1	1	1	4	8
1 3	1	1	1	5	9
1 4	1	1	2	6	1 0
1 5	1	1	3	7	1 1
1 6	1	1	4	8	1 2
1 7	1	1	5	9	1 3
1 8	2	2	6	1 0	1 4
1 9	2	3	7	1 1	1 5
2 0	2	4	8	1 2	1 6
2 1	2	5	9	1 3	1 7
2 2	2	6	1 0	1 4	1 8
2 3	3	7	1 1	1 5	1 9
2 4	3	8	1 2	1 6	2 0
2 5	3	9	1 3	1 7	2 1
2 6	3	1 0	1 4	1 8	2 2
2 7	4	1 1	1 5	1 9	2 3
2 8	4	1 2	1 6	2 0	2 4
2 9	4	1 3	1 7	2 1	2 5
3 0	4	1 4	1 8	2 2	2 6
3 1	5	1 5	1 9	2 3	2 7
3 2	5	1 6	2 0	2 4	2 8

3 3	5	1 7	2 1	2 5	2 9
3 4	5	1 8	2 2	2 6	3 0
3 5	6	1 9	2 3	2 7	3 1
3 6	6	2 0	2 4	2 8	3 2
3 7	6	2 1	2 5	2 9	3 3
3 8	6	2 2	2 6	3 0	3 4
3 9	6	2 3	2 7	3 1	3 5
4 0	7	2 4	2 8	3 2	3 6
4 1	7	2 5	2 9	3 3	3 7
4 2		2 6	3 0	3 4	3 8
4 3		2 7	3 1	3 5	3 9
4 4		2 8	3 2	3 6	4 0
4 5		2 9	3 3	3 7	4 1
4 6		3 0	3 4	3 8	4 2
4 7		3 1	3 5	3 9	4 3
4 8		3 2	3 6	4 0	4 4
4 9		3 3	3 7	4 1	4 5
5 0		3 4	3 8	4 2	4 6
5 1		3 5	3 9	4 3	4 7
5 2		3 6	4 0	4 4	4 8
5 3		3 7	4 1	4 5	4 9
5 4		3 8	4 2	4 6	5 0
5 5		3 9	4 3	4 7	5 1
5 6		4 0	4 4	4 8	5 2
5 7		4 1	4 5	4 9	5 3
5 8		4 2	4 6	5 0	5 4
5 9		4 3	4 7	5 1	5 5
6 0		4 4	4 8	5 2	5 6
6 1		4 5	4 9	5 3	5 7
6 2		4 6	5 0	5 4	5 8
6 3		4 7	5 1	5 5	5 9
6 4		4 8	5 2	5 6	6 0
6 5		4 9	5 3	5 7	6 1
6 6		5 0	5 4	5 8	6 2
6 7		5 1	5 5	5 9	6 3
6 8		5 2	5 6	6 0	6 4
6 9		5 3	5 7	6 1	6 5

7 0		5 4	5 8	6 2	6 6
7 1		5 5	5 9	6 3	6 7
7 2		5 6	6 0	6 4	6 8
7 3		5 7	6 1	6 5	6 9
7 4			6 2	6 6	7 0
7 5			6 3	6 7	7 1
7 6			6 4	6 8	7 2
7 7			6 5	6 9	7 3
7 8			6 6	7 0	7 4
7 9			6 7	7 1	7 5
8 0			6 8	7 2	7 6
8 1			6 9	7 3	7 7
8 2			7 0	7 4	7 8
8 3			7 1	7 5	7 9
8 4			7 2	7 6	8 0
8 5			7 3	7 7	8 1
8 6			7 4	7 8	8 2
8 7			7 5	7 9	8 3
8 8			7 6	8 0	8 4
8 9			7 7	8 1	8 5
9 0			7 8	8 2	8 6
9 1			7 9	8 3	8 7
9 2			8 0	8 4	8 8
9 3			8 1	8 5	8 9
9 4				8 6	9 0
9 5				8 7	9 1
9 6				8 8	9 2
9 7				8 9	9 3
9 8				9 0	9 4
9 9				9 1	9 5
1 0 0				9 2	9 6
1 0 1				9 3	9 7
1 0 2				9 4	9 8
1 0 3				9 5	9 9
1 0 4				9 6	1 0 0
1 0 5				9 7	1 0 1
1 0 6				9 8	1 0 2

1 0 7				9 9	1 0 3
1 0 8				1 0 0	1 0 4
1 0 9				1 0 1	1 0 5
1 1 0				1 0 2	1 0 6
1 1 1				1 0 3	1 0 7
1 1 2				1 0 4	1 0 8
1 1 3					1 0 9

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	1 等級	2 等級	特 3 等級	3 等級	4 等級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
1 0	1	1	1	2	6
1 1	1	1	1	3	7
1 2	1	1	1	4	8
1 3	1	1	1	5	9
1 4	1	1	2	6	1 0
1 5	1	1	3	7	1 1
1 6	1	1	4	8	1 2
1 7	1	1	5	9	1 3
1 8	1	2	6	1 0	1 4
1 9	1	3	7	1 1	1 5
2 0	1	4	8	1 2	1 6
2 1	1	5	9	1 3	1 7
2 2	1	6	1 0	1 4	1 8
2 3	1	7	1 1	1 5	1 9
2 4	2	8	1 2	1 6	2 0
2 5	2	9	1 3	1 7	2 1
2 6	2	1 0	1 4	1 8	2 2
2 7	2	1 1	1 5	1 9	2 3
2 8	3	1 2	1 6	2 0	2 4
2 9	3	1 3	1 7	2 1	2 5
3 0	3	1 4	1 8	2 2	2 6
3 1	3	1 5	1 9	2 3	2 7
3 2	3	1 6	2 0	2 4	2 8
3 3	3	1 7	2 1	2 5	2 9

3 4	4	1 8	2 2	2 6	3 0
3 5	4	1 9	2 3	2 7	3 1
3 6	4	2 0	2 4	2 8	3 2
3 7	4	2 1	2 5	2 9	3 3
3 8	4	2 2	2 6	3 0	3 4
3 9	4	2 3	2 7	3 1	3 5
4 0	4	2 4	2 8	3 2	3 6
4 1	4	2 5	2 9	3 3	3 7
4 2	5	2 6	3 0	3 4	3 8
4 3	5	2 7	3 1	3 5	3 9
4 4	5	2 8	3 2	3 6	4 0
4 5	5	2 9	3 3	3 7	4 1
4 6		3 0	3 4	3 8	4 2
4 7		3 1	3 5	3 9	4 3
4 8		3 2	3 6	4 0	4 4
4 9		3 3	3 7	4 1	4 5
5 0		3 4	3 8	4 2	4 6
5 1		3 5	3 9	4 3	4 7
5 2		3 6	4 0	4 4	4 8
5 3		3 7	4 1	4 5	4 9
5 4		3 8	4 2	4 6	5 0
5 5		3 9	4 3	4 7	5 1
5 6		4 0	4 4	4 8	5 2
5 7		4 1	4 5	4 9	5 3
5 8		4 2	4 6	5 0	5 4
5 9		4 3	4 7	5 1	5 5
6 0		4 4	4 8	5 2	5 6
6 1		4 5	4 9	5 3	5 7
6 2			5 0	5 4	5 8
6 3			5 1	5 5	5 9
6 4			5 2	5 6	6 0
6 5			5 3	5 7	6 1
6 6			5 4	5 8	6 2
6 7			5 5	5 9	6 3
6 8			5 6	6 0	6 4
6 9			5 7	6 1	6 5
7 0			5 8	6 2	6 6

7 1			5 9	6 3	6 7
7 2			6 0	6 4	6 8
7 3			6 1	6 5	6 9
7 4			6 2	6 6	7 0
7 5			6 3	6 7	7 1
7 6			6 4	6 8	7 2
7 7			6 5	6 9	7 3
7 8			6 6	7 0	7 4
7 9			6 7	7 1	7 5
8 0			6 8	7 2	7 6
8 1			6 9	7 3	7 7
8 2			7 0	7 4	7 8
8 3			7 1	7 5	7 9
8 4			7 2	7 6	8 0
8 5			7 3	7 7	8 1
8 6				7 8	8 2
8 7				7 9	8 3
8 8				8 0	8 4
8 9				8 1	8 5
9 0				8 2	8 6
9 1				8 3	8 7
9 2				8 4	8 8
9 3				8 5	8 9
9 4				8 6	9 0
9 5				8 7	9 1
9 6				8 8	9 2
9 7				8 9	9 3
9 8				9 0	9 4
9 9				9 1	9 5
1 0 0				9 2	9 6
1 0 1				9 3	9 7
1 0 2				9 4	9 8
1 0 3				9 5	9 9
1 0 4				9 6	1 0 0
1 0 5				9 7	1 0 1
1 0 6				9 8	1 0 2
1 0 7				9 9	1 0 3

1 0 8				1 0 0	1 0 4
1 0 9				1 0 1	1 0 5
1 1 0					1 0 6
1 1 1					1 0 7
1 1 2					1 0 8
1 1 3					1 0 9
1 1 4					1 1 0
1 1 5					1 1 1
1 1 6					1 1 2
1 1 7					1 1 3
1 1 8					1 1 4
1 1 9					1 1 5
1 2 0					1 1 6
1 2 1					1 1 7
1 2 2					1 1 8
1 2 3					1 1 9
1 2 4					1 2 0
1 2 5					1 2 1

ウ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給	
	1 等級	2 等級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
1 0	1	1
1 1	1	1
1 2	1	1
1 3	1	1
1 4	1	1
1 5	1	1
1 6	1	1
1 7	1	1
1 8	1	2
1 9	1	3
2 0	1	4
2 1	1	5
2 2	1	6
2 3	1	7
2 4	1	8
2 5	1	9
2 6	1	1 0
2 7	1	1 1
2 8	1	1 2
2 9	1	1 3
3 0	1	1 4
3 1	1	1 5
3 2	1	1 6
3 3	1	1 7

3 4	1	1 8
3 5	1	1 9
3 6	1	2 0
3 7	1	2 1
3 8	2	2 2
3 9	2	2 3
4 0	2	2 4
4 1	2	2 5
4 2	3	2 6
4 3	3	2 7
4 4	3	2 8
4 5	3	2 9
4 6	4	3 0
4 7	4	3 1
4 8	4	3 2
4 9	4	3 3
5 0	4	3 4
5 1	5	3 5
5 2	5	3 6
5 3	5	3 7
5 4	5	3 8
5 5	5	3 9
5 6	6	4 0
5 7	6	4 1
5 8	6	4 2
5 9	6	4 3
6 0	6	4 4
6 1	7	4 5
6 2	7	4 6
6 3	7	4 7
6 4	7	4 8
6 5	8	4 9
6 6	8	5 0
6 7	8	5 1
6 8	9	5 2
6 9	9	5 3
7 0	9	5 4

7 1	1 0	5 5
7 2	1 0	5 6
7 3		5 7
7 4		5 8
7 5		5 9
7 6		6 0
7 7		6 1
7 8		6 2
7 9		6 3
8 0		6 4
8 1		6 5
8 2		6 6
8 3		6 7
8 4		6 8
8 5		6 9
8 6		7 0
8 7		7 1
8 8		7 2
8 9		7 3

エ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	特 1 等級	1 等級	特 2 等級	2 等級	特 3 等級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
1 0	1	1	1	2	6
1 1	1	1	1	3	7
1 2	1	1	1	4	8
1 3	1	1	1	5	9
1 4	1	1	2	6	1 0
1 5	1	1	3	7	1 1
1 6	1	1	4	8	1 2
1 7	1	1	5	9	1 3
1 8	2	2	6	1 0	1 4
1 9	3	3	7	1 1	1 5
2 0	4	4	8	1 2	1 6
2 1	5	5	9	1 3	1 7
2 2	6	6	1 0	1 4	1 8
2 3	7	7	1 1	1 5	1 9
2 4	8	8	1 2	1 6	2 0
2 5	9	9	1 3	1 7	2 1
2 6	1 0	1 0	1 4	1 8	2 2
2 7	1 1	1 1	1 5	1 9	2 3
2 8	1 2	1 2	1 6	2 0	2 4
2 9	1 3	1 3	1 7	2 1	2 5
3 0	1 4	1 4	1 8	2 2	2 6
3 1	1 5	1 5	1 9	2 3	2 7
3 2	1 6	1 6	2 0	2 4	2 8
3 3	1 7	1 7	2 1	2 5	2 9

3 4	1 8	1 8	2 2	2 6	3 0
3 5	1 9	1 9	2 3	2 7	3 1
3 6	2 0	2 0	2 4	2 8	3 2
3 7	2 1	2 1	2 5	2 9	3 3
3 8	2 2	2 2	2 6	3 0	3 4
3 9	2 3	2 3	2 7	3 1	3 5
4 0	2 4	2 4	2 8	3 2	3 6
4 1	2 5	2 5	2 9	3 3	3 7
4 2		2 6	3 0	3 4	3 8
4 3		2 7	3 1	3 5	3 9
4 4		2 8	3 2	3 6	4 0
4 5		2 9	3 3	3 7	4 1
4 6		3 0	3 4	3 8	4 2
4 7		3 1	3 5	3 9	4 3
4 8		3 2	3 6	4 0	4 4
4 9		3 3	3 7	4 1	4 5
5 0		3 4	3 8	4 2	4 6
5 1		3 5	3 9	4 3	4 7
5 2		3 6	4 0	4 4	4 8
5 3		3 7	4 1	4 5	4 9
5 4			4 2	4 6	5 0
5 5			4 3	4 7	5 1
5 6			4 4	4 8	5 2
5 7			4 5	4 9	5 3
5 8			4 6	5 0	5 4
5 9			4 7	5 1	5 5
6 0			4 8	5 2	5 6
6 1			4 9	5 3	5 7
6 2			5 0	5 4	5 8
6 3			5 1	5 5	5 9
6 4			5 2	5 6	6 0
6 5			5 3	5 7	6 1
6 6			5 4	5 8	6 2
6 7			5 5	5 9	6 3
6 8			5 6	6 0	6 4
6 9			5 7	6 1	6 5
7 0				6 2	6 6

7 1				6 3	6 7
7 2				6 4	6 8
7 3				6 5	6 9
7 4				6 6	7 0
7 5				6 7	7 1
7 6				6 8	7 2
7 7				6 9	7 3
7 8				7 0	7 4
7 9				7 1	7 5
8 0				7 2	7 6
8 1				7 3	7 7
8 2				7 4	7 8
8 3				7 5	7 9
8 4				7 6	8 0
8 5				7 7	8 1
8 6				7 8	8 2
8 7				7 9	8 3
8 8				8 0	8 4
8 9				8 1	8 5
9 0				8 2	8 6
9 1				8 3	8 7
9 2				8 4	8 8
9 3				8 5	8 9
9 4				8 6	9 0
9 5				8 7	9 1
9 6				8 8	9 2
9 7				8 9	9 3
9 8				9 0	9 4
9 9				9 1	9 5
1 0 0				9 2	9 6
1 0 1				9 3	9 7
1 0 2				9 4	9 8
1 0 3				9 5	9 9
1 0 4				9 6	1 0 0
1 0 5				9 7	1 0 1

市議案第 24 号

退職手当条例の一部を改正する条例の設定について

退職手当条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

雇用保険法の改正に伴い失業者の退職手当の規定を改正するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

退職手当条例の一部を改正する条例

退職手当条例（昭和28年豊中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(失業者の退職手当) 第10条 (省 略) 2～6 (省 略) 7 第1項から前項まで(第3項を除く。)に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条、第56条の3及び第57条から第59条までの規定に準じて市規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>職業</u>に就いた者については、就業促進手当 (5)・(6) (省 略) 8 (省 略) 9 第7項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第7項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当す</u>	(失業者の退職手当) 第10条 (省 略) 2～6 (省 略) 7 第1項から前項まで(第3項を除く。)に定めるもののほか、第1項又は第2項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第36条、第37条、第56条の3及び第57条から第59条までの規定に準じて市規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>安定した職業</u>に就いた者については、就業促進手当 (5)・(6) (省 略) 8 (省 略) 9 第7項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第2項又は第7項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第2項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>る日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 10・11 (省 略) (退職手当からの控除) 第22条 職員の退職手当からの控除は、法律により特に認められたものを除くほか、<u>次の各号に掲げるものについて行うものとする。</u> (1) <u>社団法人大阪府市町村職員互助会に対して会員又は会員であった者が納付すべき会費及び貸付金の償還金に相当する金額</u> (2) <u>一般財団法人豊中市職員厚生会（以下この号において「職員厚生会」という。）に対して職員が納付すべき会費及び職員厚生会が行う事業に係る職員の諸納付金に相当する金額</u> 附 則 1～11 (省 略) 12 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必</u>	10・11 (省 略) (退職手当からの控除) 第22条 職員の退職手当からの控除は、法律により特に認められたものを除くほか、<u>一般財団法人豊中市職員厚生会に対して職員が納付すべき会費及び一般財団法人豊中市職員厚生会が行う事業に係る職員の諸納付金に相当する金額</u>について行うものとする。 附 則 1～11 (省 略) 12 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必</u>

(現 行)	(改 正 後)
要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 13～20 (省 略)	要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「 イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。 13～20 (省 略)

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の退職手当条例第10条第7項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員（退職した退職手当条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

市議案第 25 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る金額等を改正するとともに、不動産の信託の受益権の買入れ又は売払いに係る議会の議決に付すべき金額等を定めるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設に関する条例(昭和39年豊中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(契約をする場合) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、<u>予定価格150,000,000円</u>以上の工事又は製造の請負とする。 (財産の取得又は処分をする場合) 第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、<u>予定価格20,000,000円</u>以上の不動産<u>又は</u>動産の買入れ<u>又は</u>売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。	(契約をする場合) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、<u>予定価格200,000,000円</u>以上の工事又は製造の請負とする。 (財産の取得又は処分をする場合) 第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、<u>予定価格40,000,000円</u>以上の不動産<u>若しくは</u>動産の買入れ<u>若しくは</u>売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。) <u>又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</u>

(豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年豊中市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(重要な資産の取得及び処分) 第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業又は公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、<u>予定価格(適正</u>	(重要な資産の取得及び処分) 第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業又は公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、<u>予定価格(適正</u>

(現 行)	(改 正 後)
な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額) が <u>20,000,000円</u> 以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。	な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額) が <u>40,000,000円</u> 以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(豊中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 豊中市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年豊中市条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(重要な資産の取得及び処分) 第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額) が<u>20,000,000円</u>以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。	(重要な資産の取得及び処分) 第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額) が<u>40,000,000円</u>以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 26 号

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部
を改正する条例の設定について

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する
条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正等に伴い，低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の額等を改正するとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例及び豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)関係				別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
(省 略)				(省 略)			
2	第6条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査を伴う請手数料	この表の1の項に規定する額(第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出にあっては、この表の3の項に規定する額)に(1)、(2)又は(3)の額を加えた額 (1) (2)及び(3)の場合以外の場合 豊中市建築基準法施行条例(平成16年豊中市条例第9号)第64条第1項の表の中欄に掲げる床面積の合計及び申請又は計画の通知の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額 (2) (省 略) (3) 昇降機に係る部分を含む場合 (1)又は(2)の額に1の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第64条第3	2	第6条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	建築基準関係規定の適合審査を伴う請手数料	この表の1の項に規定する額(第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出にあっては、この表の3の項に規定する額)に(1)、(2)又は(3)の額を加えた額 (1) (2)及び(3)の場合以外の場合 豊中市建築基準法施行条例(平成16年豊中市条例第9号)第8条第1項の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額 (2) (省 略) (3) 昇降機に係る部分を含む場合 (1)又は(2)の額に1の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第8条第3項

(現 行)				(改 正 後)			
			項の表の中欄に掲げる昇降機の種類及び申請又は計画の通知の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額				の表の中欄に掲げる昇降機の種類区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額
(省 略)				(省 略)			
備考				備考			
1～8 (省 略)				1～8 (省 略)			
9 備考の7及び備考の8に定めるもののほか、この表の2の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。				9 備考の7及び備考の8に定めるもののほか、この表の2の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第8条第11項の規定の例による。			

別表第28の2を次のように改める。

別表第28の2 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)関係

	事務	名称	金額
1	第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この表において同じ。)の認定の申請又は第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法(低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(第56条に規定する認定低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物(住宅(人の居住の用に供する建築物(共用部分を含む。)をいう。以下この表において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。) ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円、50,000平方メートル以上のものは325,300円

新築等計画をいう。以下この表において同じ。)が第54条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「技術的基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の第53条第1項の認定若しくは第55条第1項の変更の認定(以下この表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)に対する審査	イ 認定等に係る評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは103,400円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは130,800円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは171,400円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは275,800円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは359,300円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは431,300円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,500円, 50,000平方メートル以上のものは654,000円, その他の場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは265,800円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは332,300円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは428,200円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは609,900円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは750,600円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは886,700円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,011,300円, 50,000平方メートル以上のものは1,260,300円 (2) 一戸建ての住宅 ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの 5,900円 イ 認定等に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が200平方メートル未満のものは22,900円, 200平方メートル以上のものは24,500円, 誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が200平方メートル未満のものは32,200円, 200平方メートル以上のものは35,300円, その他の場合にあっては床面積の合計が200平方メートル未満のものは42,300円, 200平方メートル以上のものは46,900円 (3) 共同住宅等(共同住宅,長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。) ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの
--	---

床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,700円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは93,300円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは149,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは226,300円,50,000平方メートル以上のものは343,100円

イ 認定等に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,700円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは121,900円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは183,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは333,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは562,700円,50,000平方メートル以上のものは985,000円,誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは61,600円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは101,800円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは175,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは254,900円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは487,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは848,100円,50,000平方メートル以上のものは1,533,200円,その他の場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは82,500円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは135,800円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは229,400円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは327,600円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは642,400円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,134,200円,50,000平方メートル以上のものは2,082,300円

		(4) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる建築物をいう。以下この表において同じ。） 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
2	第54条第2項（第55条第2項において準用する場合を含む。）関係規定の規定に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	建 築 基 準 関 係 規 定 の 適 合 審 査 を 伴 う 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 認 定 申 請 手 数 料 この表の1の項に規定する額（第55条第2項において準用する第54条第2項の規定に基づく申出（申出において準用する場合を含む。）評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係るの増加を含む場合に係るものを除く。）にあつては、この表の3の項に規定する額）に(1)，(2)又は(3)の額を加えた額 (1) (2)及び(3)の場合以外の場合 豊中市建築基準法施行条例第8条第1項の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額 (2) 当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合（当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。） (1)の額に構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと（建築基準法施行令第36条の4に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと）にア又はイの額を加えた額の合計額に3，300円を加えた額 ア 構造計算の方法が大臣認定プログラムによる場合 床面積の合計が200平方メートル以内のものは97，600円，200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは110，200円，500平方メートルを超え1，000平方メートル以内のものは122，800円，1，000平方メートルを超え2，000平方メートル以内のものは135，300円，2，000平方メートルを超え10，000平方メートル以内のものは153，

			600円, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものは193,600円, 50,000平方メートルを超えるものは327,400円 イ 構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法による場合 床面積の合計が200平方メートル以内のものは128,900円, 200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは154,000円, 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは179,100円, 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものは204,300円, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは244,100円, 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものは324,200円, 50,000平方メートルを超えるものは595,500円 (3) 昇降機に係る部分を含む場合 (1)又は(2)の額に1の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第8条第3項の表の中欄に掲げる昇降機の種類の区分に応じ, 同表の右欄に定める額を加えた額
3	第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の建築物の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき, 変更の認定の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ, 当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの 変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円, 50,000平方メートル以上のものは163,400円 イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは52,400円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満の

ものは66,100円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは86,400円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは138,600円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは216,300円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは253,500円,50,000平方メートル以上のものは327,700円,その他の場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは133,600円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは166,800円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは214,800円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは305,700円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは376,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは444,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは506,300円,50,000平方メートル以上のものは630,800円

(2) 一戸建ての住宅

ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの

3,700円

イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは12,200円,200平方メートル以上のものは12,900円,誘導基準併用法による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは16,800円,200平方メートル以上のものは18,400円,その他の場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21,800円,200平方メートル以上のものは24,200円

(3) 共同住宅等

ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの

変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,40

0円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは47,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは75,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは113,900円、50,000平方メートル以上のものは172,200円

イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは21,100円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは35,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは61,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは92,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは167,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは282,100円、50,000平方メートル以上のものは493,200円、誘導基準併用法による場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは31,500円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは51,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは88,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは128,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは244,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは424,800円、50,000平方メートル以上のものは767,300円、その他の場合にあっては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは41,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは115,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは164,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは321,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは567,800円、50,000平方メートル以上のものは1,041,900円

			(4) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
4	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（第55条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。）	認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の評価方法が同一でない軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額 (1) 非住宅建築物 ア 低炭素建築物新築等計画の評価方法（以下この項及び5の項において「計画評価方法」という。）が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円、50,000平方メートル以上のものは325,300円 イ 計画評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは103,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは130,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは171,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは275,800円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは359,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは431,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,500円、50,000平方メートル以上のものは654,000円、その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは265,800円、300平方メートル以上1,000平方メ

		ートル未満のものは332,300円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは428,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは609,900円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは750,600円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは886,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,011,300円,50,000平方メートル以上のものは1,260,300円 (2) 一戸建ての住宅 ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応用すると認めたもの 5,900円 イ 計画評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは22,900円,200平方メートル以上のものは24,500円,誘導基準併用法による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは32,200円,200平方メートル以上のものは35,300円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは42,300円,200平方メートル以上のものは46,900円 (3) 共同住宅等 ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応用すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,700円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは93,300円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは149,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは226,300円,50,000平方メートル以上のものは343,100円 イ 計画評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平
--	--	---

			方メートル未満のものは40,700円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは121,900円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは183,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは333,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは562,700円,50,000平方メートル以上のものは985,000円,誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは61,600円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは101,800円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは175,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは254,900円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは487,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは848,100円,50,000平方メートル以上のものは1,533,200円,その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは82,500円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは135,800円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは229,400円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは327,600円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは642,400円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,134,200円,50,000平方メートル以上のものは2,082,300円 (4) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に,住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
5	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づく書面の交付(当該書面の交	認定低炭素建築物新築等計	書面の交付を受けようとする次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ,当該(1)から(4)までに定める額 (1) 非住宅建築物

付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。)	画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円、50,000平方メートル以上のものは163,400円 イ 計画評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは52,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは66,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは86,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは138,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは216,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは253,500円、50,000平方メートル以上のものは327,700円、その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは133,600円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは166,800円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは214,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは305,700円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは376,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは444,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは506,300円、50,000平方メートル以上のものは630,800円 (2) 一戸建ての住宅 ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの
--	---	--

			3, 7 0 0 円
		イ 計画評価方法がその他のもの	
		誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは12, 200円, 200平方メートル以上のものは12, 900円, 誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは16, 800円, 200平方メートル以上のものは18, 400円, その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは21, 800円, 200平方メートル以上のものは24, 200円	
		(3) 共同住宅等	
		ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応用すると認めたもの	
		書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6, 400円, 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のものは12, 600円, 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のものは26, 900円, 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のものは47, 400円, 10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のものは75, 500円, 25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のものは113, 900円, 50, 000平方メートル以上のものは172, 200円	
		イ 計画評価方法がその他のもの	
		誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは21, 100円, 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のものは35, 000円, 2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のものは61, 700円, 5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満のものは92, 200円, 10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満のものは167, 500円, 25, 000平方メートル以上50, 000平方メートル未満のものは282, 100円, 50, 000平方メートル以上のものは493, 200円, 誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは31, 500円, 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のものは51, 600円, 2, 000平方メートル以上5, 000平	

			方メートル未満のものは88,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは128,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは244,500円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは424,800円,50,000平方メートル以上のものは767,300円,その他の場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは41,900円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは68,600円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは115,400円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは164,500円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは321,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは567,800円,50,000平方メートル以上のものは1,041,900円 (4) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に,住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
6	第54条第1項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことの証明	低炭素建築物新築等計画認定証明手数料	1通 980円

備考

- この表において「共用部分」とは,建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第31において「省令」という。)第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
- この表において「登録住宅性能評価機関等」とは,次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ,当該(1)から(3)までに定める者をいう。
 - 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。)

- (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）
- (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- 3 この表において「モデル建物法」とは、第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。
- 4 この表において「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認する方法をいう。
- 5 この表において「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認する方法をいう。
- 6 この表において「建築基準関係規定」とは、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。
- 7 この表において「構造計算適合性判定」とは、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。
- 8 この表において「適合判定通知書」とは、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。
- 9 この表において「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。
- 10 この表において「昇降機」とは、建築基準法第87条の4に規定する昇降機をいう。
- 11 この表の床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 12 この表の1の項及び3の項から5の項までにおいて「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、第55条第1項に規定する変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 13 この表の2の項の(2)ア及びイの床面積の合計は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、適合判定通知書又は建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築を

し、又は大規模の修繕（同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）をし、若しくは大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。

14 備考の11及び備考の13に定めるもののほか、この表の2の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第8条第11項の規定の例による。

別表第31を次のように改める。

別表第31 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）関係

	事務	名称	金額
1	第11条第1項若しくは第12条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定（第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この表において「判定」という。）又は第11条第2項若しくは第12条第3項の変更の判定（以下この表において「変更の判定」という。）（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。）に係る建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この表において同じ。）	建築物エネルギー消費性能確保計画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	判定等に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額 (1) 非住宅建築物（住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下この表において同じ。）以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この表において同じ。） ア 工場等のみのもの （ア） 判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法（省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。以下この項、3の項及び4の項において同じ。）によるもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは22,100円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは31,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは43,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは110,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは166,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは206,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは255,700円、50,000平方メートル以上のものは355,500円 (イ) 判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは26,800円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは36,100円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは46,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは56,900円、5,000平方メートル以上のものは67,400円

ギー消費性能確保計画に係る建築物が第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項及び3の項において同じ。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の第11条第1項若しくは第12条第2項の判定若しくは変更の判定（以下この表において「判定等」という。）に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	ル未満のものは50,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは118,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは174,500円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは215,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは266,500円、50,000平方メートル以上のものは368,600円 イ その他のもの （ア） 判定等に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは169,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは273,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは357,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは428,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは503,200円、50,000平方メートル以上のものは651,600円 （イ） 判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは263,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは329,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは425,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは607,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは748,300円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは884,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,008,900円、50,000平方メートル以上のものは1,257,900円 （2） 一戸建ての住宅 ア 判定等に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの 床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,600円、200平方メートル以上のものは22,100円
--	---

			イ 判定等に係る建築物の評価方法が併用法によるもの 床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２９，９００円，２００平方メートル以上のものは３３，０００円 ウ 判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの 床面積の合計が２００平方メートル未満のものは３９，９００円，２００平方メートル以上のものは４４，６００円
		(３)	共同住宅等（共同住宅，長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。） ア 判定等に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３８，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６６，２００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１９，６００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１８０，７００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３３１，５００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６０，４００円，５０，０００平方メートル以上のものは９８２，６００円 イ 判定等に係る建築物の評価方法が併用法によるもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５９，３００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは９９，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１７３，０００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは２５２，６００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４８５，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは８４５，８００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，５３０，９００円 ウ 判定等に係る建築物の評価方法がその他のもの 床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８０，２００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１３３，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２２７，１００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３２５，３００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは６４０，１

			00円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,131,900円, 50,000平方メートル以上のものは2,080,000円 (4) 複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる建築物をいう。以下この表において同じ。） 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア, イ若しくはウ又は(3)ア, イ若しくはウに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
2	認定建築物エネルギー消費性能向上計画（第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。）に係る他の建築物（第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）の判定等（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準に適合することの確認（登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表において同じ。）による確認を含む。以下この項において同じ。）を受け	他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の(1)及び(2)に掲げる判定等の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める額 (1) 判定 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円, 50,000平方メートル以上のものは325,300円 (2) 変更の判定 床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円, 50,000平方メートル以上のものは163,400円

	とする当該他の建築物について 省令第1条第1項第1号イの基準に適合することの確認を受ける場合又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合することの確認を受けており、かつ、判定等を受けようとする当該他の建築物について省令第1条第1項第1号ロの基準に適合することの確認を受ける場合に係るものに限る。)に対する審査		
3	変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定等に係る建築物の評価方法と同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)に対する審査(前項に規定する審査を除く。)	建築物エネルギー消費性能確保計画 変更建築物エネルギー消費性能適合判定手数料	変更の判定に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額 (1) 非住宅建築物 ア 工場等のみのもの (ア) 変更の判定に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,800円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは16,200円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは55,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは83,700円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは103,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは128,600円、50,000平方メートル以上のものは178,400円 (イ) 変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは14,100

円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１８，７００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２５，７００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５９，７００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは８８，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１０８，５００円、２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは１３４，０００円、５０，０００平方メートル以上のものは１８５，０００円

イ その他のもの

(ア) 変更の判定に係る建築物の評価方法がモデル建物法によるもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは５１，２００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは６４，９００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８５，３００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３７，５００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１７９，２００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２１５，２００円、２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２５２，３００円、５０，０００平方メートル以上のものは３２６，５００円

(イ) 変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１３２，４００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６５，７００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１３，６００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３０４，５００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３７４，９００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは４４２，９００円、２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５０５，２００円、５０，０００平方メートル以上のものは６２９，７００円

(２) 一戸建ての住宅

ア 変更の判定に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの

変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１１，０００円、

			200平方メートル以上のものは11,800円 イ 変更の判定に係る建築物の評価方法が併用法によるもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは15,700円, 200平方メートル以上のものは17,200円 ウ 変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円, 200平方メートル以上のものは23,000円 (3) 共同住宅等 ア 変更の判定に係る建築物の評価方法が仕様基準によるもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,900円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,800円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,100円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは166,400円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは280,900円,50,000平方メートル以上のものは492,000円 イ 変更の判定に係る建築物の評価方法が併用法によるもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは30,400円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは50,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは87,200円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは127,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは243,300円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは423,600円,50,000平方メートル以上のものは766,200円 ウ 変更の判定に係る建築物の評価方法がその他のもの 変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,800円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは114,300円,5,000平方メートル以上10,0
--	--	--	---

			00平方メートル未満のものは163,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは320,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは566,600円,50,000平方メートル以上のものは1,040,700円 (4) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に,住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア,イ若しくはウ又は(3)ア,イ若しくはウに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
4	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第13条の規定に基づく書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明手数料	書面の交付を受けようとする次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ,当該(1)から(4)までに定める額 (1) 非住宅建築物 ア 工場等のみのもの (ア) 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,800円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは16,200円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは22,600円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは55,900円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは83,700円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは103,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは128,600円,50,000平方メートル以上のものは178,400円 (イ) 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは14,100円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは18,700円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは25,700円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは59,700円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは88,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは108,500円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは

のは134,000円, 50,000平方メートル以上のものは185,000円

イ その他のもの

(ア) 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がモデル建物法によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,200円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは64,900円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは85,300円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは137,500円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは179,200円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは215,200円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは252,300円, 50,000平方メートル以上のものは326,500円

(イ) 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは132,400円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは165,700円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは213,600円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは304,500円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは374,900円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは442,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,200円, 50,000平方メートル以上のものは629,700円

(2) 一戸建ての住宅

ア 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が仕様基準によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは11,000円, 200平方メートル以上のものは11,800円

イ 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が併用法によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは15,700円, 200平方メートル以上のものは17,200円

ウ 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，７００円，２００平方メートル以上のものは２３，０００円

(３) 共同住宅等

ア 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が仕様基準によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１９，９００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３３，８００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは６０，５００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは９１，１００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６６，４００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは２８０，９００円，５０，０００平方メートル以上のものは４９２，０００円

イ 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法が併用法によるもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３０，４００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは５０，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８７，２００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２７，０００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２４３，３００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは４２３，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは７６６，２００円

ウ 書面の交付を受けようとする建築物の評価方法がその他のもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４０，８００円，３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６７，５００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１４，３００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１６３，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３２０，７００円，２５，０００平方メートル以上５０，０００平方メートル未満のものは５６６，６００円，５０，０００平方メートル以上のものは１，０４０，７００円

(４) 複合建築物

住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(１)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに

			定める額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア、イ若しくはウ又は(3)ア、イ若しくはウに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
5	第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この表において同じ。)(同条第3項各号に掲げる事項(以下この表において「他の建築物に係る事項」という。)を記載している場合に係るものを除く。以下この項において同じ。))の認定の申請又は第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画が第30条第1項各号に掲げる基準(以下この表において「性能向上基準」という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この項から10の項までにおいて同じ。))が当該建築物エネ	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定申請1件につき、認定等の申請に係る次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額を合算した額 (1) 非住宅建築物 ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの 床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円、50,000平方メートル以上のものは325,300円 イ 認定等に係る評価方法がその他のもの モデル建物法(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準に適合することを確認することをいう。以下この項及び8の項から10の項までにおいて同じ。))による場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,500円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは169,100円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは273,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは357,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは428,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは503,200円、50,000平方メートル以上のものは651,600円、その他の場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは263,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは329,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは425,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは607,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは707,600円、10,000平方メートル以上20,000平方メートル未満のものは807,600円、20,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のものは907,600円、30,000平方メートル以上のものは1,007,600円

ルギー消費性能向上計画の直近の第 29 条第 1 項の認定若しくは第 31 条第 1 項の変更の認定（以下この表において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。）に対する審査	0 平方メートル未満のものは 748,300 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 884,400 円, 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のものは 1,008,900 円, 50,000 平方メートル以上のものは 1,257,900 円 (2) 一戸建ての住宅 ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの 5,900 円 イ 認定等に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは 20,600 円, 200 平方メートル以上のものは 22,100 円, 誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは 29,900 円, 200 平方メートル以上のものは 33,000 円, その他の場合にあっては床面積の合計が 200 平方メートル未満のものは 39,900 円, 200 平方メートル以上のものは 44,600 円 (3) 共同住宅等 ア 認定等に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの 床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 11,300 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 23,700 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 52,300 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 93,300 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 149,800 円, 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のものは 226,300 円, 50,000 平方メートル以上のものは 343,100 円 イ 認定等に係る評価方法がその他のもの 誘導仕様基準による場合にあっては床面積の合計が 300 平方メートル未満のものは 38,400 円, 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のものは 66,200 円, 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のものは 119,600 円, 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のものは 180,700 円, 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のものは 331,500 円, 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未
---	---

			満のものは560,400円,50,000平方メートル以上のものは982,600円,誘導基準併用法による場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,300円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは99,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは173,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは252,600円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは485,400円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは845,800円,50,000平方メートル以上のものは1,530,900円,その他の場合にあっては床面積の合計が300平方メートル未満のものは80,200円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは227,100円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは325,300円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは640,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,131,900円,50,000平方メートル以上のものは2,080,000円 (4) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に,住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
6	第29条第1項の規定に基づく認定の申請(認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。)又は第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の	複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認定等の申請に係る1の建築物ごとに次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ,当該(1)及び(2)に定める額 (1) 第29条第1項の規定に基づく認定の申請の場合又は第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合,認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合又は変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものに限る。)の場合 5の項に規定する額

	建築物に係る事項を記載している場合に係るものに限る。) に対する審査		(2) 第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る1の建築物の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る当該1の建築物の評価方法と同一でない場合、認定等に係る1の建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合及び変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る建築物以外の建築物を当該建築物エネルギー消費性能向上計画に記載している場合に係るものを除く。）の場合 8の項に規定する額
7	第30条第2項（第31条第2項において準用する場合を含む。）関係規定の規定に基づく申出による建築基準関係規定の適合審査を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料	建築基準関係規定の適合審査を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画 認定申請手数料	当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載していない場合にあっては5の項に規定する額（第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出（申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。）にあっては、次項に規定する額）、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載している場合にあっては前項に規定する額に(1)、(2)又は(3)の額を加えた額 (1) (2)及び(3)の場合以外の場合 豊中市建築基準法施行条例第8条第1項の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表の右欄に定める額 (2) 当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定に準じた審査が必要な場合（当該申出をするときに建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。） (1)の額に構造計算適合性判定に準じた審査が行われる1の建築物ごと（建築基準法施行令第36条の4に規定する建築物の部分にあっては、当該建築物の部分ごと）にア又はイの額を加えた額の合計額に3,300円を加えた額

			ア 構造計算の方法が大臣認定プログラムによる場合 床面積の合計が２００平方メートル以内のものは９７，６００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１１０，２００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１２２，８００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１３５，３００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１５３，６００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものは１９３，６００円，５０，０００平方メートルを超えるものは３２７，４００円 イ 構造計算の方法が大臣認定プログラム以外の方法による場合 床面積の合計が２００平方メートル以内のものは１２８，９００円，２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のものは１５４，０００円，５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１７９，１００円，１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは２０４，３００円，２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは２４４，１００円，１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のものは３２４，２００円，５０，０００平方メートルを超えるものは５９５，５００円 (３) 昇降機に係る部分を含む場合 (１)又は(２)の額に１の昇降機ごとに豊中市建築基準法施行条例第８条第３項の表の中欄に掲げる昇降機の種類の区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額
8	第３１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（５の項及び６の項に規定する審査を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	変更認定申請１件につき、変更の認定の申請に係る次の(１)から(４)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(１)から(４)までに定める額を合算した額 (１) 非住宅建築物 ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの 変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，４００円，３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１０，４００円，１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１６，４００円，２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは４７，４００円，５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは７４，４００円，１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの

は93,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円,50,000平方メートル以上のものは163,400円

イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの

モデル建物法による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,200円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは64,900円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは85,300円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは137,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは179,200円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは215,200円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは252,300円,50,000平方メートル以上のものは326,500円,その他の場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは132,400円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは165,700円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは213,600円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは304,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは374,900円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは442,900円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,200円,50,000平方メートル以上のものは629,700円

(2) 一戸建ての住宅

ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの

3,700円

イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは11,000円,200平方メートル以上のものは11,800円,誘導基準併用法による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは15,700円,200平方メートル以上のものは17,200円,その他の場合

にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは23,000円

(3) 共同住宅等

ア 変更の認定に係る評価方法が登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの

変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは47,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは75,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは113,900円、50,000平方メートル以上のものは172,200円

イ 変更の認定に係る評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは166,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは280,900円、50,000平方メートル以上のものは492,000円、誘導基準併用法による場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは30,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは50,500円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは87,200円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは127,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは243,300円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは423,600円、50,000平方メートル以上のものは766,200円、その他の場合にあつては変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,800円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,500円、2,000平方メートル以上5,000平方

			メートル未満のものは114,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは163,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは320,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは566,600円,50,000平方メートル以上のものは1,040,700円 (4) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に、住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
9	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(第31条第1項の規定に基づく軽微な変更をいう。以下この表において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一でない軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額 (1) 非住宅建築物 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法(以下この項及び10の項において「計画評価方法」という。)が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に係る建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,400円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは31,400円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは93,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは147,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは186,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは232,500円,50,000平方メートル以上のものは325,300円 イ 計画評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあつては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは101,000円,300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは128,500円,1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは169,100円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは273,500円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは357,000円,10,000平方メ

一トール以上25,000平方メートル未満のものは428,900円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは503,200円, 50,000平方メートル以上のものは651,600円, その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは263,400円, 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは329,900円, 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは425,800円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは607,600円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは748,300円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは884,400円, 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,008,900円, 50,000平方メートル以上のものは1,257,900円

(2) 一戸建ての住宅

ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの

5,900円

イ 計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,600円, 200平方メートル以上のものは22,100円, 誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは29,900円, 200平方メートル以上のものは33,000円, その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは39,900円, 200平方メートル以上のものは44,600円

(3) 共同住宅等

ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に応当すると認めたもの

書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,300円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは23,700円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは52,300円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは93,300円, 10,000平方メートル以上25,000平方メ

一トール未満のものは149,800円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは226,300円,50,000平方メートル以上のものは343,100円

イ 計画評価方法がその他のもの

誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは38,400円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは66,200円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは119,600円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは180,700円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは331,500円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは560,400円,50,000平方メートル以上のものは982,600円,誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは59,300円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは99,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは173,000円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは252,600円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは485,400円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは845,800円,50,000平方メートル以上のものは1,530,900円,その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは80,200円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは133,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは227,100円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは325,300円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは640,100円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは1,131,900円,50,000平方メートル以上のものは2,080,000円

(4) 複合建築物

住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に,住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額

10	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合に限る。）	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の評価方法が同一である軽微な変更に関する証明手数料	当該書面の交付の申請に係る1の建築物ごとに書面の交付を受けようとする次の(1)から(4)までに掲げる建築物の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める額 (1) 非住宅建築物 ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの 書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは10,400円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは16,400円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは47,400円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは74,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは93,800円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは117,000円、50,000平方メートル以上のものは163,400円 イ 計画評価方法がその他のもの モデル建物法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは51,200円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは64,900円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは85,300円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは137,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは179,200円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは215,200円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは252,300円、50,000平方メートル以上のものは326,500円、その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは132,400円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは165,700円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは213,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは304,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは374,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは442,900円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは505,200円、50,000平方メートル以上のものは629,7
----	---	---	--

		00円
	(2) 一戸建ての住宅	
	ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	3,700円
	イ 計画評価方法がその他のもの	
	誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは11,000円、200平方メートル以上のものは11,800円、誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは15,700円、200平方メートル以上のものは17,200円、その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が200平方メートル未満のものは20,700円、200平方メートル以上のものは23,000円	
	(3) 共同住宅等	
	ア 計画評価方法が登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	
	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは6,400円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは12,600円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは26,900円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは47,400円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは75,500円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは113,900円、50,000平方メートル以上のものは172,200円	
	イ 計画評価方法がその他のもの	
	誘導仕様基準による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは19,900円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは33,800円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは60,500円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは91,100円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは166,400円、25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは280,900円、50,000平方メートル以上のものは	

			は492,000円,誘導基準併用法による場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは30,400円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは50,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは87,200円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは127,000円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは243,300円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは423,600円,50,000平方メートル以上のものは766,200円,その他の場合にあっては書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のものは40,800円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは67,500円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは114,300円,5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは163,400円,10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは320,700円,25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のものは566,600円,50,000平方メートル以上のものは1,040,700円 (4) 複合建築物 住宅以外の用途に供する部分を非住宅建築物とみなして(1)ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額に,住宅の用途に供する部分を一戸建ての住宅又は共同住宅等とみなして(2)ア若しくはイ又は(3)ア若しくはイに掲げる区分に応じそれぞれに定める額を加えた額
11	第30条第1項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の認定を受けたことの証明	建築物エネルギー消費性能向上計画認定等証明手数料	1通 980円

備考

- この表において「共用部分」とは,省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。
- この表において「工場等」とは,工場,危険物の貯蔵又は処理に供するもの,水産物の増殖場又は養殖場,倉庫,卸売市場,火葬場,と畜場,汚物処

理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

3 この表において「仕様基準」とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認する方法をいう。

4 この表において「併用法」とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認する方法をいう。

5 この表において「登録住宅性能評価機関等」とは、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める者をいう。

(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

6 この表において「誘導仕様基準」とは、省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認する方法をいう。

7 この表において「誘導基準併用法」とは、省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認する方法をいう。

8 この表において「建築基準関係規定」とは、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。

9 この表において「構造計算適合性判定」とは、建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。

10 この表において「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第20条第1項第2号イに規定するプログラム又は同項第3号イに規定するプログラムをいう。

11 この表において「昇降機」とは、建築基準法第87条の4に規定する昇降機をいう。

12 この表の床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによる。

13 この表の1の項から4の項までにおいて「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

14 この表の5の項において「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、第31条第1項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。

15 この表の7の項の(2)ア及びイの床面積の合計は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関（当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあっては、大阪府知事）が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕（同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）をし、若しくは大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計（床面積の合計の増加する部分がある場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積）に0.5を乗じて得た面積とする。

16 備考の12及び備考の15に定めるもののほか、この表の7の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の合計の算定方法は、豊中市建築基準法施行条例第8条第11項の規定の例による。

17 この表の8の項において「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。

（豊中市建築基準法施行条例の一部改正）

第2条 豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条・第2条）</u> <u>第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備（第3条・第4条）</u> <u>第3章 特殊建築物</u> <u>第1節 総則（第5条―第7条の3）</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>第2節 学校 (第8条・第9条)</u> <u>第3節 体育館, ボーリング場, スケート場, 水泳場及びスポーツの練習場 (第10条)</u> <u>第4節 病院及び診療所 (第11条・第12条)</u> <u>第5節 劇場, 映画館, 演芸場, 観覧場, 公会堂及び集会場 (第13条—第21条の2)</u> <u>第6節 展示場 (第22条・第23条)</u> <u>第7節 物品販売業を営む店舗 (第24条)</u> <u>第8節 遊技場 (第25条—第26条)</u> <u>第9節 公衆浴場 (第27条—第29条)</u> <u>第10節 ホテル及び旅館 (第30条—第32条)</u> <u>第11節 共同住宅, 寄宿舎, 下宿及び老人ホーム (第33条—第38条)</u> <u>第12節 自動車車庫及び自動車修理工場 (第39条—第43条)</u> <u>第4章 削除</u> <u>第5章 建築物又はその敷地と道路との関係 (第57条—第59条)</u> <u>第5章の2 容積率算定の基礎となる地盤面の設定 (第59条の2)</u> <u>第6章 日影による中高層の建築物の高さの制限 (第60条)</u> <u>第7章 工事監理者 (第61条)</u> <u>第8章 道路 (第62条・第63条)</u> <u>第9章 手数料 (第64条—第67条)</u> <u>第10章 雑則 (第68条—第69条)</u> <u>第11章 罰則 (第70条・第71条)</u> <u>附則</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>第1章 総則</u> (目的) 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）<u>第40条、第43条第3項、第52条第5項、第56条の2第1項及び第107条の規定に基づき、建築物の敷地、構造及び建築設備に関する制限の付加、建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加、容積率算定の基礎となる地盤面の設定、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間等の指定並びにこれらの制限に違反した者に対する罰則に関し必要な事項を定めるとともに、別に定めるものを除くほか、法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。</u> <u>第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備</u> <u>(角敷地における建築制限)</u> 第3条 <u>歩車道の区別がない幅員6メートル未満の道路（専ら歩行者の通行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。）が屈曲する箇所又は歩車道の区別がない幅員6メートル未満の道路が歩車道の区別がない幅員10メートル未満の道路と同一平面で交差する箇所にある敷地にあつては、その角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの2等辺3角形の部分（地盤面下の部分を除く。）に突き出して建築物を建築し、又は擁壁その他の工作物を築造してはならない。ただし、道路に街角の切取りがある場合又は角地の隅角が120度以上の場合は、この限りでない。</u> <u>(長屋)</u> 第4条 <u>長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) <u>各戸の主要な出入口は、道路（法第43条第2項第1号の規定による認定を受けた長屋にあつては規則第10条の3第1項各号に規定する道</u>	(目的) 第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）<u>第52条第5項及び第56条の2第1項の規定に基づき、容積率算定の基礎となる地盤面の設定並びに日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び日影時間等の指定に関し必要な事項を定めるとともに、別に定めるものを除くほか、法の施行に関し必要なその他の事項を定めることを目的とする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>を、法第４３条第２項第２号の規定による許可を受けた長屋にあつては規則第１０条の３第４項第１号に規定する空地、同項第２号に規定する公共の用に供する道又は同項第３号に規定する通路を含む。以下この号において同じ。）に面すること。ただし、長屋が次のア又はイに該当し、かつ、各戸の主要な出入口が道路に通ずる幅員３メートル以上の敷地内の通路（アに掲げる長屋にあつては、道路から各戸の主要な出入口までの長さが３５メートル以内の通路に限る。）に面する場合は、この限りでない。</u> <u>ア 床面積の合計が３００平方メートル以下のもの</u> <u>イ 耐火建築物又は準耐火建築物であるもの</u> <u>（２） けた行は、２５メートルを超えないこと。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物である場合は、この限りでない。</u> <u>２ 前項第１号の規定は、法第８６条第１項から第４項まで又は第８６条の２第１項から第３項までの規定による認定又は許可を受けた一団地内に１又は２以上の構えを成す長屋については、適用しない。</u> <u>第３章 特殊建築物</u> <u>第１節 総則</u> <u>（適用の範囲）</u> <u>第５条 この章の規定は、次に掲げる特殊建築物に適用する。</u> <u>（１） 学校の用途に供する建築物</u> <u>（２） 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物</u> <u>（３） 病院又は診療所の用途に供する建築物</u> <u>（４） 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物</u>	

(現 行)	(改 正 後)
(5) <u>展示場の用途に供する建築物</u> (6) <u>物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物</u> (7) <u>キャバレー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール又は遊技場（次に掲げるもの（以下「個室ビデオ店等」という。）を含む。第25条の2を除き，以下同じ。）の用途に供する建築物</u> ア <u>個室（これに類する施設を含む。以下この号において同じ。）において，フィルム若しくはビデオテープ，ビデオディスク，シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体を再生し，又は電気通信設備を用いて映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗</u> イ <u>カラオケボックス</u> ウ <u>個室において，インターネットを利用させ，又は漫画等を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</u> エ <u>店舗型電話異性紹介営業その他これに類する営業（個室を設けるものに限る。）を営む店舗</u> (8) <u>公衆浴場の用途に供する建築物</u> (9) <u>ホテル又は旅館の用途に供する建築物</u> (10) <u>共同住宅，寄宿舍，下宿又は老人ホームの用途に供する建築物</u> (11) <u>自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物</u> (12) <u>博物館，美術館又は図書館の用途に供する建築物</u> (13) <u>児童福祉施設等の用途に供する建築物（老人ホームの用途に供する建築物を除く。）</u> (14) <u>飲食店の用途に供する建築物</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(15) 火葬場の用途に供する建築物</u> <u>(避難階等に通ずる階段)</u> <u>第 6 条 避難階以外の階を次に掲げる建築物における当該建築物の用途に供する階から避難階又は地上に通ずる階段は、回り階段としてはならない。</u> <u>(1) 前条第 1 号の用途（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園の用途を除く。）に供する建築物</u> <u>(2) 前条第 2 号又は第 4 号の用途に供する建築物</u> <u>(3) 前条第 3 号の用途に供する建築物（患者の収容施設を有しない診療所を除く。）</u> <u>(4) 前条第 5 号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下のものを除く。）</u> <u>(5) 前条第 6 号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下のものを除く。）</u> <u>(6) 前条第 7 号の用途（キャバレー、ナイトクラブ及びダンスホールの用途に限る。）に供する建築物</u> <u>(7) 前条第 7 号の用途（バー及び遊技場の用途に限る。）に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のものを除く。）</u> <u>(8) 前条第 8 号から第 1 0 号までの用途に供する建築物</u> <u>(9) 前条第 1 1 号の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 平方メートル以下のものを除く。）</u> <u>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。</u> <u>(1) 回り階段の踏面の狭い方の端の寸法が 1 5 センチメートル以上である場合</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(2) 階段の各階の部分の下方2分の1以下の部分を回り階段とする場合でその回転角度が90度以下であるとき。</u> <u>(避難口誘導灯)</u> <u>第6条の2 次に掲げる建築物における当該建築物の用途の利用者(病院における患者、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場における客、博物館における入館者その他これらに類する者をいう。以下同じ。)用に供する部分のうち消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設ける避難口誘導灯(自動火災報知設備を設置する建築物に設けるものに限る。)は、点滅機能及び音声誘導機能を備えたものでなければならない。</u> <u>(1) 第5条第1号、第3号、第12号、第13号又は第15号の用途に供する建築物</u> <u>(2) 第5条第2号、第8号又は第9号の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(3) 第5条第4号の用途(公会堂及び集会場の用途を除く。)に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(4) 第5条第4号の用途(公会堂の用途に限る。)に供する建築物</u> <u>(5) 第5条第4号の用途(集会場の用途に限る。)に供する建築物(床面積が200平方メートル以上の室(当該用途に供するものに限る。)を有するものに限る。)</u> <u>(6) 第5条第5号の用途に供する建築物(当該用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(7) 第5条第6号又は第14号の用途に供する建築物(当該用途に供する</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(8) 第 5 条第 7 号の用途 (遊技場の用途に限る。) に供する建築物 (当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(9) 第 5 条第 1 0 号の用途 (老人ホームの用途に限る。) に供する建築物</u> <u>(10) 第 5 条第 1 1 号の用途 (自動車車庫の用途を除く。) に供する建築物</u> <u>(当該用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のものを除く。)</u> <u>(防火戸)</u> <u>第 6 条の 3 前条各号に掲げる建築物における当該建築物の用途の利用者用に供する部分に設ける防火戸 (当該建築物の外壁の開口部に設けるもののうち、屋外への出口以外に設けるものを除く。) は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>(1) 幅 (くぐり戸付きの防火戸にあっては、当該くぐり戸の幅) は、 8 0 センチメートル以上とすること。</u> <u>(2) 車いすを使用している者 (以下「車いす使用者」という。) が通過する際に支障となる段を設けないこと。</u> <u>(避難安全性能を有する建築物等の適用除外)</u> <u>第 7 条 第 1 9 条第 2 号、第 3 0 条 (第 2 6 条第 1 項において準用する場合を含む。) 及び第 3 5 条の規定は、第 6 条第 1 項各号に掲げる建築物の階のうち令第 1 2 9 条第 1 項の規定により階避難安全性能を有するものであると確かめられたもの (同項の認定を受けたものを含む。) については、適用しない。</u> <u>2 第 1 4 条、第 1 5 条第 2 項、第 1 7 条第 2 号及び第 3 号、第 1 8 条第 4 号、</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>第19条第2号、第20条、第30条（第26条第1項において準用する場合を含む。）並びに第35条の規定は、第6条第1項各号に掲げる建築物のうち令第129条の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）については、適用しない。</u> <u>（制限の緩和）</u> <u>第7条の2 第6条の2及び第6条の3の規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第6条の2各号に掲げる建築物については、適用しない。</u> <u>（既存の建築物に対する制限の緩和）</u> <u>第7条の3 法第3条第2項の規定により第6条の2及び第6条の3の規定の適用を受けない第6条の2各号に掲げる建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</u> <u>第2節 学校</u> <u>（直通階段の数）</u> <u>第8条 学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。次条において同じ。）における各階から避難階又は地上に通ずる直通階段の数は、令第121条の規定にかかわらず、その階の教室の数が8以内のときは2以上とし、教室の数が8を超えるときは2に、4以内を増すごとに1を加えた数以上としなければならない。ただし、当該階の教室の数が3以内で、かつ、居室の床面積の合計が200平方メートル以下である場合において各教室から避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難すること</u>	

(現 行)	(改 正 後)
ができるときは、その数を1とすることができる。 <u>(教室等の出入口の数)</u> <u>第9条</u> 学校における教室その他の児童又は生徒が使用する居室（市規則で定めるものに限る。）には、廊下、ロビー又は屋外に通ずる2以上の出入口を設けなければならない。ただし、避難上有効なバルコニー、屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は、出入口の数を1とすることができる。 第3節 <u>体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場</u> <u>(屋外への出口)</u> <u>第10条</u> 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物の避難階における屋外への出口は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、耐火建築物又は準耐火建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以下の建築物の避難階における屋外への出口については、この限りでない。 (1) <u>2以上設けること。</u> (2) <u>幅は、90センチメートル以上とすること。</u> (3) <u>戸は、内開きとしないこと。</u> (4) <u>令第125条第1項の屋外への出口以外の屋外への出口にあつては、道路又は公園、広場その他の空地に通ずる幅員が90センチメートル（2以上の屋外への出口が共用する場合にあつては、1.5メートル）以上の通路に面すること。</u> 第4節 <u>病院及び診療所</u> <u>第11条</u> <u>削除</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(屋外への出口)</u> <u>第 1 2 条 第 1 0 条の規定は、病院又は法第 2 2 条第 1 項の規定により指定された区域内にある診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）の用途に供する建築物について準用する。</u> 第 5 節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場 <u>(主たる屋外への出口)</u> <u>第 1 3 条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の用途に供する建築物の避難階における客用に供する屋外への出口のうち主たるものは、第 5 8 条の規定により当該建築物の敷地が接する道路又はその道路に通ずる幅員 5 メートル以上の通路に面しなければならない。</u> <u>(劇場等の階段の幅)</u> <u>第 1 4 条 主階が避難階にない劇場等の用途に供する建築物の当該主階から避難階又は地上に通ずる階段の幅の合計は、当該階における劇場等の客席の出口の幅につき、第 1 8 条第 4 号の規定により算出した最低合計幅以上としなければならない。</u> <u>(避難階段及び特別避難階段)</u> <u>第 1 5 条 主階が避難階にない劇場等の用途に供する建築物には、当該主階から避難階又は地上に通ずる 2 以上の避難階段又は特別避難階段を設けなければならない。</u> <u>2 前項の避難階段又は特別避難階段の幅の合計は、当該階における劇場等の客席の出口の幅につき、第 1 8 条第 4 号の規定により算出した最低合計幅の 2 分の 1 以上としなければならない。</u> <u>(通路等)</u>	

(現 行)	(改 正 後)																				
第16条 主階が避難階にある劇場等の主階の周囲のうち、出口（道路、公園、広場その他これらに類する場所（以下「道路等」という。）に面するものを除く。）がある側には、次の表に定める数値以上の幅員を有する通路で道路等に避難上有効に通ずるもの又は市規則で定める避難上有効な構造及び設備を有する廊下（以下「避難廊下」という。）を設けなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>劇場等の種別</th><th>通路等の幅員 (単位メートル)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>客席の床面積の合計が200平方メートル以下のもの</td><td>2</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの</td><td>2. 25</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が300平方メートルを超え400平方メートル以下のもの</td><td>2. 5</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が400平方メートルを超え500平方メートル以下のもの</td><td>2. 75</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が500平方メートルを超え600平方メートル以下のもの</td><td>3</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が600平方メートルを超え700平方メートル以下のもの</td><td>3. 25</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が700平方メートルを超え800平方メートル以下のもの</td><td>3. 5</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が800平方メートルを超え900平方メートル以下のもの</td><td>3. 75</td></tr> <tr> <td>客席の床面積の合計が900平方メートルを超えるもの</td><td>4</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の通路の地盤面上で高さ3メートル未満の位置及び当該通路の側端		劇場等の種別	通路等の幅員 (単位メートル)	客席の床面積の合計が200平方メートル以下のもの	2	客席の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	2. 25	客席の床面積の合計が300平方メートルを超え400平方メートル以下のもの	2. 5	客席の床面積の合計が400平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	2. 75	客席の床面積の合計が500平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	3	客席の床面積の合計が600平方メートルを超え700平方メートル以下のもの	3. 25	客席の床面積の合計が700平方メートルを超え800平方メートル以下のもの	3. 5	客席の床面積の合計が800平方メートルを超え900平方メートル以下のもの	3. 75	客席の床面積の合計が900平方メートルを超えるもの	4
劇場等の種別	通路等の幅員 (単位メートル)																				
客席の床面積の合計が200平方メートル以下のもの	2																				
客席の床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	2. 25																				
客席の床面積の合計が300平方メートルを超え400平方メートル以下のもの	2. 5																				
客席の床面積の合計が400平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	2. 75																				
客席の床面積の合計が500平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	3																				
客席の床面積の合計が600平方メートルを超え700平方メートル以下のもの	3. 25																				
客席の床面積の合計が700平方メートルを超え800平方メートル以下のもの	3. 5																				
客席の床面積の合計が800平方メートルを超え900平方メートル以下のもの	3. 75																				
客席の床面積の合計が900平方メートルを超えるもの	4																				

(現 行)	(改 正 後)
<u>(当該劇場等の用途に供する建築物に接しない側の側端をいう。) から1メートル未満の距離にある位置には、建築物を突き出して建築してはならない。</u> <u>(通路等への出口)</u> <u>第17条 劇場等から前条第1項の通路、避難廊下、道路等(以下「通路等」という。)への出口は、次の各号に定めるところにより、4以上設けなければならない。</u> <u>(1) 同一の側に片寄らないこと。</u> <u>(2) 通路等と客席との間に廊下を設けた場合における1の側にある通路等への出口の幅の合計は、当該側の客席の出口の幅の合計以上とすること。</u> <u>(3) 通路等への主たる出口の幅及び通路等へのその他の出口の幅の合計は、それぞれ第18条第4号の規定による客席の出口の最低合計幅の2分の1以上とすること。</u> <u>(4) 通路等への出口の戸は、外開きとし、避難上の障害とならないものとする。</u> <u>(客席内の車いす使用者が利用することができる部分)</u> <u>第17条の2 劇場等(第6条の2第3号に掲げる建築物並びに同条第4号及び第5号に掲げる建築物(当該建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以下のものを除く。)であるものに限る。)における客席には、次の各号に定めるところにより、車いす使用者が利用することができる部分を設けなければならない。</u> <u>(1) 床は、平たんとすること。</u> <u>(2) 次の表に定める数以上とすること。</u>	

(現 行)		(改 正 後)
客席の種別	車いす使用者が利用することができる部分の数	
客席の数が100席以下のもの	1	
客席の数が100席を超え400席以下のもの	2	
客席の数が400席を超えるもの	2に400席を超える席数200席(200席に満たない端数は、200席とする。)ごとに1を加えた数	
(3) 車いす使用者が利用することができる部分1につき、幅は85センチメートル以上とし、奥行きは1.2メートル以上とすること。 (客席内の通路) 第17条の3 前条の部分に通ずる客席内の通路のうち1以上は、次の各号に定めるところによらなければならない。 (1) 縦通路の幅員は、1.2メートル以上(いす席が通路の片側のみにある場合は、1.2メートル以上1.8メートル以下)とすること。 (2) 横通路の幅員は、1.2メートル以上(客席の最後部の横通路にあつては、1.2メートル以上2.4メートル以下)とすること。 (3) 客席の出入口のない側の壁に最も近い縦通路又は横通路の幅員は、前2号の規定にかかわらず、1.2メートル以上1.8メートル以下とすること。 2 前項に規定する通路に高低差がある場合は、次の各号に定めるところにより、傾斜路を設けなければならない。 (1) 幅員は、1.2メートル以上とすること。 (2) 勾配は、12分の1を超えないこと。		

(現 行)	(改 正 後)
<u>(3) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</u> <u>(客席の出口)</u> <u>第18条 劇場等における客席の出口は、次の各号に定めるところにより、4</u> <u>以上設けなければならない。</u> <u>(1) 同一の側に片寄らないこと。</u> <u>(2) 縦通路及び横通路に通ずること。</u> <u>(3) 幅は1.2メートル以上1.8メートル以下とし、高さは2メートル</u> <u>以上とすること。</u> <u>(4) 幅の合計は、客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメー</u> <u>トル(耐火建築物又は令第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に</u> <u>適合する準耐火建築物にあっては、17センチメートル)の割合で計算し</u> <u>た数値以上とすること。</u> <u>(5) 出口の戸は、外開きとし、避難上の障害とならないものとする。</u> <u>(客用の廊下)</u> <u>第19条 劇場等における客用に供する廊下は、次の各号に定めるところによ</u> <u>らなければならない。</u> <u>(1) 通路等、階段又は避難階における屋外への出口に避難上有効に通ずる</u> <u>こと。</u> <u>(2) 幅は、1.2メートル(客席の床面積が200平方メートルを超える</u> <u>階の廊下にあつては、1.2メートルにその超える床面積50平方メー</u> <u>トル以内ごとに15センチメートルを増した数値)以上とすること。</u> <u>(3) 廊下を傾斜路とする場合は、その傾斜路の勾配は、12分の1(有効</u> <u>な滑り止めを設けた場合は、10分の1)以下とすること。</u> <u>(4) 廊下に段を設ける場合は、その段のけあげの寸法は18センチメー</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>ル以下とし、その踏面の寸法は26センチメートル以上とすること。</u> <u>(客用の階段)</u> <u>第20条 劇場等における客用に供する各階の階段の幅の合計は、その直上階以上の階（地階にあっては、直下階以下の階）のうち客席の床面積が最大の階における客席の出口の幅につき、第18条第4号の規定により算出した最低合計幅以上としなければならない。</u> <u>(適用の除外)</u> <u>第21条 この節（第13条、第16条、第17条の2及び第17条の3を除く。）の規定は、劇場等の用途に供する建築物のうち、その規模、形態等に応じ市長が定める基準によるものについては、適用しない。</u> <u>(制限の緩和)</u> <u>第21条の2 第17条の2及び第17条の3の規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第17条の2に規定する劇場等については、適用しない。</u> <u>第6節 展示場</u> <u>(階段の数及び構造)</u> <u>第22条 避難階以外の階を展示場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>(屋外への出口)</u> <u>第 2 3 条 第 1 0 条の規定は、展示場の用途に供する建築物について準用する。</u> 第 7 節 物品販売業を営む店舗 <u>(屋外への出口等)</u> <u>第 2 4 条 第 1 0 条及び第 2 2 条の規定は、物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下のものを除く。）について準用する。</u> 第 8 節 遊技場 <u>(屋外への出口)</u> <u>第 2 5 条 第 1 0 条の規定は、遊技場の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のものを除く。次条において同じ。）について準用する。</u> <u>(階段の数及び構造)</u> <u>第 2 5 条の 2 第 2 2 条の規定は、遊技場の用途に供する建築物について準用する。</u> <u>(個室ビデオ店等の廊下の幅並びに階段の数及び構造)</u> <u>第 2 6 条 第 3 0 条の規定は、個室ビデオ店等の用途に供する建築物について準用する。</u> <u>2 個室ビデオ店等の用途に供する建築物のうち当該用途に供する階（避難階及び令第 1 2 1 条第 1 項第 3 号の規定の適用を受けるものを除く。）における居室の床面積の合計が 3 0 平方メートルを超えるものには、その階から避難階又は地上に通ずる直通階段を 2 以上設けなければならない。ただし、その階の居室の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超えず、かつ、その階に</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するもの及びその階から避難階又は地上に通ずる直通階段で令第１２３条第２項又は第３項の規定に適合するものが設けられている場合並びに避難階の直上階又は直下階における居室の床面積の合計が１００平方メートルを超えない場合は，この限りでない。</u> <u>３ 主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られている建築物に対する前項の規定の適用については，同項ただし書中「１００平方メートル」とあるのは，「２００平方メートル」とする。</u> <u>４ 第２項の規定により避難階又は地上に通ずる２以上の直通階段を設ける場合において，居室の各部分から各直通階段に至る通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さは，令第１２０条に規定する歩行距離の数値の２分の１を超えてはならない。ただし，居室の各部分から当該重複区間を経由しないで，避難上有効なバルコニー，屋外通路その他これらに類するものに避難することができる場合は，この限りでない。</u> <u>５ 個室ビデオ店等の用途に供する建築物における客用に供する屋内階段及びその踊場（直上階の居室の床面積の合計が３０平方メートルを超え２００平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が３０平方メートルを超え１００平方メートル以下の地階におけるものに限る。）の幅は，令第２３条第１項の表（４）の項の規定にかかわらず，９０センチメートル以上としなければならない。</u> <u>６ 前各項（第３項を除く。）の規定は，個室ビデオ店等の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が２００平方メートル以下であ</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>るものについては、適用しない。</u> 第9節 <u>公衆浴場</u> <u>(主たる出入口)</u> 第27条 <u>公衆浴場の用途に供する建築物の主たる出入口は、道路又は道路に通ずる幅員3.5メートル以上の通路に面しなければならない。</u> <u>(浴室及び蒸室の構造)</u> 第28条 <u>公衆浴場の浴室の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) <u>周囲の壁は、令第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。</u> (2) <u>天井は、耐水材料で造り、又は覆うこと。</u> 2 <u>公衆浴場の蒸室の構造は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) <u>天井及び蒸室を区画する主要構造部は、準耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。</u> (2) <u>床面積が15平方メートルを超える蒸室には、2以上の出口を設けること。</u> 3 <u>建築物の2階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は、当該建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、当該建築物の階数が2又は3であって、延べ面積が200平方メートル未満の場合は、この限りでない。</u> 4 <u>建築物の地階に公衆浴場の浴室又は蒸室を設ける場合は、その直上階の床を耐火構造としなければならない。</u> <u>(ボイラー室の構造)</u>	

(現 行)	(改 正 後)												
第 2 9 条 <u>公衆浴場のボイラー室は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> (1) <u>壁及び床並びに直上階の床は、耐火構造とすること。</u> (2) <u>天井は、仕上げを不燃材料ですること。ただし、天井がないときは、屋根を不燃材料で造り、又はふき、及びはりを不燃材料で造ること。</u> (3) <u>窓及び出入口には、令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備を設けること。</u> 第 1 0 節 <u>ホテル及び旅館</u> (廊下の幅) 第 3 0 条 <u>ホテル又は旅館の客用に供する廊下（令第 1 1 9 条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の階数が 3 以下で延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの（令第 1 1 0 条の 5 に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。</u>													
<table><tr><th> 廊下の種別 </th><th> 廊下の配置 </th><th> 両側に居室がある廊下における場合 (単位センチメートル) </th><th> その他の廊下における場合 (単位センチメートル) </th></tr><tr><td>居室の床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下（地階にあっては、 3 0 平方メートルを超え 5 0 平方メートル以下）の階におけるもの</td><td></td><td>9 0</td><td>9 0</td></tr><tr><td>居室の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え</td><td></td><td>1 2 0</td><td>9 0</td></tr></table>	廊下の種別	廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合 (単位センチメートル)	その他の廊下における場合 (単位センチメートル)	居室の床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下（地階にあっては、 3 0 平方メートルを超え 5 0 平方メートル以下）の階におけるもの		9 0	9 0	居室の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え		1 2 0	9 0	
廊下の種別	廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合 (単位センチメートル)	その他の廊下における場合 (単位センチメートル)										
居室の床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下（地階にあっては、 3 0 平方メートルを超え 5 0 平方メートル以下）の階におけるもの		9 0	9 0										
居室の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え		1 2 0	9 0										

(現 行)			(改 正 後)		
<u>200平方メートル以下（地階にあつては、50平方メートルを超え100平方メートル以下）の階におけるもの</u>					
<u>居室の床面積の合計が200平方メートル（地階にあつては、100平方メートル）を超える階におけるもので3室以下の専用のもの</u>			120	90	
<u>（屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法）</u>					
<u>第31条 ホテル又は旅館の客用に供する屋内階段で次の表の階段の種別欄に掲げるものの階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法は、令第23条第1項の表(4)の項の規定にかかわらず、次の表によらなければならない。ただし、ホテル又は旅館の用途に供する建築物の階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のもの（令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。</u>					
<u>階段の種別</u>	<u>階段及びその踊場の幅</u>	<u>けあげの寸法</u>		<u>踏面の寸法</u>	
		<u>(単位センチメートル)</u>		<u>(単位センチメートル)</u>	
		<u>センチメートル</u>		<u>センチメートル</u>	
		<u>トル)</u>		<u>トル)</u>	
<u>直上階の居室の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が30平方メートルを超え50平方メートル以下の地階におけるもの</u>	<u>90以上</u>	<u>22以下</u>		<u>21以上</u>	

(現 行)				(改 正 後)			
<u>直上階の居室の床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以下の地上階又は居室の床面積の合計が 5 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以下の地階におけるもの</u>							
<u>(階段の数及び構造)</u>							
<u>第 3 1 条の 2 避難階以外の階をホテル又は旅館の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下のものを除く。）には、当該用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を 2 以上設けなければならない。ただし、当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以下の建築物又は当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造である建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）若しくは主要構造部が不燃材料で造られている建築物については、この限りでない。</u>							
<u>2 前項本文の規定は、令第 1 2 1 条第 4 項に規定する特定階については、適用しない。</u>							
<u>(屋外への出口)</u>							
<u>第 3 2 条 第 1 0 条の規定は、ホテル又は旅館の用途に供する建築物について準用する。</u>							
<u>第 1 1 節 共同住宅、寄宿舎、下宿及び老人ホーム</u>							
<u>(2 階に設ける場合の構造)</u>							
<u>第 3 3 条 工場若しくは倉庫の用途に供する建築物又は第 6 条第 1 項各号に掲げる建築物（同項第 8 号に掲げる建築物（第 5 条第 1 0 号の用途に供する建築物に限る。）を除く。）の 2 階を共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームの用途に供する場合で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1 5 0 平</u>							

(現 行)	(改 正 後)
<u>方メートルを超えるときは、当該建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、当該建築物の階数が2又は3であつて、延べ面積が200平方メートル未満のもの（令第110条の5に規定する技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。</u> <u>（階段の数及び構造）</u> <u>第34条 避難階以外の階を共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その用途に供する階から避難階又は地上に通ずる直通階段を2以上設けなければならない。</u> <u>（1） 当該用途に供する階の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。</u> <u>（2） 当該用途に供する階の住戸又は住室の数が3以下であるとき。</u> <u>（3） 当該用途に供する部分の主要構造部が準耐火構造であるとき（特定主要構造部が耐火構造であるときを含む。）又は主要構造部が不燃材料で造られているとき。</u> <u>2 前項の規定は、令第121条第4項に規定する特定階については、適用しない。</u> <u>（廊下の幅）</u> <u>第35条 共同住宅、寄宿舍又は下宿における共用の廊下（令第119条の規定の適用を受けるものを除く。）の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物の階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のもの（令第110条の5に規定する技術的基準に従つて警報設備を設けたものに限る。）は、この限りでない。</u>	

(現 行)				(改 正 後)			
廊下の種別		廊下の配置	両側に居室がある廊下における場合 (単位センチメートル)	その他の廊下における場合 (単位センチメートル)			
共同住宅	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートル以下の階におけるもの		90	90			
	住戸又は住室の床面積の合計が50平方メートルを超え100平方メートル以下の階におけるもの		120	90			
寄 宿 舎	居室の床面積の合計が100平方メートル以下の階におけるもの		90	90			
	居室の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の階におけるもの		120	90			
下宿							
(屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法)							
第36条 共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームにおける共用の屋内階段で次の表の階段の種別欄に掲げるものの階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法は、令第23条第1項の表(4)の項の規定にかかわらず、次の表によらなければならない。ただし、共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物の階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のもの(令第110条の5に規定する技術的基準に従って							

(現 行)	(改 正 後)												
警報設備を設けたものに限る。)は、この限りでない。 <table><tr><th>階段の種別</th><th>階段及びその踊場の幅 (単位センチメートル)</th><th>けあげの寸法 (単位センチメートル)</th><th>踏面の寸法 (単位センチメートル)</th></tr><tr><td>直上階の居室の床面積の合計が100平方メートル以下の地上階におけるもの</td><td>90以上</td><td>22以下</td><td>21以上</td></tr><tr><td>直上階の居室の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の地上階におけるもの</td><td>120以上</td><td>20以下</td><td>24以上</td></tr></table> (屋外への出口) 第37条 第10条の規定は、共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームの用途に供する建築物について準用する。ただし、避難階において屋内に避難経路を有しない等避難上支障がない共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物については、同条第1号の規定は、準用しない。 第38条 削除 第12節 自動車車庫及び自動車修理工場 (自動車の出入口) 第39条 自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）の用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。第42条において同じ。）の敷地の次の各号のいずれかに該当する部分には、自動車の出入口を設けてはならない。 (1) 幅員6メートル未満の道路に接する部分	階段の種別	階段及びその踊場の幅 (単位センチメートル)	けあげの寸法 (単位センチメートル)	踏面の寸法 (単位センチメートル)	直上階の居室の床面積の合計が100平方メートル以下の地上階におけるもの	90以上	22以下	21以上	直上階の居室の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の地上階におけるもの	120以上	20以下	24以上	
階段の種別	階段及びその踊場の幅 (単位センチメートル)	けあげの寸法 (単位センチメートル)	踏面の寸法 (単位センチメートル)										
直上階の居室の床面積の合計が100平方メートル以下の地上階におけるもの	90以上	22以下	21以上										
直上階の居室の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下の地上階におけるもの	120以上	20以下	24以上										

(現 行)	(改 正 後)
(2) <u>勾配 1 7 パーセント以上の道路に接する部分</u> (3) <u>道路が交差し、若しくは屈曲する箇所又は横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5 メートル以内の部分</u> (4) <u>バス停留所、安全地帯又は踏切から 1 0 メートル以内の部分</u> (5) <u>公園、小学校、特別支援学校、幼稚園又は老人福祉施設その他これらに類するものの出入口から 1 0 メートル（第 3 項第 2 号に規定する自動車車庫等の場合は、 3 0 メートル）以内の部分</u> 2 <u>自動車車庫等（次項第 2 号及び第 3 号に規定するもの並びに床面積の合計が 5 0 平方メートル以下のものを除く。以下この項において同じ。）の敷地から道路に通ずる自動車の出入口と門又は自動車車庫等の用途に供する建築物の出入口との間には、前面の道路の通行を見通すことができるように、幅 1 メートル以上の空地又は空間を設けなければならない。</u> 3 <u>第 1 項第 1 号の規定は、次に掲げる自動車車庫等については、適用しない。</u> (1) <u>建築物に附属する自動車車庫で、その自動車車庫の床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の 3 分の 1 以内のもの</u> (2) <u>自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 1, 5 0 0 平方メートル以下の自動車車庫等で次のいずれにも該当するもの</u> ア <u>幅員 4 メートル以上 6 メートル未満の道路に接するもの</u> イ <u>自動車車庫等の敷地から道路に通ずる自動車の出入口と門又は自動車車庫等の用途に供する建築物の出入口との間に、前面の道路の通行を見通すことができ、かつ、自動車が容易に転回することができるように、幅 2 メートル以上の空地又は空間を設けたもの</u> ウ <u>自動車車庫等の敷地から道路に通ずる自動車の出入口付近の車路の</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>幅員が３メートル以上のもの</u> <u>(３) 自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が３００平方メートル以下の自動車車庫等で前号イに該当するもの</u> <u>(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない自動車車庫等)</u> <u>第４０条 ２階を自動車車庫等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が１５０平方メートル以上のものは、耐火建築物又は令第１１２条第１項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火建築物としなければならない。ただし、防火上支障がないものとして市規則で定める構造の自動車車庫にあつては、この限りでない。</u> <u>(構造及び設備)</u> <u>第４１条 自動車車庫等（床面積の合計が５０平方メートル以下のものを除く。）の構造及び設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。</u> <u>(１) 自動車修理工場にあつては、污水排除の設備を設けること。</u> <u>(２) 地階に自動車車庫等を設ける場合にあつては、令第２０条の２各号（第１号イを除く。）の技術的基準に適合する換気設備を設けること。ただし、窓その他の開口部を有する場合で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその自動車車庫等の床面積の合計の１０分の１以上であるときは、この限りでない。</u> <u>(開口部の防火設備)</u> <u>第４２条 自動車車庫等の用途に供する建築物（法第８４条の２の規定の適用を受けるものを除く。）で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のもの（法第６１条の規定の適用を受けるものを除く。）は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、令第１０９条第１項の防火設備を設けなければならない。ただし、防火上支障がないものとして市規則で定める構造の自動車車庫</u>	

(現 行)	(改 正 後)								
<u>にあつては、この限りでない。</u> <u>(適用の除外)</u> <u>第 4 3 条 商品である自動車又は燃料を使用しない自動車を格納する自動車</u> <u>車庫については、前 3 条の規定は、適用しない。</u> <u>第 4 章 削除</u> <u>第 4 4 条から第 5 6 条まで 削除</u> <u>第 5 章 建築物又はその敷地と道路との関係</u> <u>(特殊建築物の敷地と道路との関係)</u> <u>第 5 7 条 第 6 条第 1 項各号に掲げる建築物（劇場等の用途に供する建築物及</u> <u>び公衆浴場の用途に供する建築物を除く。）の敷地は、道路（法第 4 3 条第</u> <u>1 項各号に掲げるものを除く。以下同じ。）に 4 メートル以上接しなければ</u> <u>ならない。ただし、当該建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同</u> <u>様の状況にある場合で市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認める</u> <u>ときは、この限りでない。</u> <u>(劇場等の敷地と道路との関係)</u> <u>第 5 8 条 劇場等の用途に供する建築物の敷地は、その周囲の長さの 6 分の 1</u> <u>以上を次の表の劇場等の種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の道路</u> <u>の幅員の欄に定める幅員の道路に接しなければならない。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>劇場等の種別</u></th><th><u>道路の幅員</u></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のもの</u></td><td><u>5 メートル以上</u></td></tr> <tr> <td><u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 6 0 0 平方</u> <u>メートル以下のもの</u></td><td></td></tr> <tr> <td><u>客席の床面積の合計が 6 0 0 平方メートルを超えるもの</u></td><td><u>8 メートル以上</u></td></tr> </tbody> </table> <u>2 前項の規定は、劇場等の用途に供する建築物の敷地のうち、その規模、形</u>	<u>劇場等の種別</u>	<u>道路の幅員</u>	<u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のもの</u>	<u>5 メートル以上</u>	<u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 6 0 0 平方</u> <u>メートル以下のもの</u>		<u>客席の床面積の合計が 6 0 0 平方メートルを超えるもの</u>	<u>8 メートル以上</u>	
<u>劇場等の種別</u>	<u>道路の幅員</u>								
<u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以下のもの</u>	<u>5 メートル以上</u>								
<u>客席の床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 6 0 0 平方</u> <u>メートル以下のもの</u>									
<u>客席の床面積の合計が 6 0 0 平方メートルを超えるもの</u>	<u>8 メートル以上</u>								

(現 行)	(改 正 後)
<u>態及び周囲の状態の特殊性により、市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるものについては、適用しない。</u> <u>(物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)</u> <u>第 5 9 条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に物品販売業を営む店舗の用途に供する 2 以上の建築物がある場合においては、当該用途に供する部分の床面積の合計）が 3, 0 0 0 平方メートル以上のものの敷地は、第 5 7 条の規定にかかわらず、2 以上の道路（そのうちの 1 の道路は、幅員 6 メートル以上のものとする。）にそれぞれ 4 メートル以上接しなければならない。ただし、当該敷地が幅員 6 メートル以上の道路にその周囲の長さの 3 分の 1 以上接している場合は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定は、物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の敷地のうち、その規模、形態及び周囲の状態の特殊性により、市長が避難上及び通行の安全上支障がないと認めるものについては、適用しない。</u> <u>第 5 章の 2 容積率算定の基礎となる地盤面の設定</u> (容積率算定の基礎となる地盤面の設定) <u>第 5 9 条の 2 (省 略)</u> <u>第 6 章 日影による中高層の建築物の高さの制限</u> (対象区域及び日影時間等の指定) <u>第 6 0 条 (省 略)</u> <u>第 7 章 工事監理者</u> (工事監理者の選任の届出) <u>第 6 1 条 (省 略)</u>	(容積率算定の基礎となる地盤面の設定) <u>第 3 条 (省 略)</u> (対象区域及び日影時間等の指定) <u>第 4 条 (省 略)</u> (工事監理者の選任の届出) <u>第 5 条 (省 略)</u>

(現 行)			(改 正 後)		
2 (省 略)			2 (省 略)		
			3 第1項の規定は、国の機関の長等が法第18条第2項の規定による通知をする場合について準用する。		
			4 第1項の規定は、国の機関の長等が法第18条第4項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、第1項中「市長」とあるのは、「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。		
第8章 道路					
(位置の指定を受けた道路の標識の設置)			(位置の指定を受けた道路の標識の設置)		
第62条 (省 略)			第6条 (省 略)		
(私道の変更又は廃止の承認申請)			(私道の変更又は廃止の承認申請)		
第63条 (省 略)			第7条 (省 略)		
第9章 手数料					
(確認及び検査等の手数料)			(確認及び検査等の手数料)		
第64条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知をしようとする者は、申請又は計画の通知1件につき、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			第8条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく計画の通知をしようとする者は、申請又は計画の通知1件につき、次の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。		
	区分		床面積の合計		金額
	床面積の合計	申請又は計画の通知の方法			
1	100平方メートル以内のもの	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録し	31,000円		
					</

(現 行)				(改 正 後)			
		ておくことができる物による場 合（以下「磁気ディスク申請等」 という。）			もの		
		書類又は図書のみによる場合（以 下「書類申請等」という。）	33,000円		5 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以 内のもの	130,000円	
					6 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル 以内のもの	307,000円	
2	100平方メートルを	磁気ディスク申請等	42,000円		7 10,000平方メートルを超え50,000平方メー トル以内のもの	524,000円	
	超え200平方メー トル以内のもの	書類申請等	44,000円		8 50,000平方メートルを超えるもの	814,000円	
3	200平方メートルを	磁気ディスク申請等	58,000円				
	超え500平方メー トル以内のもの	書類申請等	60,000円				
4	500平方メートルを	磁気ディスク申請等	85,000円				
	超え1,000平方メ ートル以内のもの	書類申請等	87,000円				
5	1,000平方メー トルを超え2,000平 方メートル以内のもの	磁気ディスク申請等	114,000円				
		書類申請等	116,000円				
6	2,000平方メー トルを超え10,000 平方メートル以内の もの	磁気ディスク申請等	273,000円				
		書類申請等	275,000円				
7	10,000平方メー トルを超え50,00 0平方メートル以内の	磁気ディスク申請等	468,000円				
		書類申請等	470,000円				

(現 行)			(改 正 後)				
	<u>もの</u>						
8	5 0 , 0 0 0 平方メー	<u>磁気ディスク申請等</u>	7 2 8 , 0 0 0 円				
	<u>トルを超えるもの</u>	<u>書類申請等</u>	7 3 0 , 0 0 0 円				
備考 <u>磁気ディスク申請等の手続は、市長の定めるところによる（第3項及び第4項において同じ。）。</u>							
2 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる表の中欄の区分に応じ、申請又は通知1件につき、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。							
(1) 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知をしようとする者（当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含まない場合）							
	床面積の合計		金額		床面積の合計		金額
1	1 0 0 平方メートル以内のもの		<u>2 2 , 0 0 0 円</u>	1	1 0 0 平方メートル以内のもの		<u>2 5 , 0 0 0 円</u>
2	1 0 0 平方メートルを超え2 0 0 平方メートル以内のもの		<u>2 6 , 0 0 0 円</u>	2	1 0 0 平方メートルを超え2 0 0 平方メートル以内のもの		<u>2 9 , 0 0 0 円</u>
3	2 0 0 平方メートルを超え <u>5 0 0 平方メートル</u> 以内のもの		<u>3 2 , 0 0 0 円</u>	3	2 0 0 平方メートルを超え <u>3 0 0 平方メートル</u> 以内のもの		<u>3 6 , 0 0 0 円</u>
4	<u>5 0 0 平方メートル</u> を超え1, 0 0 0 平方メートル以内のもの		<u>5 5 , 0 0 0 円</u>	4	<u>3 0 0 平方メートル</u> を超え1, 0 0 0 平方メートル以内のもの		<u>6 0 , 0 0 0 円</u>
5	1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内のもの		<u>7 6 , 0 0 0 円</u>	5	1, 0 0 0 平方メートルを超え2, 0 0 0 平方メートル以内のもの		<u>8 4 , 0 0 0 円</u>
6	2, 0 0 0 平方メートルを超え1 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの		<u>2 0 9 , 0 0 0 円</u>	6	2, 0 0 0 平方メートルを超え1 0 , 0 0 0 平方メートル以内のもの		<u>2 2 9 , 0 0 0 円</u>

(現 行)			(改 正 後)		
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	308,000円	7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	336,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	518,000円	8	50,000平方メートルを超えるもの	566,000円
(2) 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知をしようとする者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合)			(2) 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知をしようとする者(当該申請又は通知に係る建築物の工事が法第7条の3第1項の特定工程を含む場合)		
	床面積の合計	金額		床面積の合計	金額
1	100平方メートル以内のもの	20,000円	1	100平方メートル以内のもの	22,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円	2	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	26,000円
3	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円	3	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	33,000円
4	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	52,000円	4	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	71,000円	5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	78,000円
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	199,000円	6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	218,000円
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	288,000円	7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	315,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	478,000円	8	50,000平方メートルを超えるもの	523,000円
(3) 法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査の申請又は法第18条第19項の規定に基づく通知をしようとする者			(3) 法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査の申請又は法第18条第28項の規定に基づく通知をしようとする者		

(現 行)			(改 正 後)		
	中間検査を行う部分の床面積の合計	金額		中間検査を行う部分の床面積の合計	金額
1	100平方メートル以内のもの	18,000円	1	100平方メートル以内のもの	20,000円
2	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	21,000円	2	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	23,000円
3	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	27,000円	3	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	29,000円
4	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	46,000円	4	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	50,000円
5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円	5	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円
6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	168,000円	6	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	184,000円
7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	255,000円	7	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	279,000円
8	50,000平方メートルを超えるもの	430,000円	8	50,000平方メートルを超えるもの	470,000円
3 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者で、当該申請又は計画の通知に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、第1項に定める手数料のほか、1の昇降機ごとに次の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			3 法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者で、当該申請又は計画の通知に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる確認の申請又は計画の通知をしようとする者は、第1項に定める手数料のほか、1の昇降機ごとに次の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。		
	区分	金額		昇降機の種類	金額
	昇降機の種類	申請又は計画の通知の方法	1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	24,000円

(現 行)			(改 正 後)			
1	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	19,000円 21,000円	2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	15,000円
2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	11,000円 13,000円	3	小荷物専用昇降機を設置する場合	13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	9,000円 11,000円	4	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	10,000円
4	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	7,000円 9,000円			
4 次の各号に掲げる者は、1の建築設備又は1の工作物ごとに当該各号の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			4 次の各号に掲げる者は、1の建築設備又は1の工作物ごとに当該各号の表の中欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			
(1) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者			(1) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第87条の4において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者			
	区分	金額		建築設備の種類	金額	
	建築設備の種類	申請又は計画の通知の方法		1 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	24,000円	
1	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。）を設置する場合	磁気ディスク申請等書類申請等	19,000円 21,000円	2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	15,000円
				3	小荷物専用昇降機を設置する場合	13,000円

(現 行)				(改 正 後)			
2	確認を受け、又は計画の通知に係る	磁気ディスク申請等	11,000円	4	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受け	10,000円	
	確認済証の交付を受けた建築設備の	書類申請等	13,000円		た小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機		
	計画を変更して建築設備を設置する				を設置する場合		
	場合						
3	小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク申請等	9,000円				
		書類申請等	11,000円				
4	確認を受け、又は計画の通知に係る	磁気ディスク申請等	7,000円				
	確認済証の交付を受けた小荷物専用	書類申請等	9,000円				
	昇降機の計画を変更して小荷物専用						
	昇降機を設置する場合						
(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者				(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく計画の通知をしようとする者			
	区分		金額		申請又は計画の通知の種類		金額
	申請又は計画の通知の種類	申請又は計画の通知		1	工作物を築造する場合		21,000円
		の方法		2	確認を受け、又は計画の通知に係る確認済証の交付を受け		12,000円
1	工作物を築造する場合	磁気ディスク申請等	16,000円		た工作物の計画を変更して工作物を築造する場合		
		書類申請等	18,000円				
2	確認を受け、又は計画の通知に係る	磁気ディスク申請等	8,000円				
	確認済証の交付を受けた工作物の計	書類申請等	10,000円				
	画を変更して工作物を築造する場合						
5 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく通知をしようとする者で、当該申請又は通知に法第87条の				5 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく通知をしようとする者で、当該申請又は通知に法第87条の			

(現 行)	(改 正 後)												
4 の昇降機に係る部分が含まれる完了検査の申請又は通知をしようとする者は、第2項に定める手数料のほか、1 の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。	4 の昇降機に係る部分が含まれる完了検査の申請又は通知をしようとする者は、第2項に定める手数料のほか、1 の昇降機ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>18,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	18,000円	小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>11,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	20,000円	小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	11,000円
区分	金額												
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	18,000円												
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	10,000円												
区分	金額												
昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	20,000円												
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	11,000円												
6 次の各号に掲げる者は、1 の建築設備又は1 の工作物ごとに当該各号の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。	6 次の各号に掲げる者は、1 の建築設備又は1 の工作物ごとに当該各号の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。												
(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第87条の4において準用する<u>法第18条第16項</u>の規定に基づく通知をしようとする者	(1) 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第87条の4において準用する<u>法第18条第20項</u>の規定に基づく通知をしようとする者												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>18,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>10,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	18,000円	小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合</td><td>11,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分	金額	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	20,000円	小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	11,000円
区分	金額												
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	18,000円												
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	10,000円												
区分	金額												
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	20,000円												
小荷物専用昇降機の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	11,000円												
(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する<u>法第18条第16項</u>の規定に基づく通知をしようとする者	(2) 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する<u>法第18条第20項</u>の規定に基づく通知をしようとする者												

(現 行)		(改 正 後)	
区分	金額	区分	金額
工作物の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	12,000円	工作物の完了検査又は通知に係る検査を受ける場合	14,000円
		7 <u>法第6条第1項の規定に基づく確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項ただし書の規定に基づく特定建築行為であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。）又は法第18条第2項の規定に基づく計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項ただし書の規定に基づく特定建築行為であって、建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合を除く。）（建築物省エネルギー法第11条第6項に規定する適合判定通知書、建築物省エネルギー法施行規則第24条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（建築物省エネルギー法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。）の認定の通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。）の認定の通知に係る書面又はそれらの写しの提出がない場合に限る。）をしようとする者は、第1項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。</u>	
			区分 金額

(現 行)	(改 正 後)			
7 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の規定に基づく<u>特定建築行為</u>である場合に限る。）又は法第18条第16項の規定に基づく通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11	1	<u>建築物の用途</u>	<u>床面積の合計</u>	
		一戸建ての住宅	200平方メートル未満のもの	20,600円
8 法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項の規定に基づく<u>要確認特定建築行為</u>である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定に基づく通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項の規定に基づく<u>要通知特定建築行為</u>である場合に限る。）をしようとする者は、第	2	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	200平方メートル以上のもの	22,100円
			300平方メートル未満のもの	38,400円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
			50,000平方メートル以上のもの	982,600円

(現 行)				(改 正 後)				
条第1項の規定に基づく特定建築行為である場合に限る。)をしようとする者は、第2項及び第5項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。				2項に定める手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。				
	区分		金額		区分		金額	
	床面積の合計	建築物の用途			建築物の用途	床面積の合計		
1	1, 0 0 0平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	1 9, 5 0 0円	1	非住宅建築物（住	工場等の	3 0 0平方メートル未満のもの	8, 9 0 0円
		その他のもの	8 5, 5 0 0円		築物（住	みのもの	3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 0, 1 0 0円
2	1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	2 7, 9 0 0円		宅（人の		1, 0 0 0平方メートル以上2, 0 0 0平方メートル未満のもの	2 9, 0 0 0円
		その他のもの	1 1 2, 8 0 0円		居住の用		2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	7 3, 6 0 0円
3	2, 0 0 0平方メートル以上5, 0 0 0平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	7 0, 2 0 0円		のみに供		5, 0 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 1 0, 7 0 0円
		その他のもの	1 8 1, 3 0 0円		する建築		1 0, 0 0 0平方メートル以上2 5, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 3 8, 2 0 0円
4	5, 0 0 0平方メートル以上1 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	1 0 5, 4 0 0円		物（共用		2 5, 0 0 0平方メートル以上5 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	1 7 1, 7 0 0円
		その他のもの	2 3 5, 4 0 0円		部分を含む。）を		5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	2 3 8, 6 0 0円
5	1 0, 0 0 0平方メートル以上2 5, 0 0 0平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	1 3 1, 6 0 0円		いう。以下この項		3 0 0平方メートル未満のもの	4 3, 1 0 0円
		その他のもの	2 8 2, 5 0 0円		において	その他の	3 0 0平方メートル以上1, 0 0 0平方メートル未満のもの	8 5, 5 0 0円
6	2 5, 0 0 0平方メートル以上5 0, 0 0 0平方メートル未満のもの	工場等のみのもの	1 6 3, 3 0 0円		同じ。）	もの		
		その他のもの	3 3 1, 5 0 0円		以外の用途のみに			
7	5 0, 0 0 0平方メートル以上のもの	工場等のみのもの	2 2 6, 9 0 0円		供する建築物をいう。）			
		その他のもの	4 2 8, 1 0 0円					

(現 行)		(改 正 後)			
				1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 1 3, 0 0 0 円
				2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 8 3, 6 0 0 円
				5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 3 9, 3 0 0 円
				1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 8 7, 6 0 0 円
				2 5, 0 0 0 平方メートル以上 5 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	3 3 8, 1 0 0 円
				5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	4 3 7, 7 0 0 円
	2	一戸建ての住宅		2 0 0 平方メートル未満のもの	7, 4 0 0 円
				2 0 0 平方メートル以上のもの	8, 2 0 0 円
	3	共同住宅等		3 0 0 平方メートル未満のもの	1 4, 1 0 0 円
				3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの	2 5, 3 0 0 円
				2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	4 5, 3 0 0 円
				5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの	6 9, 1 0 0 円
				1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの	1 2 7, 1 0 0 円
				2 5, 0 0 0 平方メートル以上のもの	2 1 4, 8 0 0 円

(現 行)		(改 正 後)			
			0, 0 0 0 平方メートル未満のもの		
			5 0, 0 0 0 平方メートル以上のもの	3 7 7, 5 0 0 円	
			の		
	4	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分からなる建築物をいう。）	住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の非住宅建築物とみなして建築物の用途及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる金額に、住宅の用途に供する部分を 2 の項の一戸建ての住宅又は 3 の項の共同住宅等とみなして床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる金額を加算した額		
8 次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は， 1 件につきそれぞれ同欄に掲げる金額		9 次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は， 1 件につきそれぞれ同欄に掲げる金額			

(現 行)				(改 正 後)			
とする。				とする。			
	区分		金額		区分		金額
	事務	名称			事務	名称	
1	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	(省 略)	(省 略)	1	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第18条第38項第1号又は第2号(法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	(省 略)	(省 略)
(省 略)				(省 略)			
35	法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	既存不適格建築物の増築等に係る全体計画認定	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては33,000円、100平方メートルを超え200	35	法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定	既存不適格建築物の増築等に係る全体計画認定	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては38,000円、100平方メートルを超え2

(現 行)				(改 正 後)			
	の申請に対する審査	申請手数料	平方メートル以内のものにあつては <u>44,000円</u> , 200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のものにあつては <u>60,000円</u> , 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>87,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>116,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>275,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>470,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>730,000円</u>		の申請に対する審査	申請手数料	00平方メートル以内のものにあつては <u>50,000円</u> , 200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のものにあつては <u>72,000円</u> , 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>97,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>130,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>307,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>524,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>814,000円</u>
36	法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の増築等又は用途の変更に係る全体計画変更認定申請手数料	工事期間の変更の場合にあつては <u>21,000円</u> , その他の場合であつて, 建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>33,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>44,000円</u> , 200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては	36	法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の増築等又は用途の変更に係る全体計画変更認定申請手数料	工事期間の変更の場合にあつては <u>23,000円</u> , その他の場合であつて, 建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>38,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>50,000円</u> , 200平方メートルを超え300平方メートル以内のものにあつては

(現 行)				(改 正 後)			
			は <u>60,000円</u> , <u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>87,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>116,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>275,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>470,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>730,000円</u>				の <u>にあつては72,000円</u> , <u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>97,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>130,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>307,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>524,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>814,000円</u>
37	法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の用途の変更に係る全体計画認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>33,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>44,000円</u> , 200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては <u>60,000円</u> , 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>87,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>11</u>	37	法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の用途の変更に係る全体計画認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>38,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>50,000円</u> , 200平方メートルを超え300平方メートル以内のものにあつては <u>72,000円</u> , 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>97,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

(現 行)				(改 正 後)			
			6,000円, 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>275,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>470,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>730,000円</u>				にあつては <u>130,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>307,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>524,000円</u> , 50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>814,000円</u>
(省 略)				(省 略)			
43	令第137条の1第2号の規定に基づく認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の移転に係る制限の緩和の認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>27,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>36,000円</u> , 200平方メートルを超え500平方メートル以内のものにあつては <u>49,000円</u> , 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>70,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>93,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>220,000円</u> , 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル	43	令第137条の1第2号の規定に基づく認定の申請に対する審査	既存不適格建築物の移転に係る制限の緩和の認定申請手数料	建築物の床面積の合計が100平方メートル以内のものにあつては <u>31,000円</u> , 100平方メートルを超え200平方メートル以内のものにあつては <u>40,000円</u> , 200平方メートルを超え300平方メートル以内のものにあつては <u>58,000円</u> , 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものにあつては <u>77,000円</u> , 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のものにあつては <u>104,000円</u> , 2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものにあつては <u>245,000円</u> , 10,000平方メートル

(現 行)				(改 正 後)			
			方メートル以内のものにあつては <u>377,000円</u> 、50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>584,000円</u>				一トルを超え50,000平方メートル以内のものにあつては <u>419,000円</u> 、50,000平方メートルを超えるものにあつては <u>651,000円</u>
(省 略)				(省 略)			
9 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。				10 次の表の中欄に掲げる書面の交付を受けようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。			
	区分		金額		区分		金額
1	法第6条第1項及び第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の確認済証又は法第7条第5項及び第18条第18項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査済証を交付したことを証する書面		(省 略)	1	法第6条第1項及び第18条第3項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の確認済証又は法第7条第5項及び第18条第22項（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の検査済証を交付したことを証する書面		(省 略)
(省 略)				(省 略)			
10 第1項の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあつては当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあつては第3号又は第4号に定める面積に0.5を乗じて得た面積）とする。				11 第1項の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積（法第86条の8第1項の規定による認定（同条第3項の認定を含む。）に係る建築物にあつては当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積、法第87条の2第1項の規定による認定（同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を含む。）に係る建築物にあつては第3号又は第4号に定める面積に0.5を乗じて得た面積）とする。			
(1) (省 略)				(1) (省 略)			
(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分				(2) 建築物を増築する場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分			

(現 行)	(改 正 後)
が一の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。 <u>ア 既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合</u> <u>イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)</u> (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更(以下この号において「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。<u>ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。</u> (4) (省 略) <u>11 第2項第1号又は第2号の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。</u> (1) (省 略) (2) 建築物を増築する場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当	が一の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積 (3) 大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替又は用途の変更(以下この号において「当該修繕等」という。)に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積 (4) (省 略) <u>12 第2項第1号又は第2号の表に掲げる床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。</u> (1) (省 略) (2) 建築物を増築する場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積に、当

(現 行)	(改 正 後)
該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。 ア <u>既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合</u> イ <u>住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下である増築で、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないものである場合（アに掲げる場合を除く。）</u> (3) <u>大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成12年6月1日以後に確認済証の交付があった場合は、当該修繕等に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積とする。</u>	該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積 (3) 大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該修繕又は模様替（以下この号において「当該修繕等」という。）に係る部分の床面積に0.5を乗じて得た面積に、当該修繕等に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を加えた面積。
12 (省 略)	13 (省 略)
13 <u>第7項の表の中欄に掲げる床面積の合計は、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積（増築（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となるものに限る。以下この項において同じ。）又は改築（以下この項において「増築等」という。）をする場合において、当該増築等に係る建築物のうち当該増築等をする部分以外の部分に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平</u>	

(現 行)	(改 正 後)
<u>成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号) 第 1 条第 1 項第 1 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により同号イに規定する設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。) の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 5 条第 1 項又は建築物省エネルギー法第 3 6 条第 1 項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネルギー法第 1 2 条第 3 項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に 0. 5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> 14 <u>第 7 項の表の中欄に掲げる建築物の用途は、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</u> 15 <u>第 7 項の表の中欄に掲げる工場等は、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</u> 16 <u>第 8 項の表 3 5 の項に掲げる床面積の合計は、法第 8 6 条の 8 第 1 項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、同表 3 6 の項に掲げる床面積の合</u>	14 <u>第 7 項及び第 8 項の表の中欄に掲げる建築物の用途は、建築物省エネルギー法第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。</u> 15 <u>第 7 項及び第 8 項の表の中欄に掲げる床面積の合計は、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。</u> 16 <u>第 8 項の表の中欄に掲げる共用部分は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。</u> 17 <u>第 8 項の表の中欄に掲げる工場等は、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。</u> 18 <u>第 9 項の表 3 5 の項に掲げる床面積の合計は、法第 8 6 条の 8 第 1 項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とし、同表 3 6 の項に掲げる床面積の合</u>

(現 行)	(改 正 後)
計は、当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に0.5を乗じて得た面積とする。 17 <u>第8項の表37の項に掲げる床面積の合計は、法第87条の2第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。</u> 18 <u>第8項の表41の項に掲げる床面積の合計は、令第137条の16第2号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。</u> (納付の時期) <u>第65条</u> (省 略) (手数料の減免) <u>第66条</u> (省 略) (手数料の還付) <u>第67条</u> (省 略) <u>第10章 雑則</u> <u>(仮設建築物等に対する特例)</u> <u>第68条 第2章及び第3章の規定は、法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設建築物若しくは同条第7項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第6項の規定による許可を受けた興行場等若しくは同条第7項の規定による許可を受けた特別興行場等については、適用しない。</u> <u>(特殊の構造方法又は建築材料に対する特例)</u> <u>第68条の2 特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、法第38条（法第66条及び第67条の2において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定がされた場合において、市長が交通上、安全上、</u>	計は、当該建築物の床面積（市規則で定めるところにより算定したものに限る。）の合計に0.5を乗じて得た面積とする。 19 <u>第9項の表37の項に掲げる床面積の合計は、法第87条の2第1項の全体計画に係る建築物の床面積の合計とする。</u> 20 <u>第9項の表41の項に掲げる床面積の合計は、令第137条の16第2号の移転に係る建築物の床面積の合計とする。</u> (納付の時期) <u>第9条</u> (省 略) (手数料の減免) <u>第10条</u> (省 略) (手数料の還付) <u>第11条</u> (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
<u>防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、第4条第1項第2号、第6条から第6条の3まで、第8条から第12条まで、第14条から第20条まで、第22条から第26条まで又は第28条から第42条までの規定は、適用しない。</u> (委任) <u>第69条 (省 略)</u> <u>第11章 罰則</u> <u>第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。</u> <u>(1) 第3条、第4条第1項、第6条第1項、第6条の2、第6条の3、第8条、第9条、第10条(第12条、第23条から第25条まで、第32条又は第37条において準用する場合を含む。)、第13条から第20条まで、第22条(第24条又は第25条の2において準用する場合を含む。)、第26条第2項、第4項若しくは第5項、第27条から第29条まで、第30条(第26条第1項において準用する場合を含む。)、第31条、第31条の2第1項、第33条、第34条第1項、第35条、第36条、第39条第1項若しくは第2項、第40条から第42条まで、第57条、第58条第1項又は第59条第1項の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)</u> <u>(2) 法第87条第3項において準用するこの条例第26条第2項、第4項若しくは第5項又は第30条(第26条第1項において準用する場合に限る。))の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占</u>	(委任) <u>第12条 (省 略)</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>有者</u> <u>2 前項に規定する違反が建築主，工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは，その設計者若しくは工事施工者又はその所有者，管理者若しくは占有者を罰するほか，その建築主，工作物の築造主又は建築設備の設置者に対しても同項の刑を科する。</u> <u>第71条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して，前条の違反行為をした場合においては，その行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</u>	

附 則

- 1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

市議案第 27 号

火葬場利用環境改善基金積立条例の設定について

火葬場利用環境改善基金積立条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

火葬場利用環境改善基金を設置するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

火葬場利用環境改善基金積立条例

(設置)

第1条 火葬場の利用環境の改善のための事業に要する費用に充てるため、火葬場利用環境改善基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、次に掲げる金銭をもって積み立てるものとする。

(1) 予算で定める額

(2) 火葬場の利用環境の改善のための事業に充てることを指定した寄附金

(3) 火葬場における有価物の処分代金

(4) 基金から生ずる収益の全額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 豊中市を応援するための寄附条例（平成20年豊中市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び文化施設」を「，文化施設及び火葬場」に改め、同条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 火葬場の利用環境の改善のための事業

第 3 条第 1 項第 1 2 号中「前条第 1 2 号」を「前条第 1 3 号」に改め，同号を同項第 1 3 号とし，同項第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 前条第 1 2 号の事業 火葬場利用環境改善基金積立
条例（令和 7 年豊中市条例第 号）に基づく火葬場利
用環境改善基金

- 3 公共施設等整備基金積立条例（昭和 3 5 年豊中市条例第 1
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「及び文化施設」を「，文化施設及び火葬
場」に改める。

- 4 豊中市まちづくり応援基金積立条例（平成 2 0 年豊中市条
例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条第 1 号中「第 2 条第 1 2 号」を「第 2 条
第 1 3 号」に改める。

市議案第 28 号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について
豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（職員の配置の基準） 第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 （1）～（5）（省 略） （6）<u>栄養士</u> （7）（省 略） 2 （省 略） （職員の配置の基準） 第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 （1）～（5）（省 略） （6）<u>栄養士</u> （7）（省 略） 2 （省 略）	（職員の配置の基準） 第14条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 （1）～（5）（省 略） （6）<u>栄養士又は管理栄養士</u> （7）（省 略） 2 （省 略） （職員の配置の基準） 第23条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 （1）～（5）（省 略） （6）<u>栄養士又は管理栄養士</u> （7）（省 略） 2 （省 略）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 29 号

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

窓口手続の見直しに伴い，転居及び転出に係る届出の一部の省略を可能とするため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 豊中市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年豊中市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(届出義務) 第10条 (省 略) 2 (省 略)	(届出義務) 第10条 (省 略) 2 (省 略) <u>3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条又は第24条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく第1項の規定による届出があったものとみなす。</u>

(豊中市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年豊中市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(届出の義務) 第11条 (省 略)	(届出の義務) 第11条 (省 略) <u>2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条又は第24条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく前項の規定による届出があったものとみなす。</u>

(豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 豊中市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（届出義務） 第9条 （省 略） 2 （省 略）	（届出義務） 第9条 （省 略） 2 （省 略） <u>3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条又は第24条の規定による届出があったときは、その届出と同一の事由に基づく第1項の規定による届出があったものとみなす。</u>

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 30 号

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども
園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する
条例の設定について

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定す
るものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進
に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理
大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基
準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するもの
である。

豊中市条例第 号

豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年豊中市条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(調理室) 第13条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 (1) (省 略) (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (省 略) 2・3 (省 略)	(調理室) 第13条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。 (1) (省 略) (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (省 略) 2・3 (省 略)

(豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員)	(職員)

(現 行)	(改 正 後)
第 2 4 条の 4 乳児院（乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，調理員を置かないことができる。 2 ～ 7 （省 略） （保育所の設備の基準の特例） 第 3 5 条 次に掲げる要件を満たす保育所は，第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず，当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について，当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該保育所は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 （1） （省 略） （2） 当該保育所又は他の施設，保健所，<u>市町村等の栄養士</u>により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （省 略） （職員） 第 4 6 条 児童養護施設には，児童指導員，嘱託医，保育士，個別対応職員，家庭支援専門相談員，<u>栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし，児童 4 0 人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理	第 2 4 条の 4 乳児院（乳幼児 1 0 人未満を入所させる乳児院を除く。）には，小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医，看護師，個別対応職員，家庭支援専門相談員，<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあっては，調理員を置かないことができる。 2 ～ 7 （省 略） （保育所の設備の基準の特例） 第 3 5 条 次に掲げる要件を満たす保育所は，第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず，当該保育所の満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について，当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において，当該保育所は，当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 （1） （省 略） （2） 当該保育所又は他の施設，保健所，<u>市等の栄養士又は管理栄養士</u>により，献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等，<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 （3）～（5） （省 略） （職員） 第 4 6 条 児童養護施設には，児童指導員，嘱託医，保育士，個別対応職員，家庭支援専門相談員，<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師を置かなければならない。ただし，児童 4 0 人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を，調理業務の全部

(現 行)	(改 正 後)
員を置かないことができる。 2～7 (省 略) (職員) 第56条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第49条第1項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2・3 (省 略) 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第70条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 5～11 (省 略) 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。	を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 (省 略) (職員) 第56条 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童(以下「自閉症児」という。))を除く。次項及び第3項において同じ。)を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士又は管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として基準府令第49条第1項のこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2・3 (省 略) 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員並びに医師及び看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第70条において同じ。)を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 5～11 (省 略) 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第1項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

(現 行)	(改 正 後)
13～15 (省 略) (職員) 第70条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他基準府令第63条第1項のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 児童40人以下を通わせる施設 <u>栄養士</u> (2)～(5) (省 略) 2～5 (省 略) (職員) 第75条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2～6 (省 略) (職員) 第83条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設に	13～15 (省 略) (職員) 第70条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他基準府令第63条第1項のこども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。 (1) 児童40人以下を通わせる施設 <u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u> (2)～(5) (省 略) 2～5 (省 略) (職員) 第75条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2～6 (省 略) (職員) 第83条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設に

(現 行)	(改 正 後)
において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2～6 (省 略)	において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を入所させる施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2～6 (省 略)

(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年豊中市条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (省 略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、	(食事の提供の特例) 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (省 略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる

(現 行)	(改 正 後)
<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (省 略) 2 (省 略)	体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (省 略) 2 (省 略)

(豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年豊中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (省 略) (3) <u>栄養士</u> 1以上 (4)・(5) (省 略) 2～6 (省 略) 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に	第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) (省 略) (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)・(5) (省 略) 2～6 (省 略) 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福

(現 行)	(改 正 後)
従事させることができる。 8・9 (省 略)	祉施設の職務に従事させることができる。 8・9 (省 略)

(豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 豊中市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2～4 (省 略)	(職員) 第19条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第22条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあつては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 2～4 (省 略)

(豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年豊中市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)・(6) (省 略) 2・3 (省 略) 4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の<u>栄養士</u>及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	(従業者の員数) 第5条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第5号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) (省 略) 2・3 (省 略) 4 第1項各号(第1号を除く。)及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 3 1 号

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次の
ように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教
育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い，家庭的保育事
業者等と保育所等との連携の基準等を緩和するため，提案する
ものである。

豊中市条例第 号

豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに<u>附則第3項及び附則第4項</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保	(保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等につ

(現 行)	(改 正 後)
育事業者等については、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u>こと。 (2) (省 略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	いては、この限りでない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）<u>を実施すること</u>。 (2) (省 略) (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育</u>

(現 行)	(改 正 後)
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u>	<u>事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、<u>次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、<u>第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u>

(現 行)	(改 正 後)
(2) (省 略) <u>4・5</u> (省 略) 附 則 1～3 (省 略) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 (省 略)	(2) (省 略) <u>6・7</u> (省 略) 附 則 1～3 (省 略) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 5～10 (省 略)

（豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 豊中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項</u>にお

(現 行)	(改 正 後)
第1号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (省 略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (省 略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設に	いて同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 (省 略) (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) (省 略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設に

(現 行)	(改 正 後)
において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2</u> 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第1号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3</u> <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4</u> 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u>

(現 行)	(改 正 後)
<u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) (省 略) <u>4～9 (省 略)</u> 附 則 1～4 (省 略) 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算	<u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) (省 略) <u>6～11 (省 略)</u> 附 則 1～4 (省 略) 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算

(現 行)	(改 正 後)
して <u>10</u> 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	して <u>15</u> 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 3 2 号

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

児童福祉法の改正に伴い，乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、豊中市児童福祉審議会条例(令和6年豊中市条例第49号)第1条に規定する豊中市児童福祉審議会の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び

消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見

落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 1 6 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第 1 7 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及

びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業

及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- （2） 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- （3） ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- （4） 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- （5） 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- （6） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.

98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は，次のア，イ及びカの要件に，保育室等を3階以上に設ける建物は，次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ，同表の中欄に掲げる区分ごとに，それぞれ同表の右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー
3 階	常用	3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
		4 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 屋外階段
3 階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の
		2 屋外階段

		屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる

要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。) を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了し

た者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定め

る指針に準じ，乳児等通園支援事業の特性に留意して，利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は，利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり，乳児等通園支援の内容等につき，その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は，次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ，当該各号に定めるところによる。

- （1） 保育所 豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第59号）（保育所に係る基準に限る。）
- （2） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 豊中市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件を定める条例（平成30年豊中市条例第44号）
- （3） 幼保連携型認定こども園 豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第46号）
- （4） 家庭的保育事業等を行う事業所 豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第48号）（居宅訪問型保育事業に係る基準を除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は，余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において，これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは，「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

市議案第 33 号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備
及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を
改正する条例の設定について

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に
関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び
運営に関する基準等の改正に伴い，所要の規定を改正するため，
提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市指定障害福祉サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(食事) 第88条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 指定生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって，指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第88条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 指定生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって，指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(豊中市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市指定障害者支援施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(食事) 第38条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 指定障害者支援施設は，食事の提供を行う場合であって，指定障害者支援施設に<u>栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第38条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 指定障害者支援施設は，食事の提供を行う場合であって，指定障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(現 行)	(改 正 後)
	い。

(豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(食事) 第45条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第45条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(食事) 第30条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第30条 (省 略) 2～4 (省 略) 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第 34 号

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止する条例の設
定について

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止する条例を次のように設
定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止するため、提案するもの
である。

豊中市条例第 号

豊中市立養護老人ホーム条例を廃止する条例

豊中市立養護老人ホーム条例（平成 24 年豊中市条例第 52 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の利用に係るこの条例による廃止前の豊中市立養護老人ホーム条例第 16 条第 1 項に規定する利用料金については、なお従前の例による。
- 3 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年豊中市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 58 号を削り、第 59 号を第 58 号とし、第 60 号から第 81 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 3 項中「同項第 80 号及び第 81 号」を「同項第 79 号及び第 80 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 79 号」を「第 78 号」に、「同項第 80 号及び第 81 号」を「同項第 79 号及び第 80 号」に改める。

- 4 豊中市都市公園条例の一部を改正する条例（令和 5 年豊中市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

- 3 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年豊中市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 80 号を第 81 号とし、第 68 号から第 79 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 67 号の次に次の 1 号を加える。

(68) 都市公園指定管理者選定評価委員会

委員 日額 9,700 円

第 4 条第 3 項中「同項第 79 号及び第 80 号」を「同項第 80 号及び第 81 号」に改める。

第 5 条第 2 項中「第 78 号」を「第 79 号」に、「同項第

79号及び第80号」を「同項第80号及び第81号」に改める。

市議案第 3 5 号

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会条例の設定について

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 2 月 2 1 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

市長の附属機関として，豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会を設置するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 本市に，豊中市立養護老人ホーム条例（平成24年豊中市条例第52号）第2条第1号に規定する豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなかを移譲するに当たり，当該施設を運営する事業者（以下「移譲先事業者」という。）を選定するため，市長の附属機関として，豊中市立養護老人ホーム永寿園とよなか移譲先事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は，市長の諮問に応じて，移譲先事業者の選定に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は，委員4人以内で組織する。

2 委員は，学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員は，第2条の諮問に係る移譲先事業者の選定に係る調査審議が終了したときは，解嘱されるものとする。

2 市長は，特別の理由があると認める場合は，前項の規定にかかわらず，委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は，委員の互選によって定める。

3 会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは，あらかじめ会長の定めた委員が，その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（委員の責務）

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（報酬等）

第8条 委員の報酬の額は、日額9,700円とする。

2 委員に対する報酬は、その都度支給する。

3 委員が公務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の旅費の額及びその支給方法については、豊中市職員旅費支給条例（昭和23年豊中市条例第27号）中市長に属する事項を準用する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

2 この条例は、第2条の諮問に係る移譲先事業者の選定に係る調査審議が終了した日限り、その効力を失う。

市議案第 36 号

豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 4 年豊中市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（職員の配置の基準） 第 1 3 条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 5 0 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第 6 号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第 7 号の調理員を置かないことができる。 （1）～（5） （省 略） （6） <u>栄養士</u> 1 以上 （7） （省 略） 2～11 （省 略） 12 第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。	（職員の配置の基準） 第 1 3 条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員 5 0 人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第 6 号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第 7 号の調理員を置かないことができる。 （1）～（5） （省 略） （6） <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1 以上 （7） （省 略） 2～11 （省 略） 12 第 1 項第 3 号、第 6 号及び第 7 号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かない

(現 行)	(改 正 後)
(1) 養護老人ホーム 生活相談員, <u>栄養士</u>又は調理員, 事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員, <u>栄養士</u>又は調理員, 事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員, 事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u> (病床数100以上の病院に限る。) (5) (省 略)	ことができる。 (1) 養護老人ホーム 生活相談員, <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員, 事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員, <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員, 事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員, 事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u> (病床数100以上の病院に限る。) (5) (省 略)

(豊中市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に, 傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は, 次のとおりとする。ただし, 利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に	(従業者の員数) 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は, 次のとおりとする。ただし, 利用定員(当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に

(現 行)	(改 正 後)
規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)・(6) (省 略) 2～8 (省 略) (従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。	規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) (省 略) 2～8 (省 略) (従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。

(現 行)	(改 正 後)
(1)・(2) (省 略) (3) <u>栄養士</u> 1以上 (4)・(5) (省 略) 2～5 (省 略) (従業者の員数) 第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条及び第202条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる	(1)・(2) (省 略) (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)・(5) (省 略) 2～5 (省 略) (従業者の員数) 第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(指定介護予防サービス等基準条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者をいう。以下この条及び第202条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として

(現 行)	(改 正 後)
数が確保されるために必要な数以上とすること。 (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、<u>栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 (3) (省 略) (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 2 (省 略)	必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 (2) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 (3) (省 略) (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。 2 (省 略)

(豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員の配置の基準) 第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当	(職員の配置の基準) 第12条 特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当

(現 行)	(改 正 後)
該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) (省 略) (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7) (省 略) 2～8 (省 略) (職員の配置の基準) 第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) (省 略) (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7) (省 略) 2～8 (省 略) 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区	該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) (省 略) (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7) (省 略) 2～8 (省 略) (職員の配置の基準) 第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) (省 略) (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7) (省 略) 2～8 (省 略) 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、

(現 行)	(改 正 後)
分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u> (病床数100以上の病院に限る。) (5) (省 略) 10・11 (省 略) 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u> (病床数100以上の病院に限る。) (5) (省 略) 10・11 (省 略) 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(現 行)	(改 正 後)
13～15 (省 略)	13～15 (省 略)

(豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第153条 (省 略) 2～12 (省 略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (省 略)	(従業者の員数) 第153条 (省 略) 2～12 (省 略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (省 略)

(豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め

る条例の一部改正)

第5条 豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(従業者の員数) 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に	(従業者の員数) 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、

(現 行)	(改 正 後)
支障がないときは、第４号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (１)～(３) (省 略) (４) <u>栄養士</u> １以上 (５)・(６) (省 略) ２～８ (省 略) (従業者の員数) 第１６７条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第３号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (１)・(２) (省 略) (３) <u>栄養士</u> １以上 (４)・(５) (省 略) ２～５ (省 略) 第１７４条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。	利用者の処遇に支障がないときは、第４号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (１)～(３) (省 略) (４) <u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 (５)・(６) (省 略) ２～８ (省 略) (従業者の員数) 第１６７条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第３号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (１)・(２) (省 略) (３) <u>栄養士又は管理栄養士</u> １以上 (４)・(５) (省 略) ２～５ (省 略) 第１７４条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(現 行)	(改 正 後)
(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員，支援相談員，理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は，それぞれ，利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），<u>栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上 (3) （省 略） (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては，当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は，それぞれ，利	(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。），介護職員，支援相談員，理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>の員数は，それぞれ，利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け，かつ，指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師，薬剤師，看護職員，介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。），<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は，それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上 (3) （省 略） (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては，当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師，薬剤師，看護職員，介護職員，理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>の員数

(現 行)	(改 正 後)
利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 (省 略)	は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 (省 略)

(豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年豊中市条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)・(6) (省 略) 2～9 (省 略) 10 第1項第4号の<u>栄養士</u>及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 (省 略)	(職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1)～(3) (省 略) (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) (省 略) 2～9 (省 略) 10 第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 (省 略)

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第 37 号

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の
実施に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の設定について

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

介護保険法施行規則の改正に伴い，地域包括支援センターの職員の配置の基準を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年豊中市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（職員に係る基準及び員数） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3） （省 略）	（職員に係る基準及び員数） 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>豊中市介護保険事業運営委員会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 （1）～（3） （省 略） 2 <u>前項の規定にかかわらず、豊中市介護保険事業運営委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>とする。</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第 38 号

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の設定に
ついて

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、
所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年豊中市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（職員配置の基準） 第 1 0 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあつては，第 3 号に掲げる職員を置かないことができる。 （1）・（2） （省 略） （3） <u>栄養士又は調理員</u> 1 以上 （4）～（6） （省 略） 2 （省 略）	（職員配置の基準） 第 1 0 条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。ただし，調理業務の全部を委託する施設にあつては，第 3 号に掲げる職員を置かないことができる。 （1）・（2） （省 略） （3） <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員 1 以上 （4）～（6） （省 略） 2 （省 略）

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

市議案第 39 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例の設定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 21 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い，所要の規定を改
正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第1条 廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年豊中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
第72条 第34条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。	第72条 第34条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は500,000円以下の罰金に処する。
第73条 第39条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>禁錮</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。	第73条 第39条の規定による命令に違反した者は、3月以下の <u>拘禁刑</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。

(豊中市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第2条 豊中市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成23年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
(罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (省 略)	(罰則) 第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は200,000円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (省 略)

(豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部改正)

第3条 豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成17年豊中市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第 8 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 3 月以下の <u>懲役</u> 又は 1 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。 (1) ・ (2) (省 略)	第 8 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 3 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。 (1) ・ (2) (省 略)

(豊中市屋外広告物条例の一部改正)

第 4 条 豊中市屋外広告物条例 (平成 2 3 年豊中市条例第 5 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の (現行) の欄に掲げる規定を同表の (改正後) の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(罰 則) 第 4 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。 (1) 〜 (3) (省 略)	(罰 則) 第 4 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、 1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。 (1) 〜 (3) (省 略)

(豊中市ラブホテル建築規制条例の一部改正)

第 5 条 豊中市ラブホテル建築規制条例 (昭和 5 7 年豊中市条例第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

次の表の (現行) の欄に掲げる規定を同表の (改正後) の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(罰 則) 第 1 2 条 第 8 条の規定による市長の中止命令に違反した者は、 6 月以下の <u>懲役</u> 又は 1 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。 2 (省 略)	(罰 則) 第 1 2 条 第 8 条の規定による市長の中止命令に違反した者は、 6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1 0 0 , 0 0 0 円以下の罰金に処する。 2 (省 略)

(豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例の一部改正)

第 6 条 豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例 (昭和 2 6 年豊中市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
第7条 有功者が <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたときは、その資格を失うものとする。	第7条 有功者が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたときは、その資格を失うものとする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年豊中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（期末手当の支給制限） 第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （省 略） （3） 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	（期末手当の支給制限） 第27条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 （1）・（2） （省 略） （3） 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第27条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(現 行)	(改 正 後)
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (省 略) 2～4 (省 略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (省 略) 6～8 (省 略)	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) (省 略) 2～4 (省 略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (省 略) 6～8 (省 略)

(退職手当条例の一部改正)

第8条 退職手当条例（昭和28年豊中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)

(現 行)	(改 正 後)
第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (省 略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合 (3) (省 略)	第 1 3 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) (省 略) (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合 (3) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
6～10 (省 略) (退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (省 略) 2～6 (省 略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条	6～10 (省 略) (退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (省 略) 2～6 (省 略) (退職をした者の退職手当の返納) 第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条

(現 行)	(改 正 後)
において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (省 略) 2～6 (省 略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (省 略)	において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (省 略) 2～6 (省 略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (省 略)

(豊中市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例の一部改正)

第9条 豊中市消防団員の定員、任免、服務、給与等に関する条例(昭和41年豊中市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(欠格事項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (省 略)	(欠格事項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3) (省 略)

(豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第10条 豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年豊中市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(退職報償金の支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) (省 略)	(退職報償金の支給の制限) 第7条 退職報償金は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(4) (省 略)

附 則

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第7条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第27条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第5項(第3号に係る部分に限る。)並びに第8条

の規定による改正後の退職手当条例第 13 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

4 前 2 項に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、市規則で定める。

市議案第 4 0 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 2 月 2 1 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い，低所得者の保険料軽減
措置の基準を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（低所得者の保険料の減額） 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。 （1）（省 略） （2） 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>295,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （省 略） （3） 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定め	（低所得者の保険料の減額） 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。 （1）（省 略） （2） 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>305,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （省 略） （3） 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定め

(現 行)	(改 正 後)
る金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>545,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (省 略) 2～4 (省 略)	る金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>560,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (省 略) 2～4 (省 略)

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例第16条第1項の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

市議案第 4 1 号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を
改正する条例の設定について

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 2 月 2 1 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

保護樹等に係る罰則の規定を削除するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市環境の保全等の推進に関する条例の一部を改正する条例

豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成17年豊中市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
目次 第1章～第8章 （省 略） 第9章 罰則（第89条—<u>第93条</u>） 附則 第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。 <u>（1）第35条の規定による命令に違反した者</u> <u>（2）・（3）</u> （省 略） <u>第92条 第32条第2項又は第3項の規定に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。</u> <u>第93条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>第89条から前条までの違反行為</u>をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	目次 第1章～第8章 （省 略） 第9章 罰則（第89条—<u>第92条</u>） 附則 第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。 <u>（1）・（2）</u> （省 略） <u>第92条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前3条の違反行為</u>をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

市議案第 4 2 号

市営住宅条例の一部を改正する条例の設定について

市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

市営住宅の入居に際し，連帯保証人の確保を不要とするため，提案するものである。

豊中市条例第 号

市営住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅条例（昭和 3 6 年豊中市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（入居手続） 第 8 条 入居決定者は，市長の指定する期日までに<u>連帯保証人の連署した市営住宅使用証書（市規則で定める特別の事情がある者については，当該連署を除く。）</u>に敷金を添えて市長に提出しなければならない。 <u>2 前項に規定する連帯保証人の資格その他については，市規則で定める。</u>	（入居手続） 第 8 条 入居決定者は，市長の指定する期日までに市営住宅使用証書に敷金を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

- この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例による改正後の市営住宅条例第 8 条の規定は，この条例の施行の日以後になされた入居の申込みに係る入居手続について適用し，同日前になされた入居の申込みに係る入居手続については，なお従前の例による。

市議案第 4 3 号

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道
技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者
の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定す
るものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

水道法施行令の改正に伴い，水道の布設工事監督者の資格そ
の他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

豊中市布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年豊中市条例第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
（布設工事監督者の資格） 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は<u>高等専門学校</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後</u>），5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	（布設工事監督者の資格） 第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2） 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は<u>高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した後。次号において同じ。</u>），5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）

(現 行)	(改 正 後)
(4) 学校教育法による高等学校又は<u>中等教育学校</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>者</u> (5) 10年以上<u>水道</u>の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>者</u> (6) (省 略) (水道技術管理者の資格) 第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は，次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u>	(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (5) 学校教育法による高等学校又は<u>中等教育学校</u>（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>者</u>（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (7) 10年以上<u>水道等</u>の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する<u>者</u>（5年以上水道の工事にに関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (8) (省 略) (水道技術管理者の資格) 第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は，次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号，第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては，修了した後），同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上，同条第3号に規定する学校</u>

(現 行)	(改 正 後)
(2) 前条第1号, 第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外</u>の工学, 理学, 農学, 医学若しくは薬学に関する<u>学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した後), 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した者)については6年以上, <u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (省 略) (4) <u>前2号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有する者として管理規程で定める者	<u>を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した者)については5年以上, 同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号, 第3号又は第5号に規定する学校において工学, 理学, 農学, 医学若しくは薬学の<u>課程</u>又はこれらに相当する<u>課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した後), 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては, 修了した者)については6年以上, <u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (省 略) (4) <u>前3号</u>に掲げる者と同等以上の技能を有する者として管理規程で定める者

附 則

この条例は, 令和7年4月1日から施行する。

市議案第 4 4 号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）2 月 2 1 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

基金の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例（昭和43年豊中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
第2条 基金の額は、 <u>346,872,503円</u> とする。	第2条 基金の額は、 <u>362,219,403円</u> とする。

附 則

この条例は、令和7年3月31日から施行する。

市議案第 4 5 号

豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部を改正する条例の設定について
豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 2 月 2 1 日 提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令
の改正に伴い，退職報償金の勤務年数区分を改正するため，提
案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年豊中市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)							(改 正 後)								
別表							別表								
退職報償金支給額表							退職報償金支給額表								
階級	勤務年数						階級	勤務年数							
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上		5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上	
団長	(省 略)						団長	(省 略)						円 1, 0 7 9, 0 0 0	
副団長							副団長							1, 0 0 9, 0 0 0	
分団長							分団長							9 4 9, 0 0 0	
副分団 長							副分団 長							9 0 9, 0 0 0	
部長及 び班長							部長及 び班長							8 3 4, 0 0 0	
団員							団員							7 8 9, 0 0 0	
														0 0	

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。